

今後の学校における
キャリア教育・職業教育の在り方について
審議経過報告(案) 参考資料

平成21年7月

- 目次 -

現状と課題 改革の基本的方向性

若者の現状	…p3
雇用の現状	…p4
就職者の全体構成の推移	…p6
職業別就職者数の推移	…p7
就職者数の推移(学校種別)	…p8
就職率の推移(学校種別)	…p9
進学率の推移	…p10
後期中等教育、高等教育機関の学校数、学生・生徒数等の状況	…p11
各学校種の主な制度	…p12
日本の学校系統	…p13
キャリア教育・職業教育等の現状	…p14
企業から見た人材の現状	…p15
体験活動の成果	…p16

後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方

学校数の推移(学校種別)	…p17
生徒数の推移(学校種別)	…p18
中学校卒業者の進路状況	…p19
高等学校の目的・目標、制度の概要	…p20
高等学校の学科数・生徒数(学科別)	…p21
高等学校の学科数の推移(学科別)	…p22
高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移	…p23
高等学校専攻科の概要	…p24
高等学校卒業者の進路状況の推移	…p25
高等学校卒業者の進路状況の推移(普通科・専門学科別)	…p26

高等学校卒業者の進路別の割合	…p27
卒業後、進学も就職もしていない者の割合	…p28
学歴別の正社員割合	…p29
高等学校卒業者の就職率(都道府県別)	…p30
高等学校卒業者の職業別就職割合(昭和45年3月)	…p31
高等学校卒業者の職業別就職割合(平成20年3月)	…p32
高等学校卒業者の産業別就職割合(昭和45年3月)	…p33
高等学校卒業者の産業別就職割合(平成20年3月)	…p34
科目「産業社会と人間」の概要	…p35
科目「産業社会と人間」の取組例	…p36
科目「産業社会と人間」の取組例	…p37
公立高等学校におけるインターンシップの実施状況	…p38
公立高等学校におけるインターンシップの実施状況	…p39
特別免許状制度	…p40
特別非常勤講師制度	…p41
専修学校高等課程(高等専修学校)の制度の概要	…p42
専修学校高等課程(高等専修学校)の状況	…p43

高等教育における職業教育の在り方

18歳人口、進学率の推移	…p44
大学の学校数及び学生数の変遷	…p45
大学の学科別学生割合	…p46
短期大学の学校数及び学生数の変遷	…p46
短期大学の学科別学生割合	…p47
高専の学校数及び学生数の変遷	…p47
高専の学科別学生割合	…p48
専門学校の学校数及び生徒数の変遷	…p48
専門学校の学科別生徒割合	…p48

職業別就業者構成割合の変遷	…p49
産業別労働者の過不足状況判断(D.I.:「不足」-「過剰」)	…p50
職種別労働者の過不足状況判断(D.I.:「不足」-「過剰」)	…p51
新規求人倍率の推移	…p52
将来的な雇用ニーズに関する提言等	…p53
今後求められる人材養成の方向性に関する提言等	…p54
技術者に求められる能力	…p55
技能者の過不足状況	…p56
大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の各分野 の具体例及び関連する資格例	…p57
主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等	…p63
大学(学部)における職業意識・能力の形成を 目的とした教育の実施状況	…p70
短期大学における職業意識・能力の形成を目的 とした教育の実施状況	…p71
職場体験・インターンシップの実施状況	…p72
大学等における職業意識の形成に関わる授業科目 の開設状況に関する学校数の割合	…p73
産学人材育成パートナーシップ	…p74
高等専門学校教育の充実について	…p75
専門学校の専門分野別教員(本務及び兼務) 実務経験年数割合	…p76
専門学校卒業生の採用理由と育成方針	…p77
専門学校教育に対する期待	…p78
大学の関係学科別進路別卒業生割合	…p78
短大の関係学科別進路別卒業生割合	…p79
高専の進路別卒業生割合	…p80

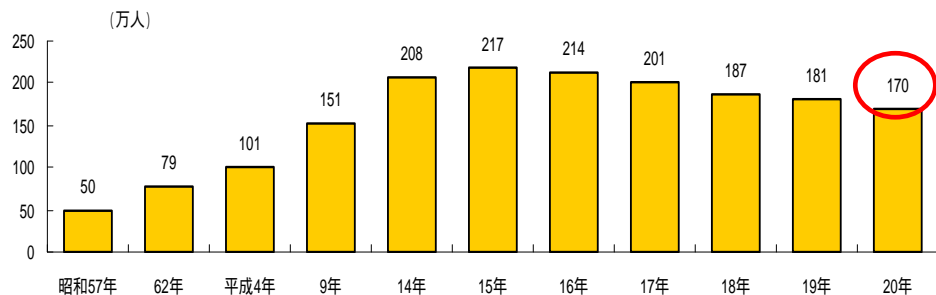
専門学校の学科別卒業生割合	…p81
専門学校の大学への編入生割合	…p82
大学の関係学科別産業別就職者割合	…p82
大学の関係学科別職業別就職者割合	…p83
短大の関係学科別産業別就職者割合	…p84
短大の関係学科別職業別就職者割合	…p85
高専の関係学科別産業別就職者割合	…p86
高専の関係学科別職業別就職者割合	…p87
専門学校の関係学科別産業別就職者割合	…p88
専門学校の関係学科別職業別就職者割合	…p89
大学と専門学校の教員組織・教育課程の相違	…p90
大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合 (大学)	…p91
大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合 (短期大学・高等専門学校)	…p92
専門学校の各分野別の講義、実習、企業内実習の 割合	…p93
大学生が受けた授業の形態別割合(4年以上)	…p94
旧制実業専門学校におけるカリキュラムの例	…p95
諸外国の職業教育に関する高等教育機関	…p96
諸外国における職業教育及び資格枠組みの動向	…p98
各学校段階を通じたキャリア教育・職業教育の在り方	
「生きる力」	…p102
「学士力」	…p103
職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み	…p104
「社会人基礎力」	…p105
「就職基礎能力」	…p106
新規採用にあたって重視する点	…p107

現状と課題 改革の基本的方向性

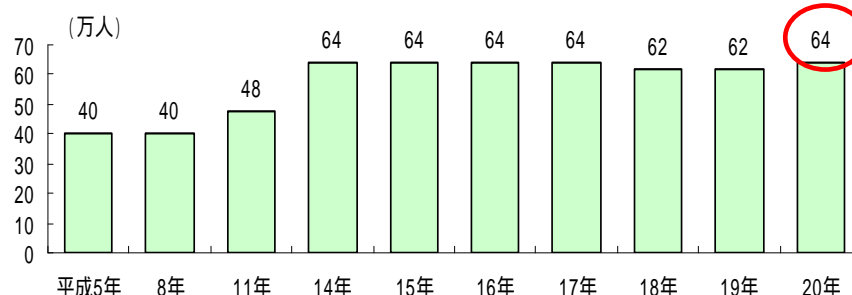
若者の現状

フリーターは170万人、若年無業者は60万人超

フリーターの数の推移



若年無業者の数の推移



(注) 「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。(平成14年より前は若干内容が異なり、単純な比較はできない)

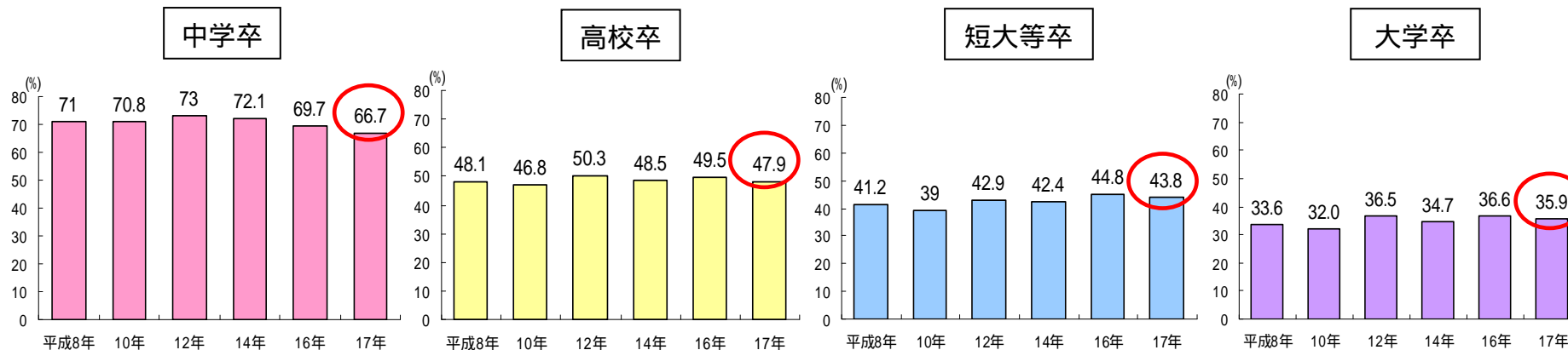
資料：総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、
総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」(平成14年～)

(注) 「若年無業者」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

資料：総務省統計局「労働力調査」

中卒で約7割、高卒で約5割、大学等卒で約4割が就職後3年以内に離職

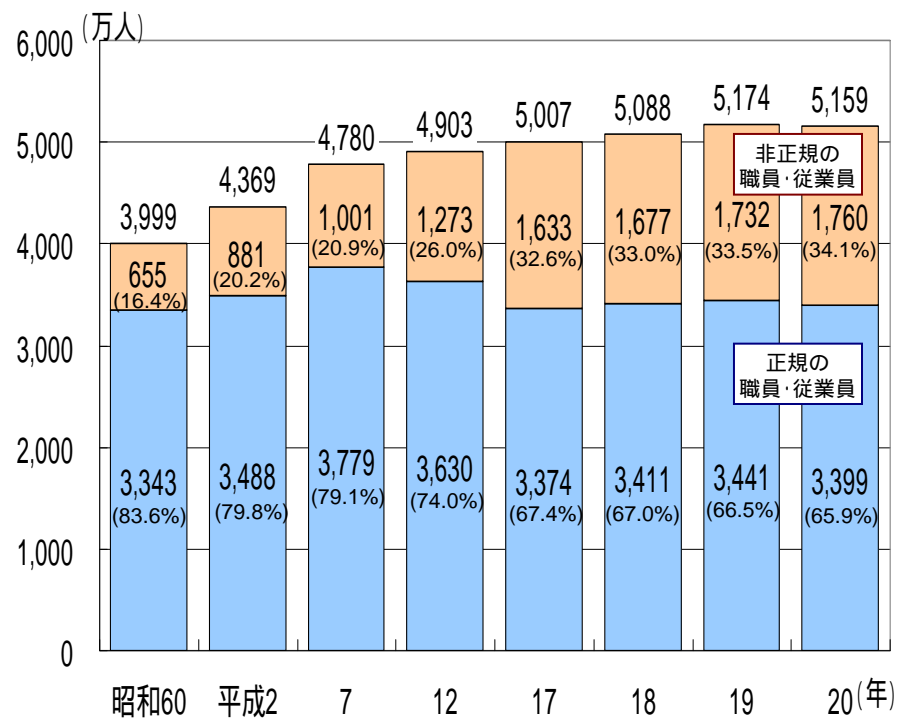
新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移



資料：厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」各年いずれも3月卒を示す

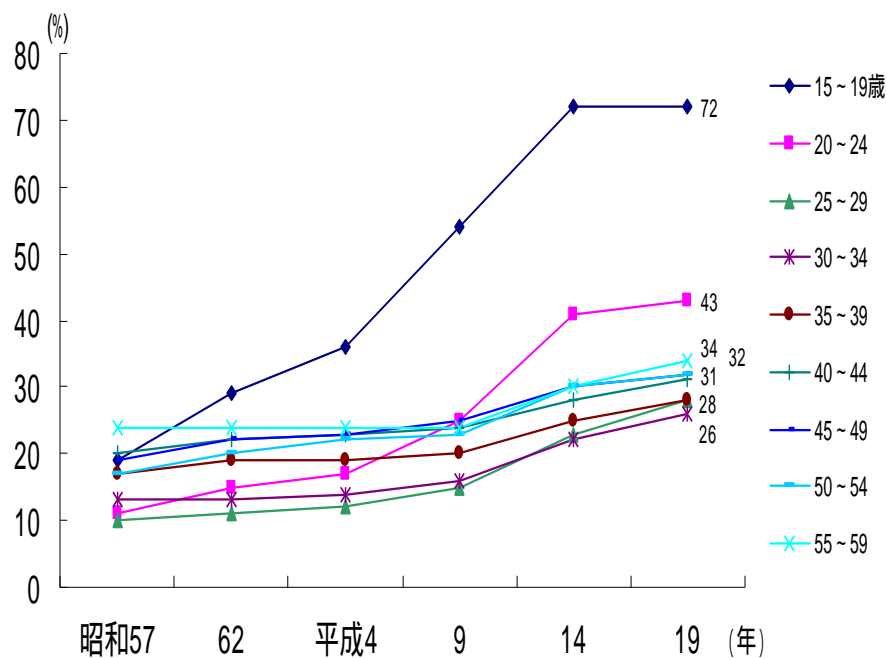
雇用の現状

雇用形態別雇用者数の推移



資料:総務省「労働力調査」

非正規雇用者の比率の推移

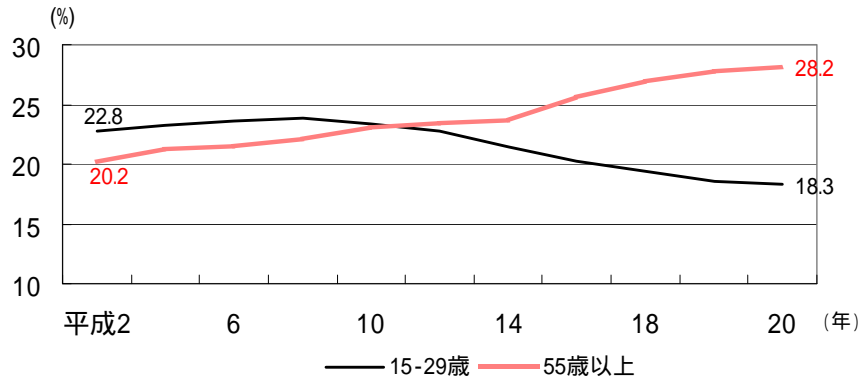


(注)会社などの役員を除く雇用者のうち、正規の職員・従業員を除いた雇用者の割合

平成12年までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、平成17年以降は「労働力調査詳細集計」(年平均)

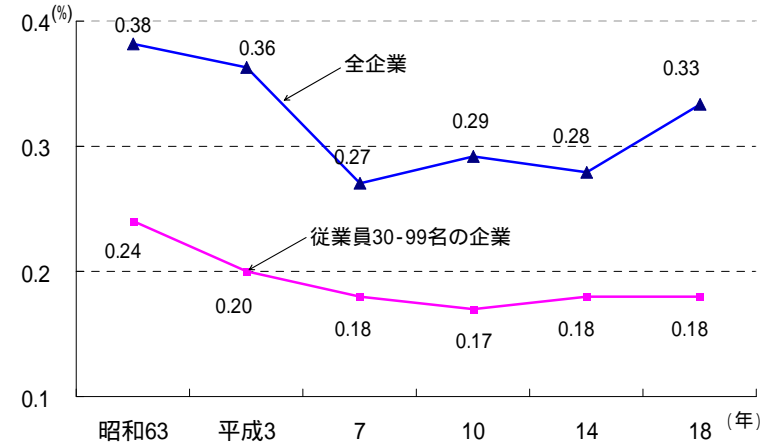
資料:総務省「就業構造基本調査」

就業者に占める若年者・高齢者の割合の推移



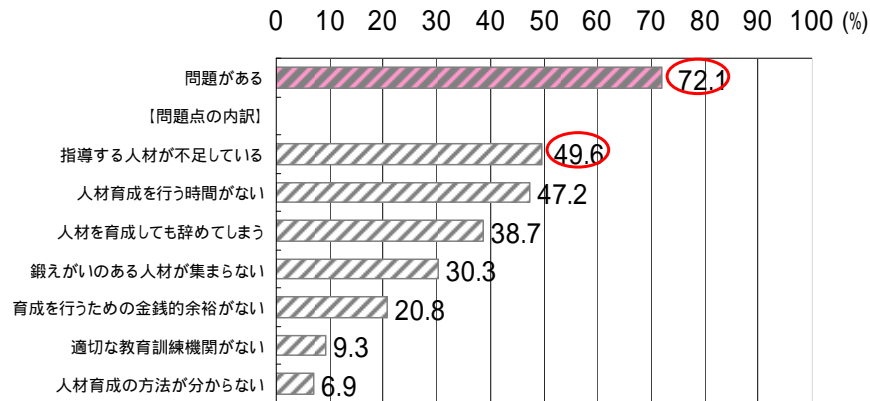
資料：総務省「労働力調査」

労働費用に占める教育訓練費用の割合の推移



資料：昭和63～平成10年は労働省「賃金労働時間制度等総合調査」により作成
平成14～18年は厚生労働省「就労条件総合調査」により作成

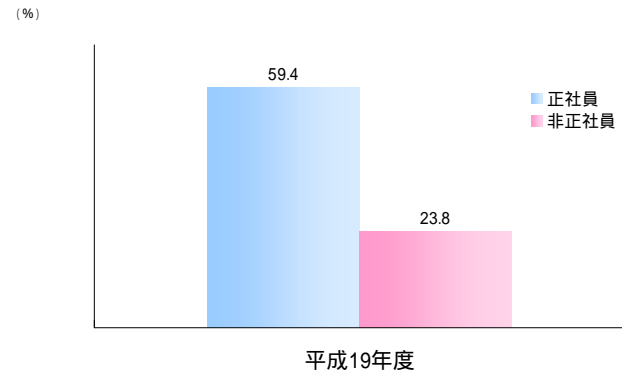
人材育成に関する問題があるとする事業所及び問題点の内訳



問題点は複数回答

資料：厚生労働省「能力開発基本調査」(平成20年度)

計画的OJT・OFF-JTの実施状況

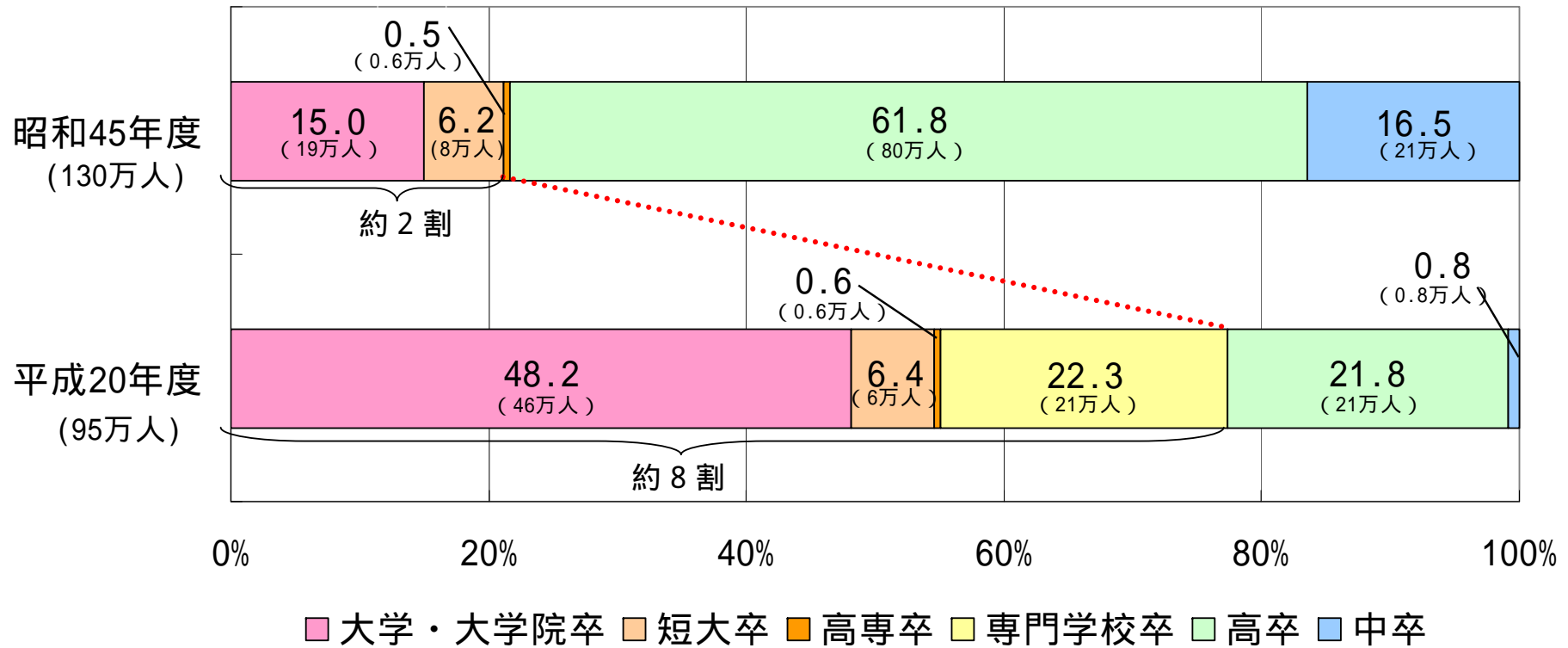


計画的OJT(日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、計画書を作成するなどして段階的・継続的に教育訓練を実施するもの)を実施した事業所の割合。

資料：厚生労働省「能力開発基本調査」(平成18年度、19年度、20年度)

就職者の全体構成の推移

近年、就職者は高等教育修了者が中心に(昭和45年度:約2割 平成20年度:約8割)

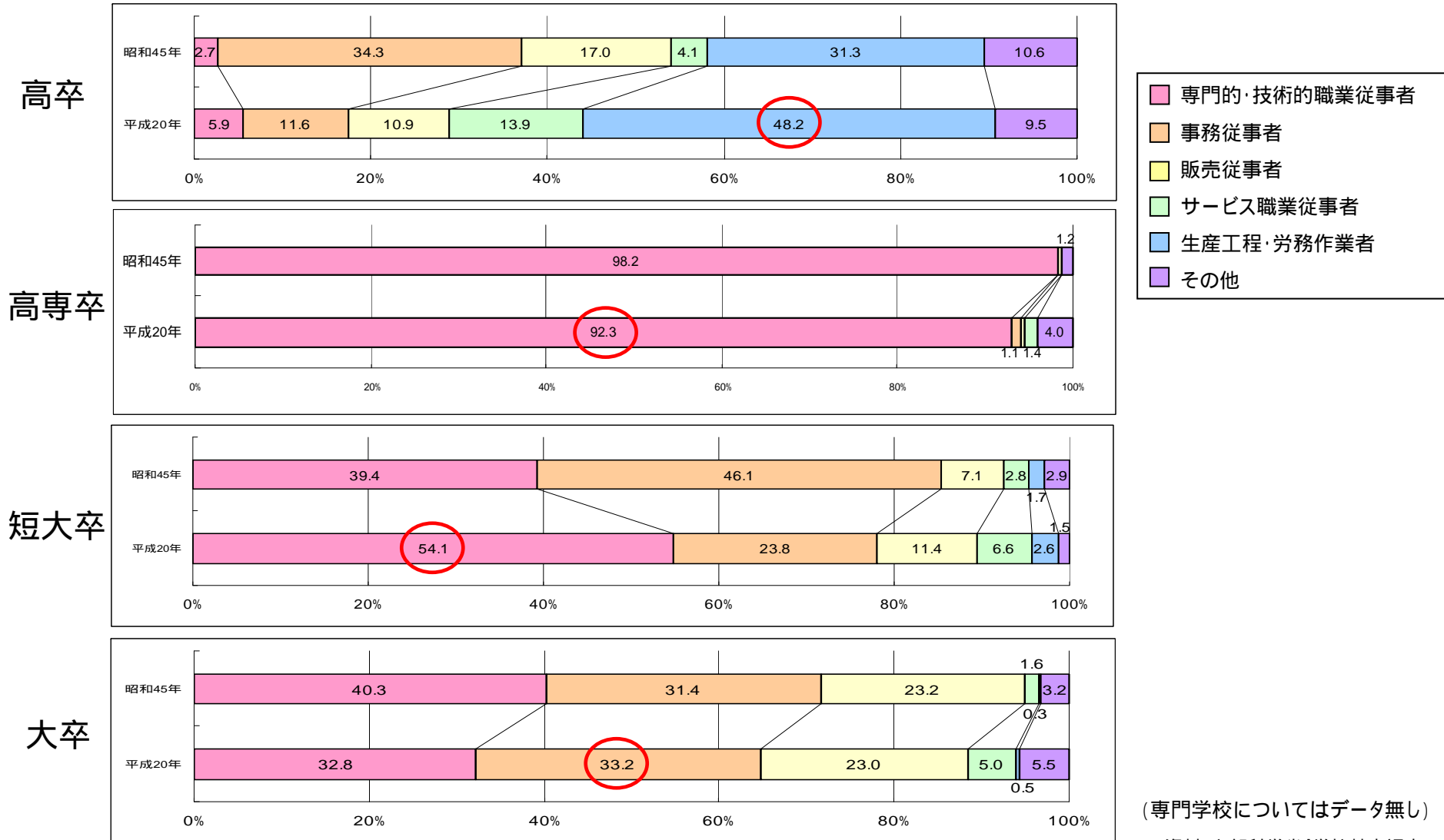


専修学校制度は昭和51年度に創設

資料:文部科学省「学校基本調査」

職業別就職者数の推移

高卒は生産工程・労務作業者、高専・短大卒は専門的・技術的職業従事者、大卒は事務従事者が最も多くなっている。

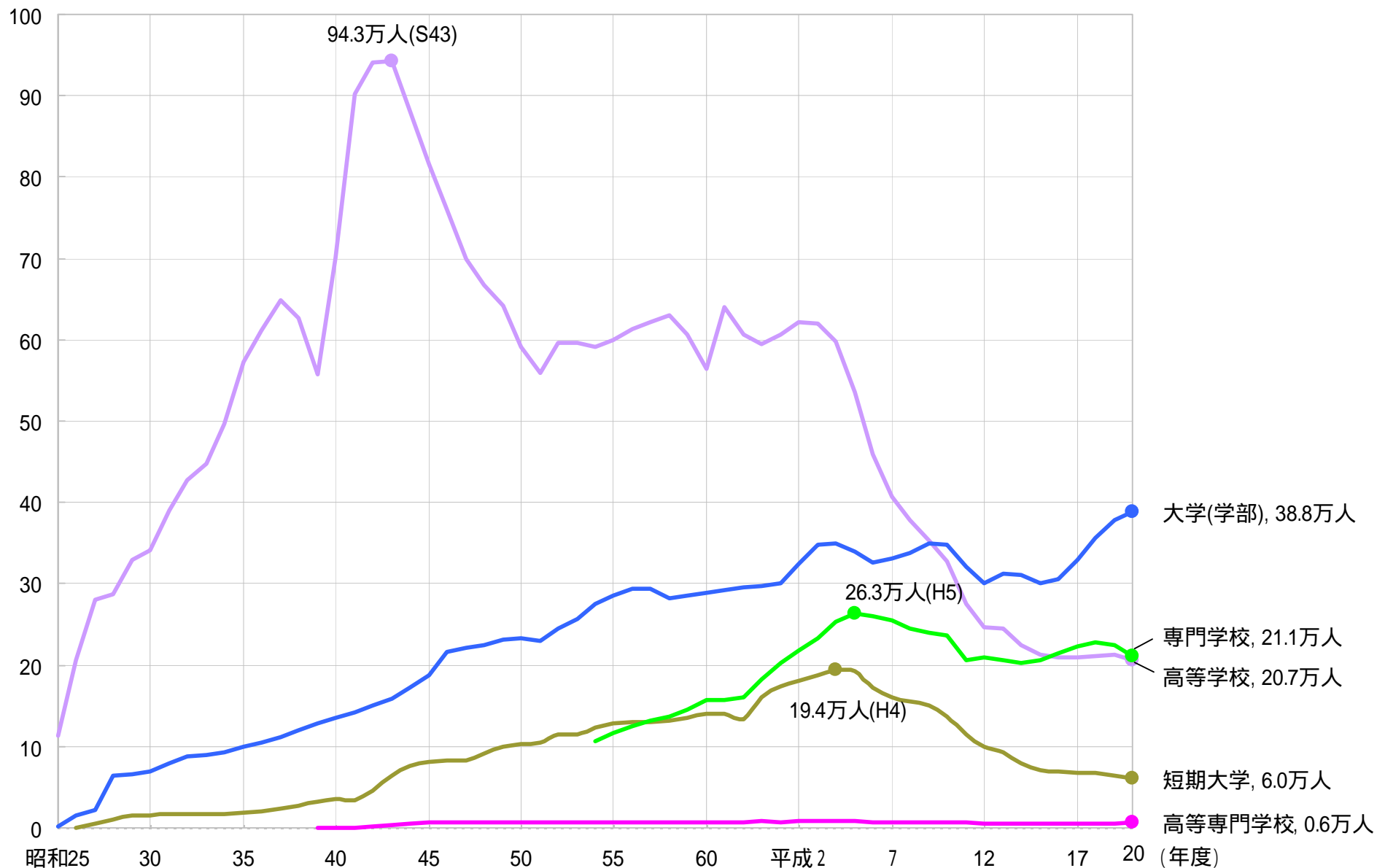


(専門学校についてはデータ無し)

資料: 文部科学省「学校基本調査」

就職者数の推移(学校種別)

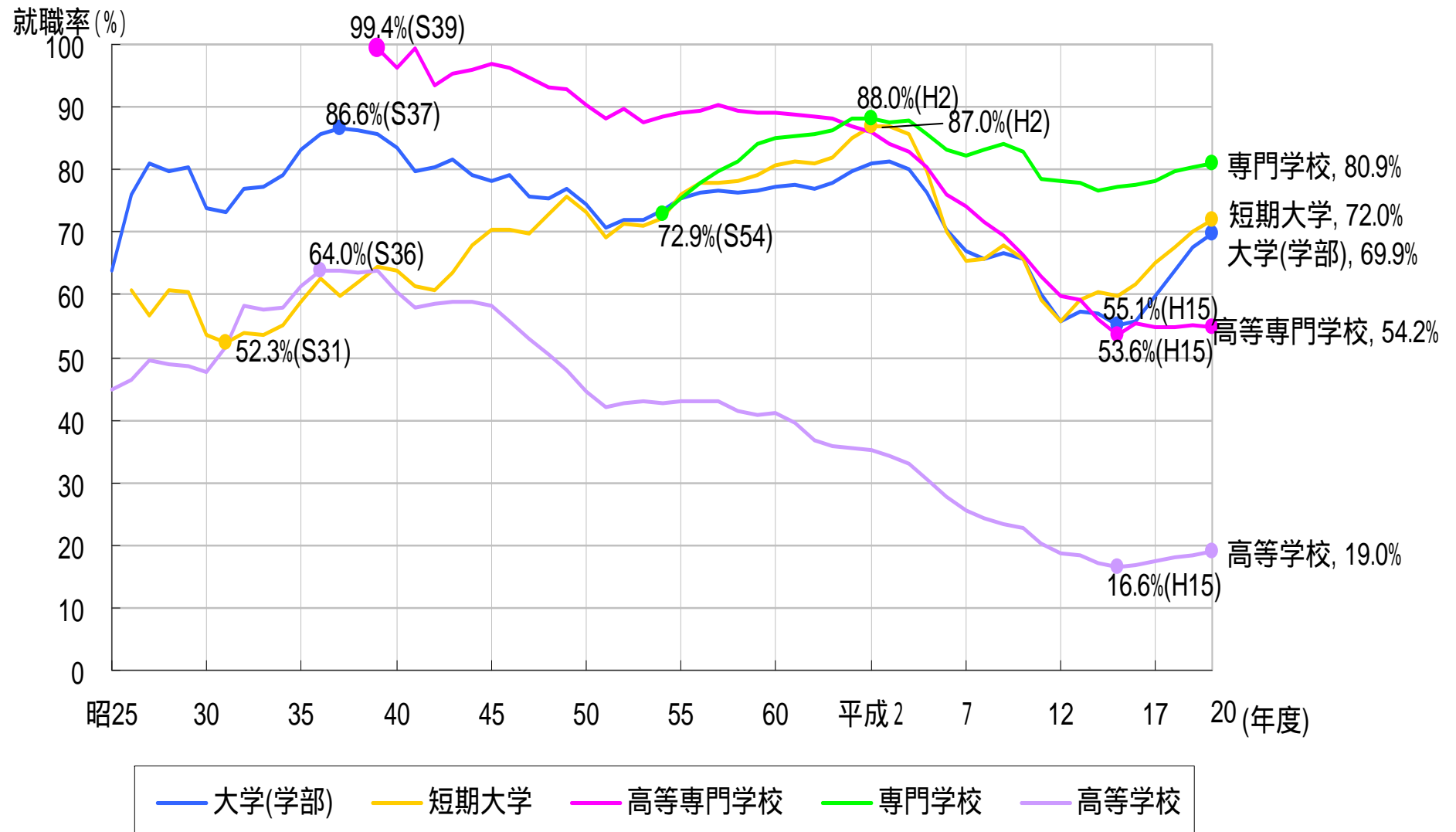
(万人)



就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

資料:文部科学省「学校基本調査」

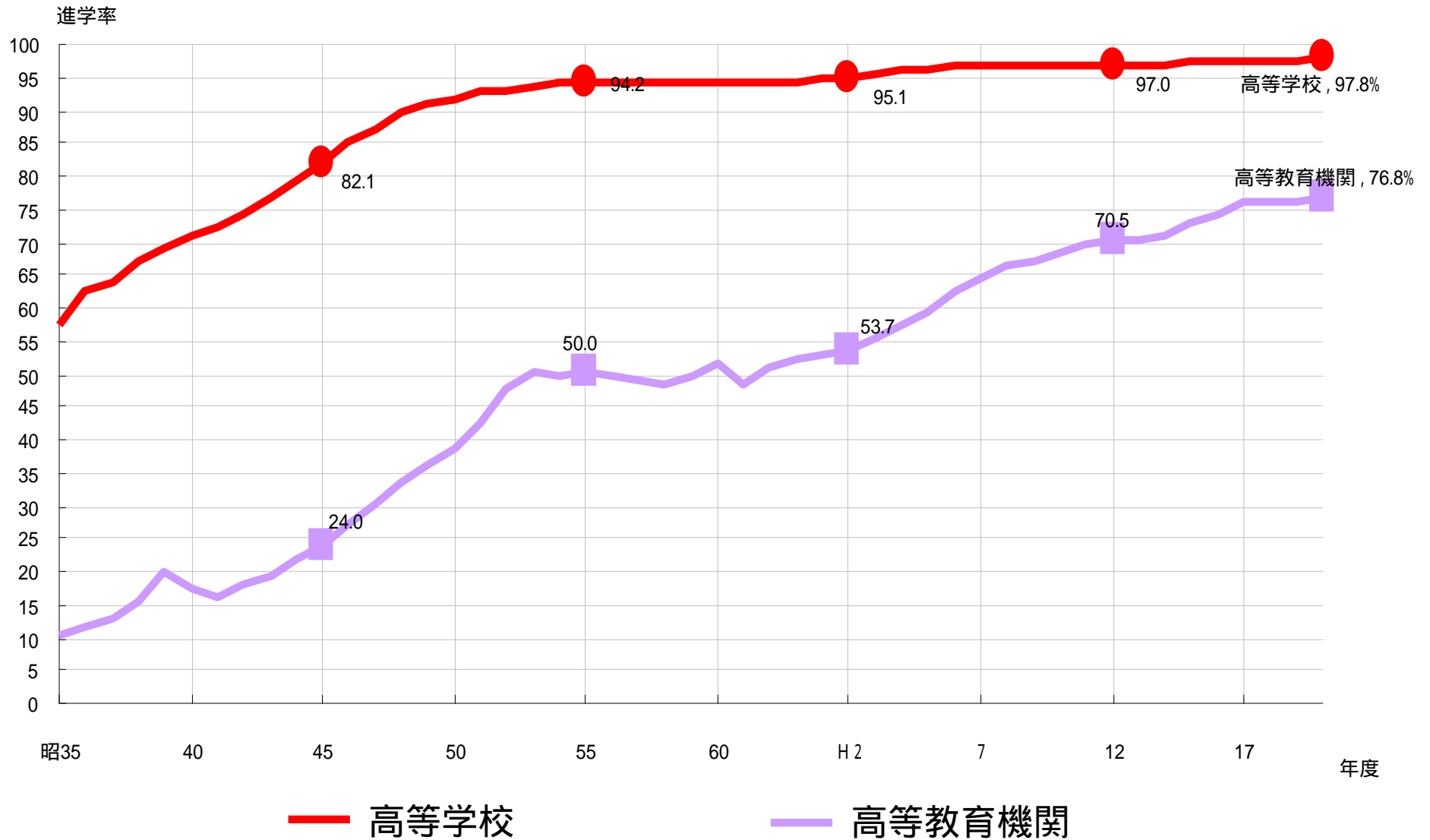
就職率の推移 (学校種別)



就職率は、各学校段階卒業後すぐに就職した者の割合を示す。
 就職率の算定に用いた就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

資料: 文部科学省「学校基本調査」

進学率の推移



資料: 文部科学省「学校基本調査」

データは、高等学校、高等教育機関への進学率を示す
高等学校について、昭和59年以降通信制への進学含む

後期中等教育、高等教育機関の学校数、学生・生徒数等の状況

	学校数(比率)	学生・生徒数 (比率)	国公私比率(学校数)			分野別比率
			国立	公立	私立	
高等学校	5,243	3,358,711	0.3% (16)	74.5% (3,906)	25.2% (1,321)	
普通科	4,359 (56.6%)	2,427,838 (72.3%)				
専門学科	3,013 (39.1%)	771,664 (23.0%)				農業11.5% <u>工業35.2%</u> 商業29.6% 水産1.2% 家庭6.0% 看護1.7% 情報0.4% 福祉1.3% その他13.2%
総合学科	328 (4.3%)	159,209 (4.7%)				
高等専修学校 (専修学校高等課程)	503	38,731	1.0% (5)	1.6% (8)	97.4% (490)	工業11.0% 農業0.02% <u>医療35.8%</u> 衛生14.7% 教育・社会福祉3.6% 商業実務17.5% 服飾・家政9.0% 文化・教養8.5%
専門学校 (専修学校専門課程)	2,968	582,864	0.4% (11)	6.8% (202)	92.8% (2,755)	工業14.2% 農業0.6% <u>医療33.8%</u> 衛生12.5% 教育・社会福祉6.9% 商業実務9.9% 服飾・家政3.6% 文化・教養18.6%
高等専門学校	64	56,135	85.9% (55)	9.4% (6)	4.7% (3)	商船学科2.0% <u>工業学科96.6%</u> その他(情報デザイン学科、コミュニケーション情報学科、国際流通学科、経営情報学科)1.4%
短期大学	417	166,448	0.5% (2)	7.0% (29)	92.6% (386)	人文科学12.4% 社会科学12.0% 教養1.4% 工業3.5% 農業0.8% 保健7.6% 家政20.8% <u>教育29.8%</u>
大学	765	2,520,593	11.2% (86)	11.8% (90)	77.0% (589)	人文科学15.6% <u>社会科学35.8%</u> 理学3.3% 工学16.3% 農学3.0% 医・歯学2.5% 薬学2.2% 家政2.6% 教育6.1%
専門職大学院	123	23,033	34.1% (42)	4.9% (6)	61.0% (75)	人文科学0.7% <u>社会科学90.7%</u> 工学1.0% 医・歯学0.6% 教育3.1%

通信教育については含まない。

高等学校の学校数は、複数の学科を併置する高校があるため、各学科の総計と異なる。

学生・生徒数については本科、学部のみ。

国公私比率は学校数ベース、分野別比率は学生・生徒数ベース。

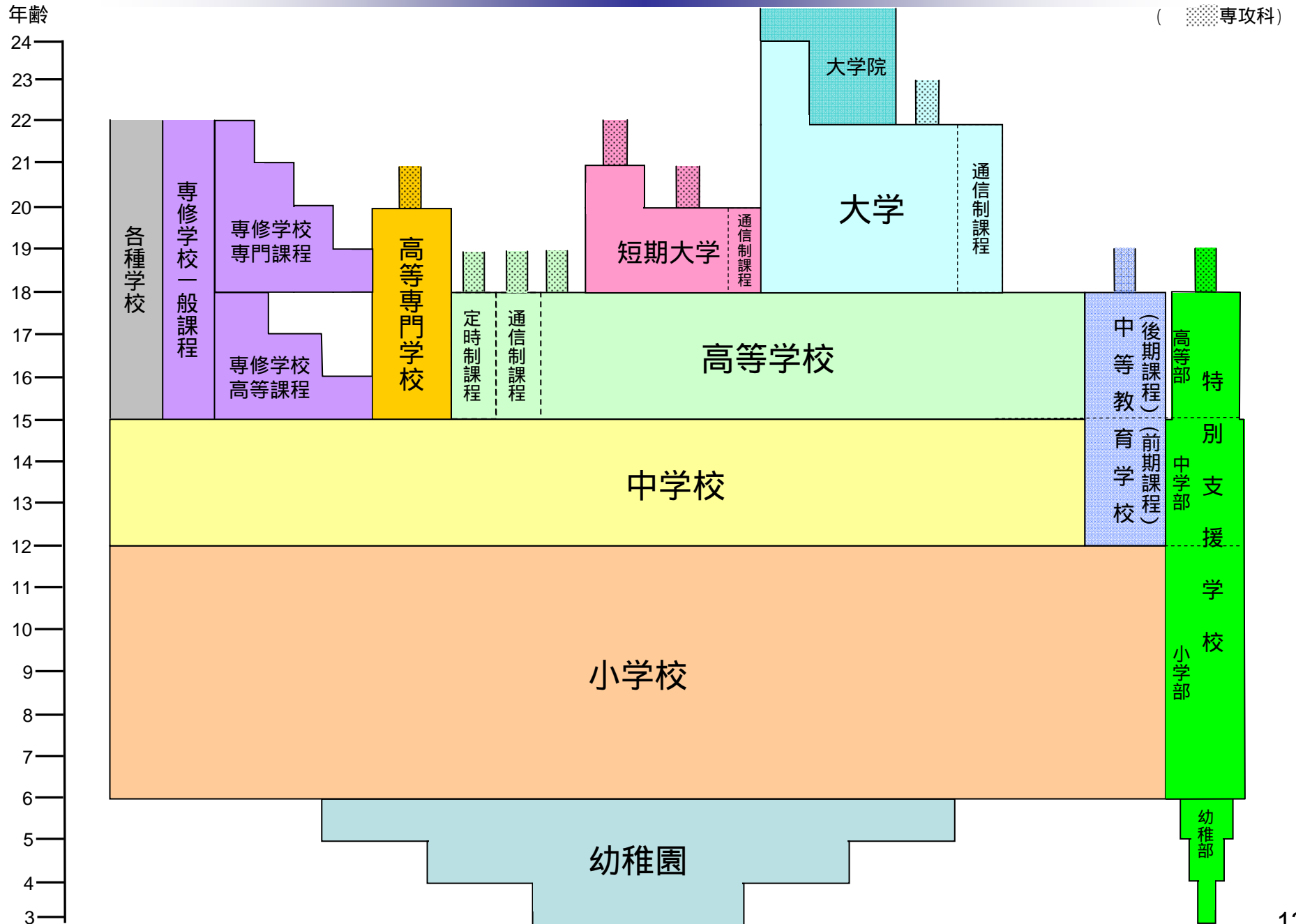
専門職大学院の学校数は、大学の内数。

資料：文部科学省「学校基本調査」(平成20年度)

各学校種の主な制度

	高等学校	専修学校	高等専門学校	短期大学	大学
目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること
入学資格	中学校等を卒業した者等	高等課程： 中学校等を卒業した者等 専門課程： 高等学校等を卒業した者等	中学校等を卒業した者等	高等学校等を卒業した者等	
修業年限	3年 (定時制・通信制：3年以上)	1年以上	5年 (商船：5年6月)	2年又は3年	4年 (医・歯・薬・獣医：6年)
卒業・ 修了要件	74単位以上	1年以上在学 年間授業時数800時間以上 (大学に編入できる専門課程：2年以上、1700時間以上) (専門士の称号を得られる専門課程：2年以上、1700時間以上) (高度専門士の称号を得られる専門課程：4年以上、3400時間以上)	167単位以上 (うち一般科目75単位以上、 専門科目82単位以上)	2年以上在学、62単位以上 (修業年限3年の短大：3年以上在学、93単位以上)	4年以上在学、124単位以上 (医・歯：6年以上、188単位以上) (薬学：6年以上、186単位以上) (うち実習20単位以上) (獣医：6年以上、182単位以上)
教職員	置くべき職員： 校長、教頭、教諭、事務職員 置くことのできる職員： 副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭等	置くべき職員： 校長、相当数の教員	置くべき職員： 校長、教授、准教授、助教、助手、事務職員 置くことのできる職員： 講師、技術職員等	置くべき職員： 学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員 置くことのできる職員： 副学長、学部長、講師、技術職員等	
設置者	国、地方公共団体、学校法人	国、地方公共団体の他、次に該当する者 ・専修学校経営に必要な経済的基礎 ・専修学校経営に必要な知識・経験 ・社会的信望	国、地方公共団体、学校法人		
設置認可	市町村立：都道府県教育委員会 私立：都道府県知事		文部科学大臣		

日本の学校系統



キャリア教育・職業教育等の現状

教育基本法(平成18年12月改正) 抄

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定) 抄

(4)特に重点的に取り組むべき事項

キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進

キャリア教育や専門高校における職業教育の推進

中学校を中心とした職場体験活動をはじめ、キャリア教育を推進する。あわせて、すべての専門高校において、地域社会との連携強化等を重視するなど、職業教育の活性化を促す。

専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進

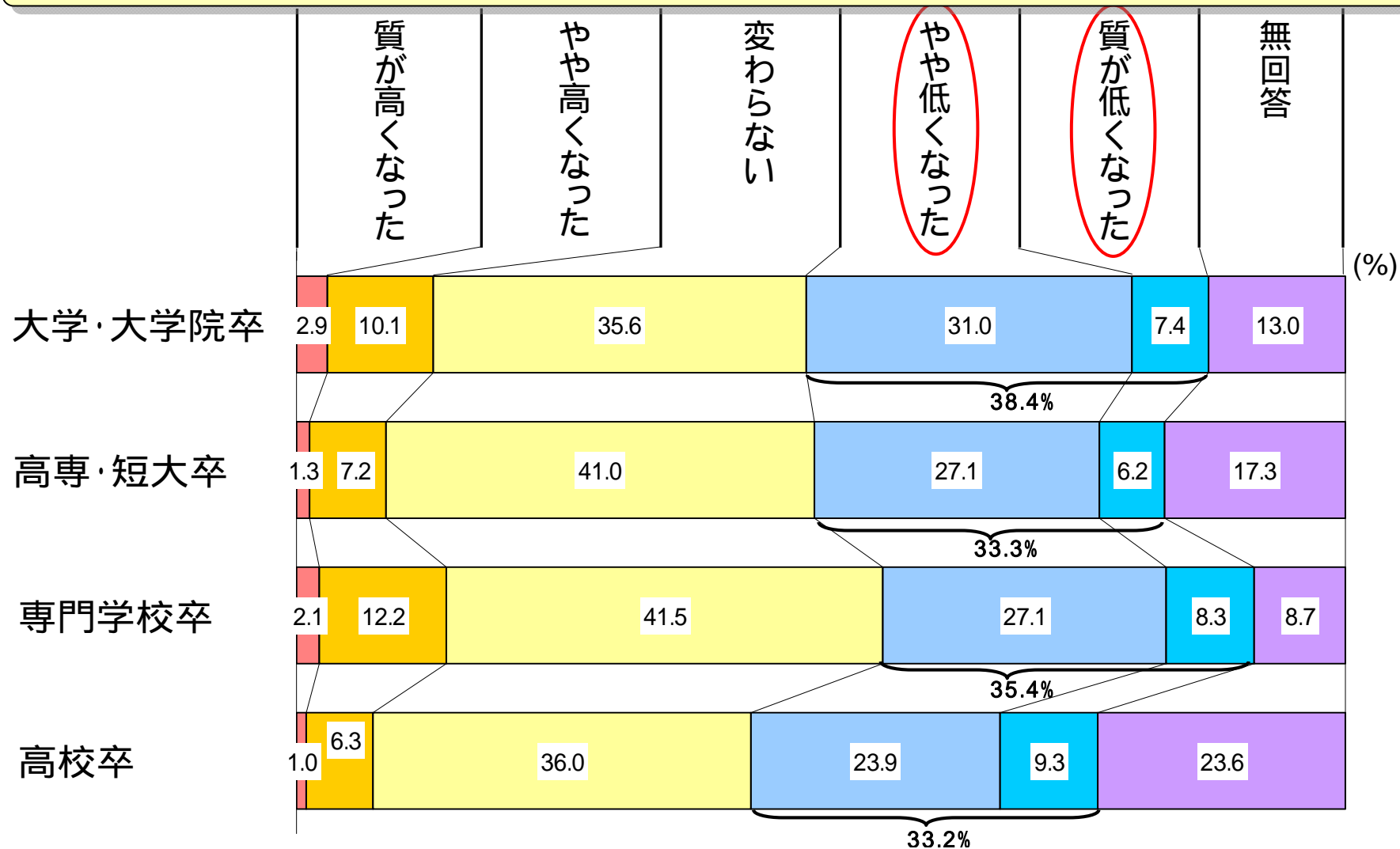
大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における実践的な職業教育を促す。特に国際的に活躍できる高度専門職業人を養成するため、専門職大学院等の教育の高度化を促すとともに、各分野の評価団体の形成を促進する。さらに、実践的・創造的な技術者を養成するため、高等専門学校の振興のための計画を策定し、その実現に向けた取組を行う。

企業から見た人材の現状

企業の人材水準への評価（学歴別）

～10年前と比べて人材の質をどのように評価しているか～

約3分の1の企業が、人材の質が低くなったと評価している。



資料：平成20年3月文部科学省「専門学校教育の評価に関する現状調査」

体験活動の成果

～ 兵庫県の中학생対象の「トライやる・ウィーク」を例として～

	中学2年	高校3年
働くことの大切さ、厳しさ、楽しさを感じた	95.5%	86.6%
人の役に立てることに喜びを感じた	83.0%	72.2%
まかされた活動(仕事)に責任を感じた	94.9%	86.5%
失敗しても、最後までやり抜こうと考えた	90.7%	83.4%
将来の進路や生き方について考えるきっかけとなった	62.9%	52.9%
コミュニケーションの大切さを感じた	93.7%	88.4%
保護者や大人の人への感謝の気持ちを持った	83.8%	73.2%
大人の人のおしさを感じた	87.8%	76.0%
社会のルールやマナーの大切さがわかった	91.7%	81.1%
住んでいる地域のよさ、すばらしさを感じた	69.6%	60.5%
自信がついた	77.2%	62.5%
自分の良さに気づくなど新しい自分を発見した	53.2%	46.9%

数字は、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計割合。

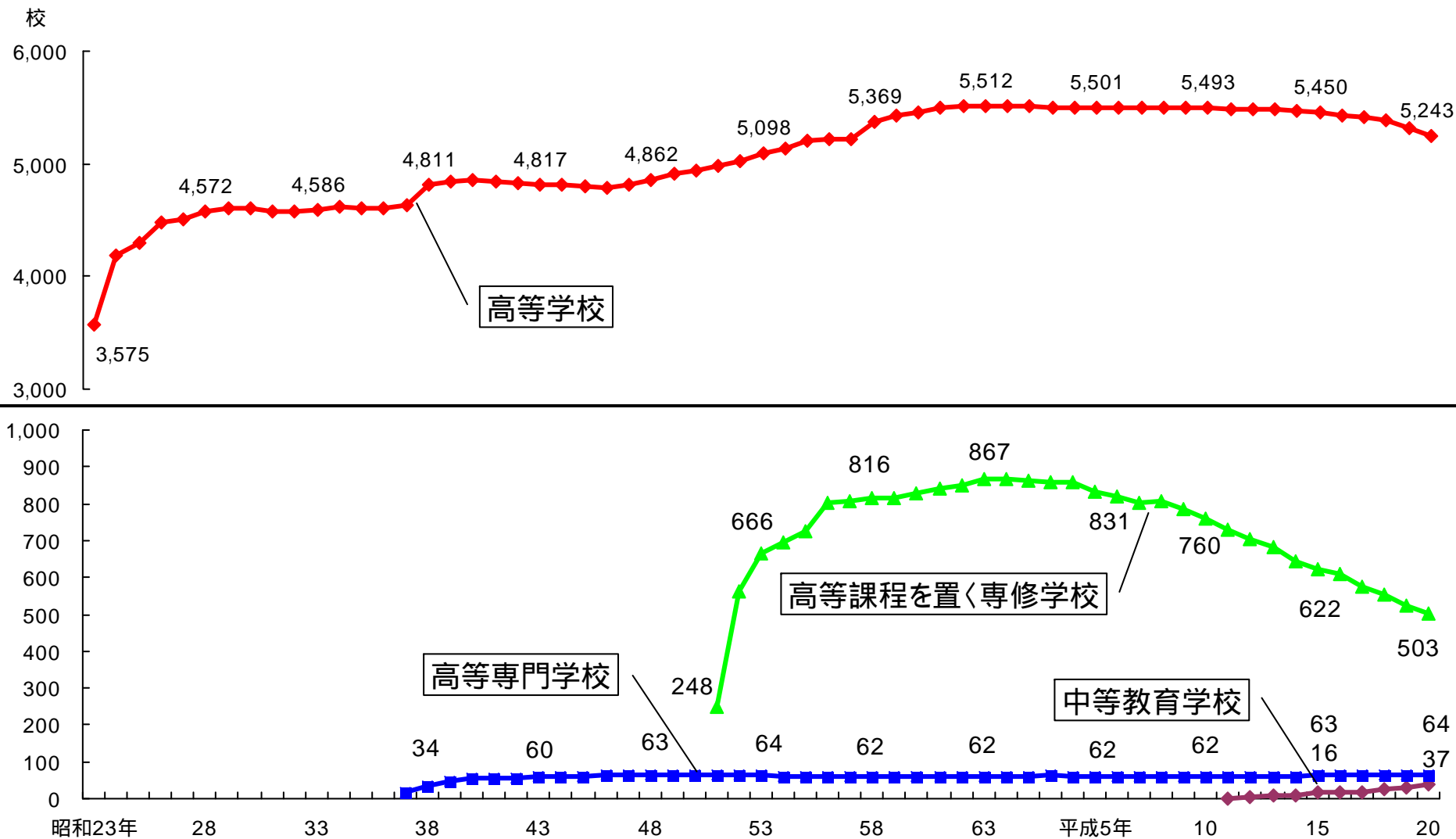
高校3年の数字は、体験後一定の時間が経過した後の評価。

資料: トライやる・ウィーク評価検証委員会

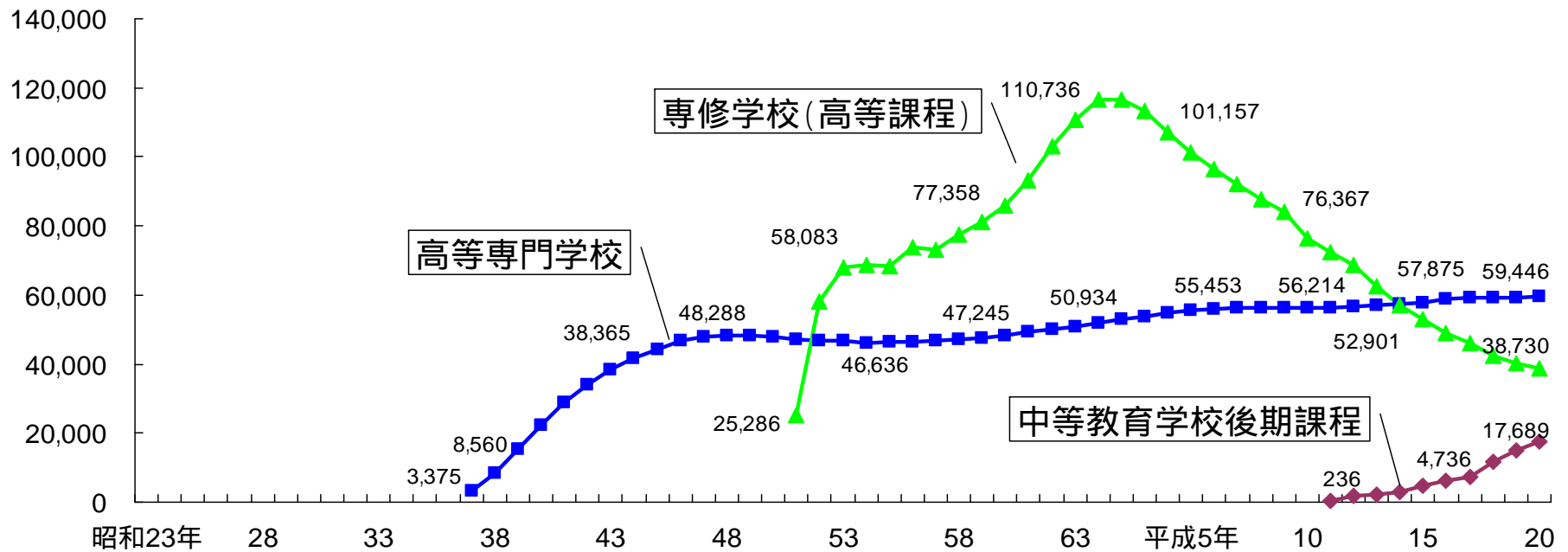
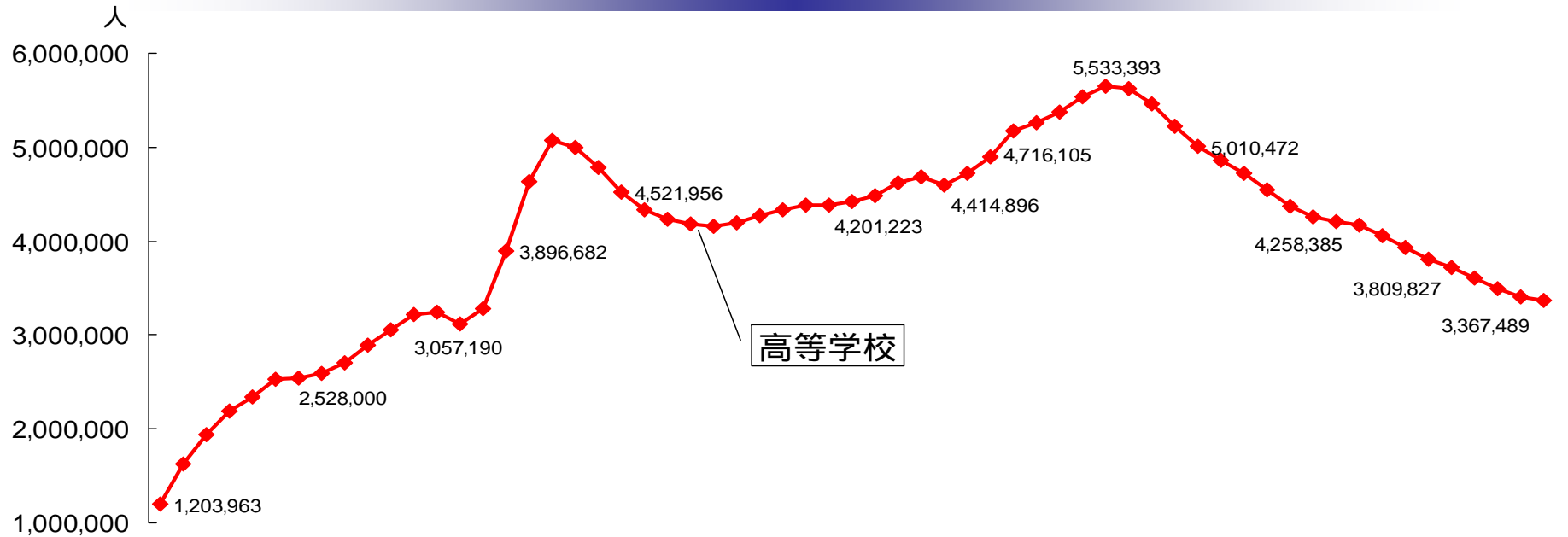
「地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」- 10年目の評価検証(報告) -」(平成19年1月調査) 16

後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方

学校数の推移（学校種別）

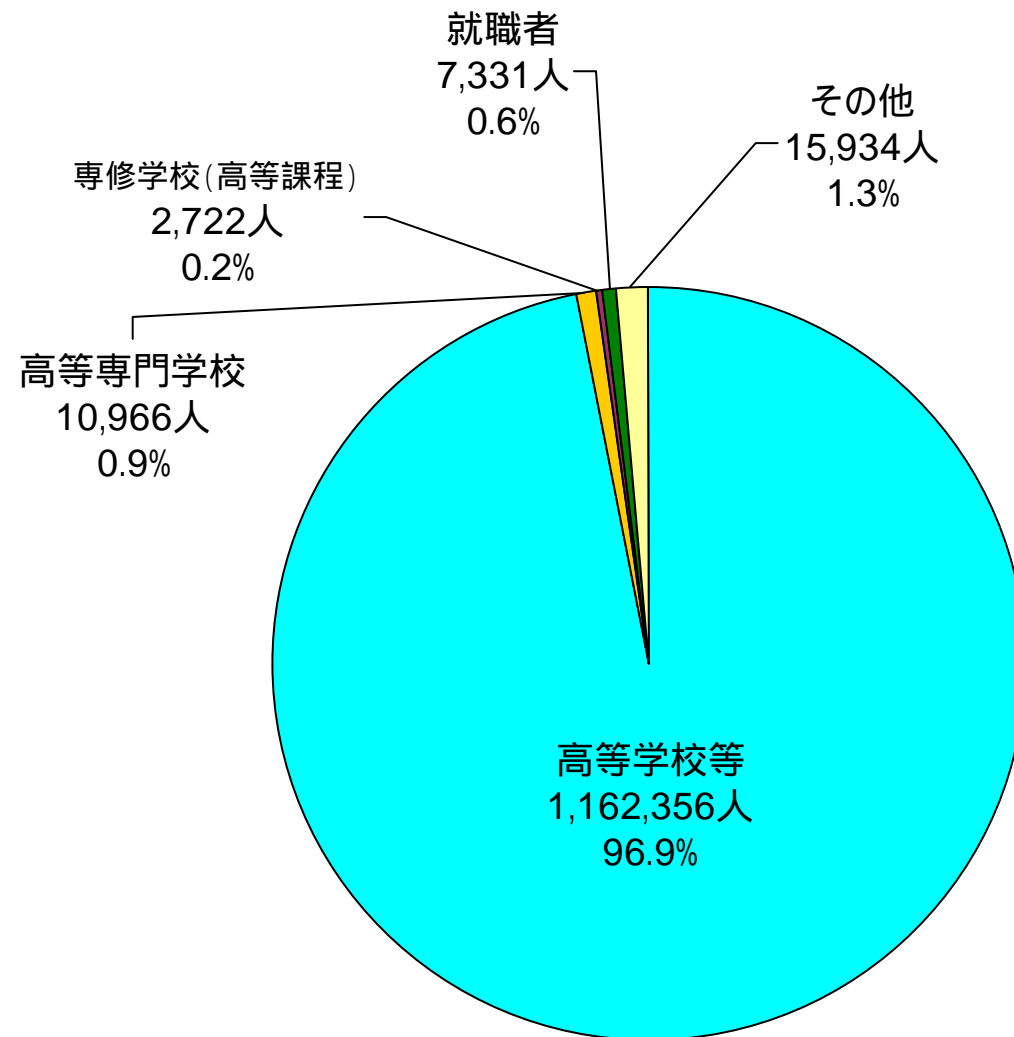


生徒数の推移（学校種別）



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

中学校卒業者の進路状況 (平成20年3月)



「高等学校等」には、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校高等部を含む。

(出典)文部科学省「平成20年度 学校基本調査」

高等学校の目的・目標、制度の概要

目的

学校教育法第50条

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

目標

学校教育法第51条

高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

課程

全日制の課程：通常の課程

定時制の課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程

通信制の課程：通信による教育を行う課程

学科

普通科：普通教育を主とする学科

専門学科：専門教育を主とする学科（例：農業科、工業科、商業科）

総合学科：普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に行う学科

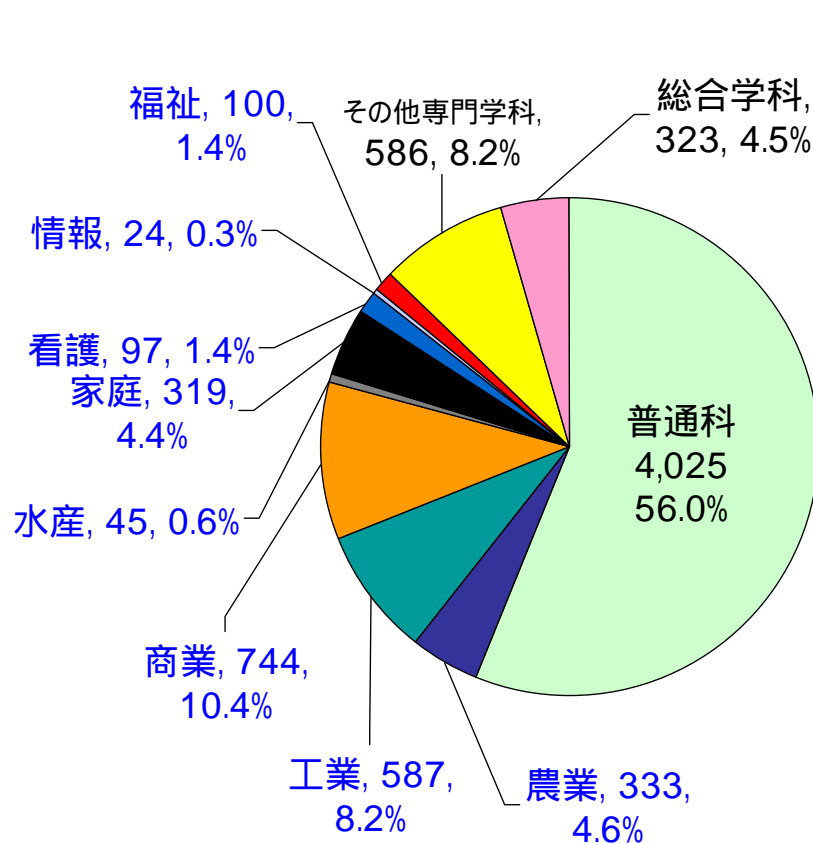
卒業に必要な単位数

全学科共通：74単位以上（必履修教科・科目は最低31単位）

専門学科のみ：専門教科・科目から25単位以上

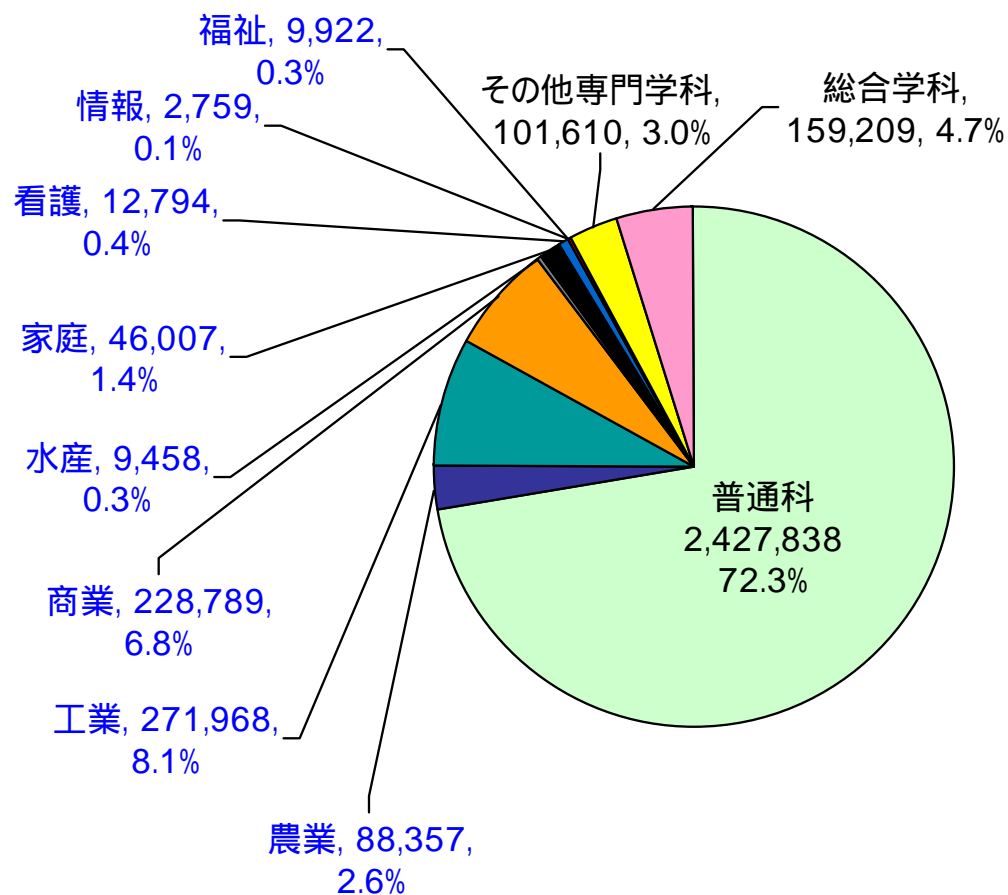
高等学校の学科数・生徒数（学科別）

学科別学科数の割合



職業学科 計 2,249 学科 31.3%

学科別生徒数の割合



職業学科 計 670,054 人 19.9%

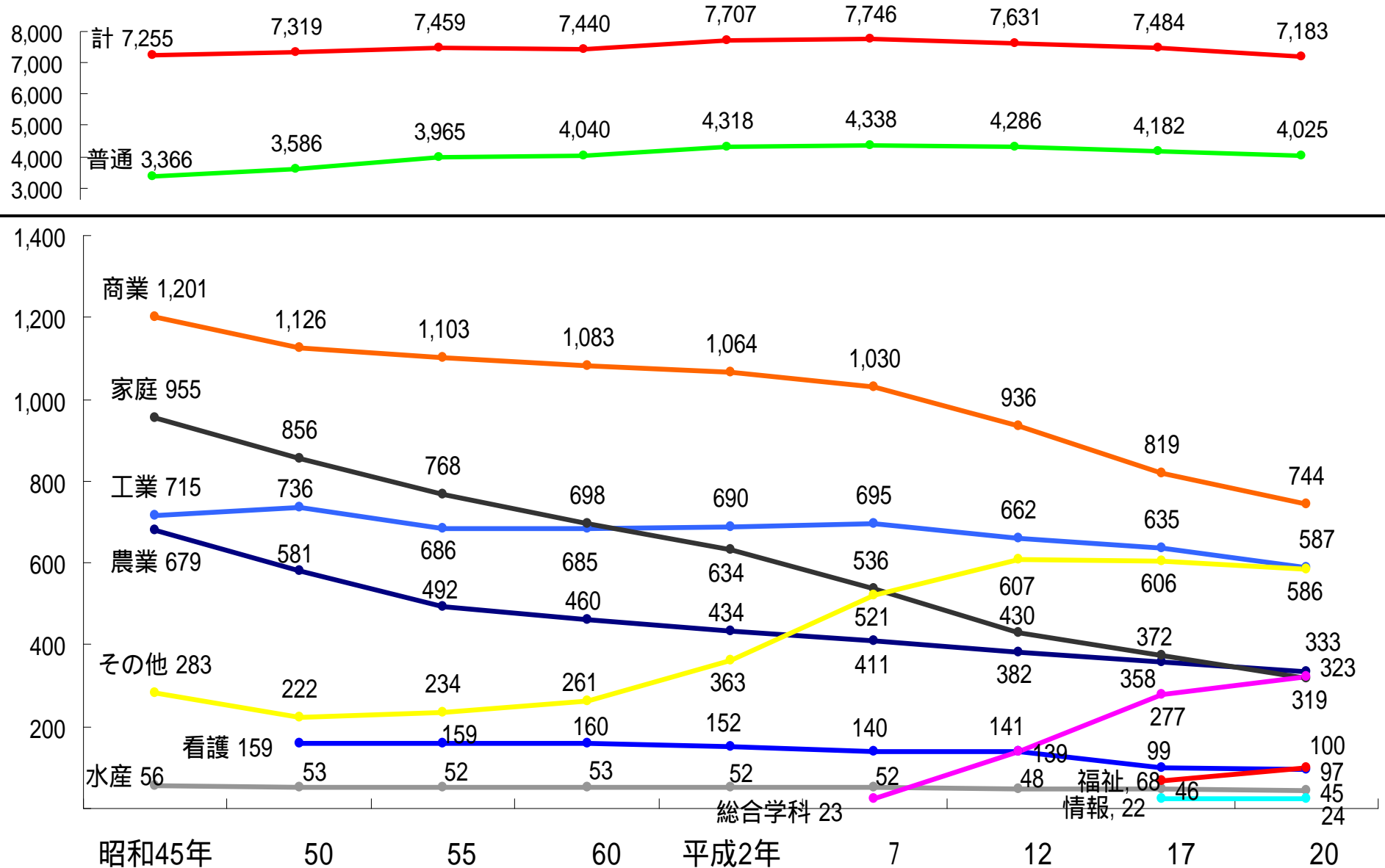
全日制・定時制のみ

学科数について、同一の学科が全日制・定時制の両方に設置されている場合は1として計上。

「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

(出典)文部科学省「平成20年度 学校基本調査」

高等学校の学科数の推移（学科別）



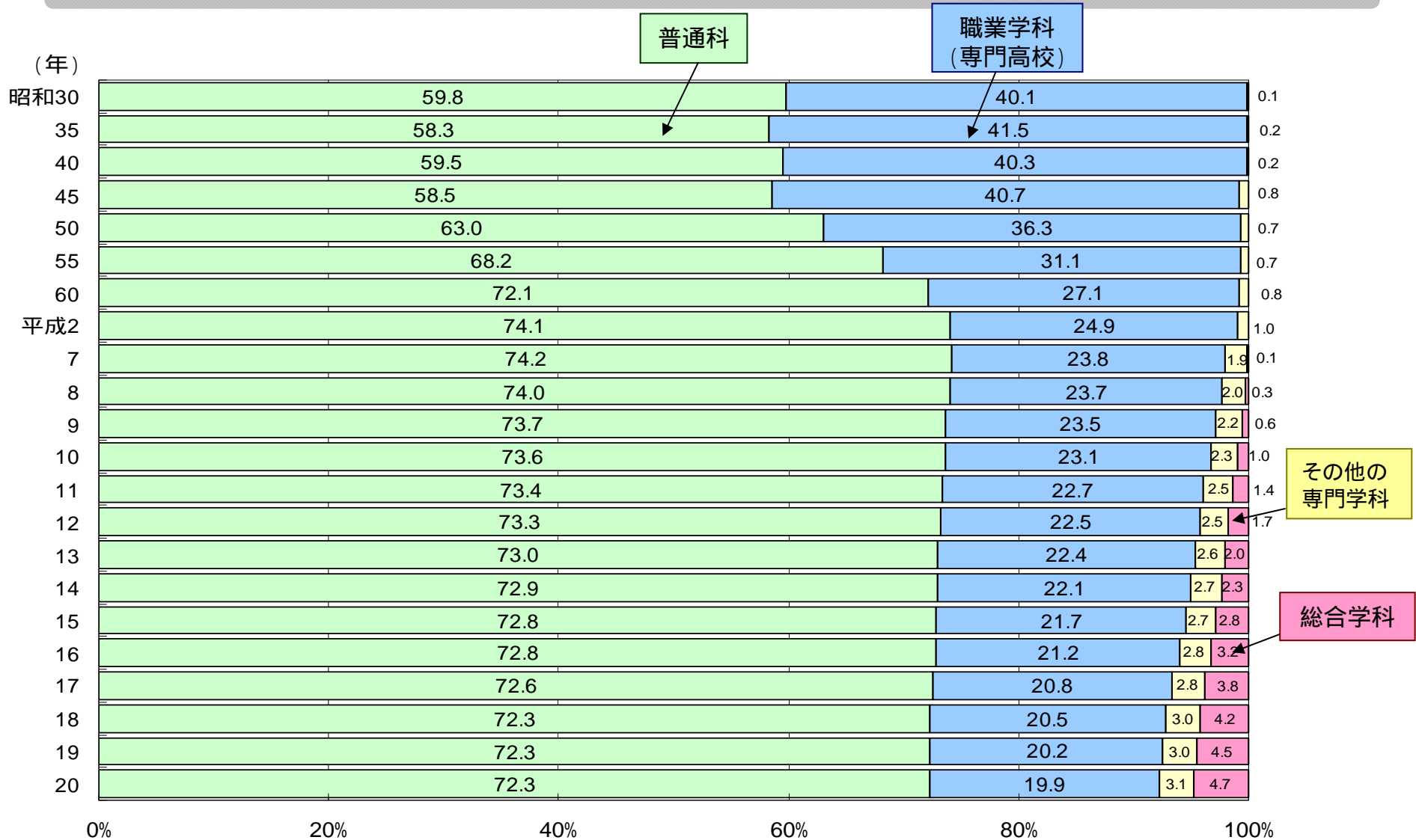
全日制・定時制のみ

学科数について、同一の学科が全日制・定時制の両方に設置されている場合は1として計上。

「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。（出典）文部科学省「学校基本調査」

高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移

職業学科の比率は年々減少。普通科は最近20年間、ほぼ一定(約7割)で推移。



総合学科は平成6年度より導入。「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

(出典)文部科学省「学校基本調査」

高等学校専攻科の概要

<目的> 精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること(学校教育法第58条)

<修業年限> 1年以上

<入学資格> 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

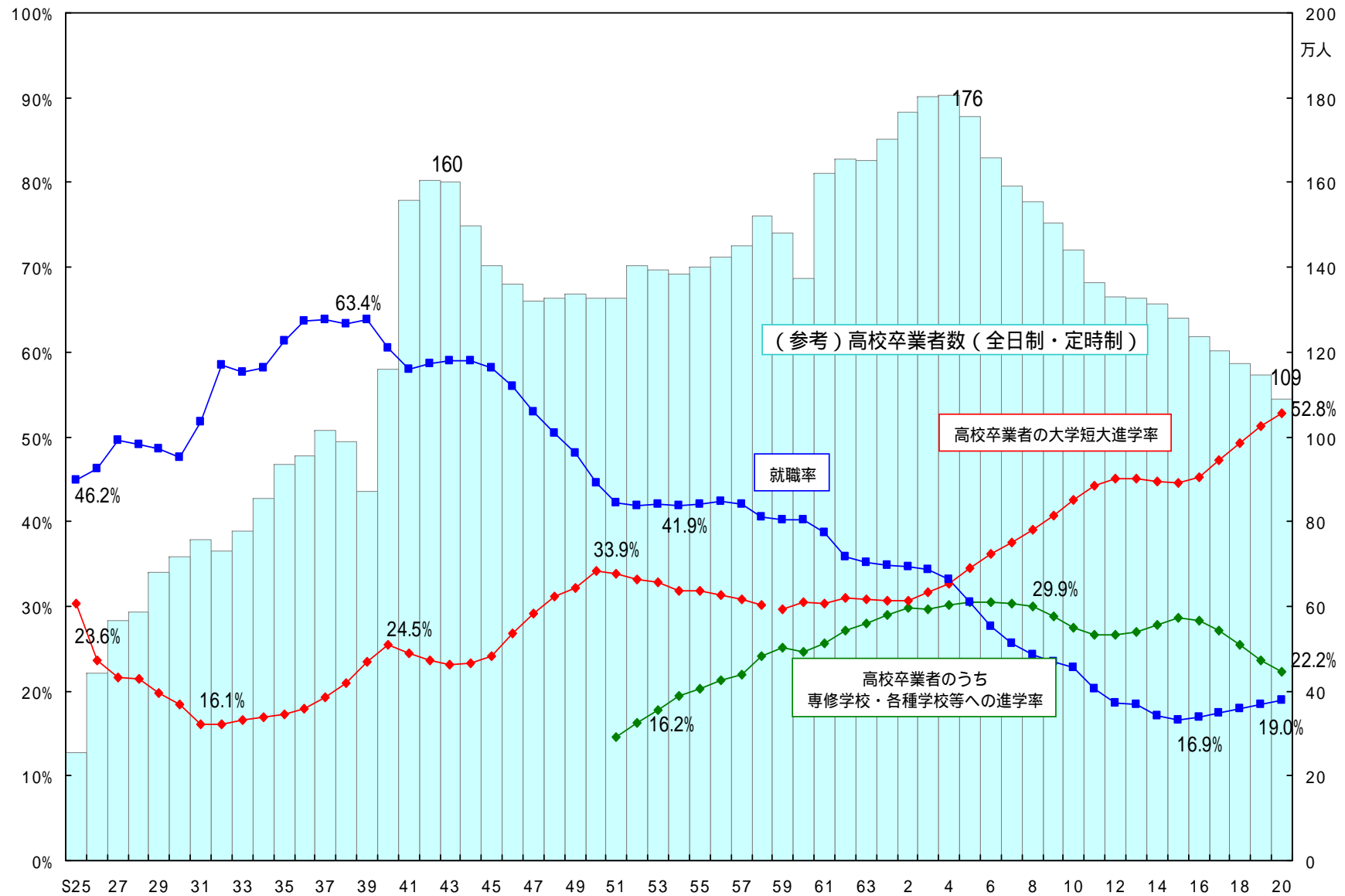
<設置基準>

専攻科の編制、施設、設備等については、高等学校設置基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、高等学校設置基準に準じて、別段の定めをすることができる。

	普通科	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	合計
当該学科を設置する学校数(A)	4,025	333	587	744	45	319	97	24	100	6,274
専攻科を設置する学校数(B)	4	10	19	1	28	2	76	0	2	142
専攻科の在籍生徒数	176	263	532	36	546	125	6,991	0	32	8,701
設置割合(B/A) (%)	0.1	3.0	3.2	0.1	62.2	0.6	78.4	0	2.0	2.3

(出典)文部科学省「平成20年度 学校基本調査」

高等学校卒業者の進路状況の推移

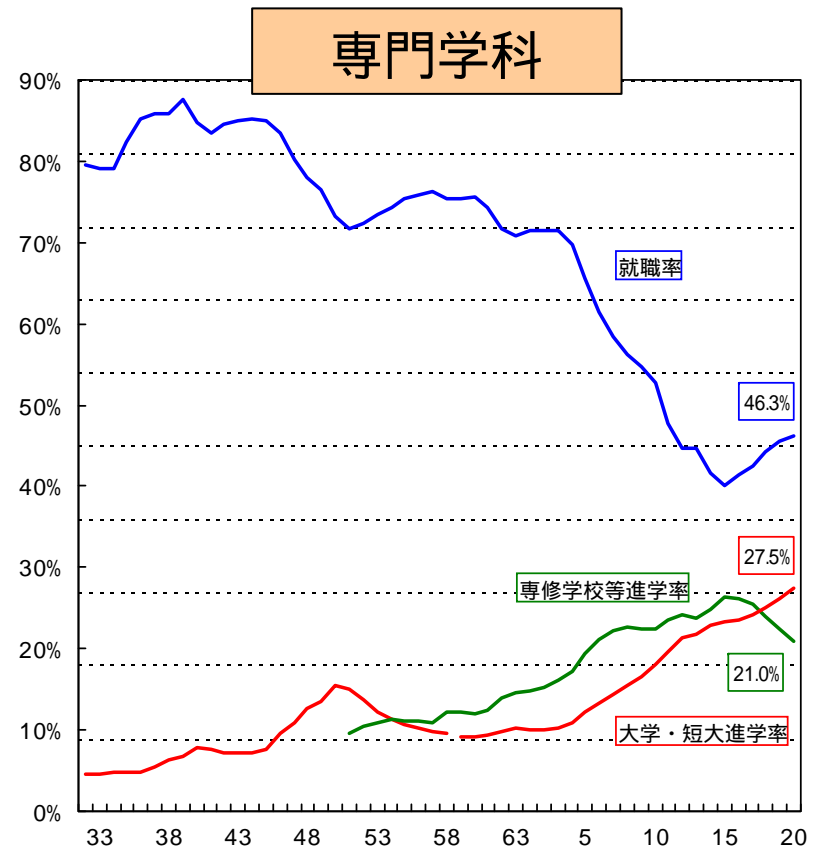
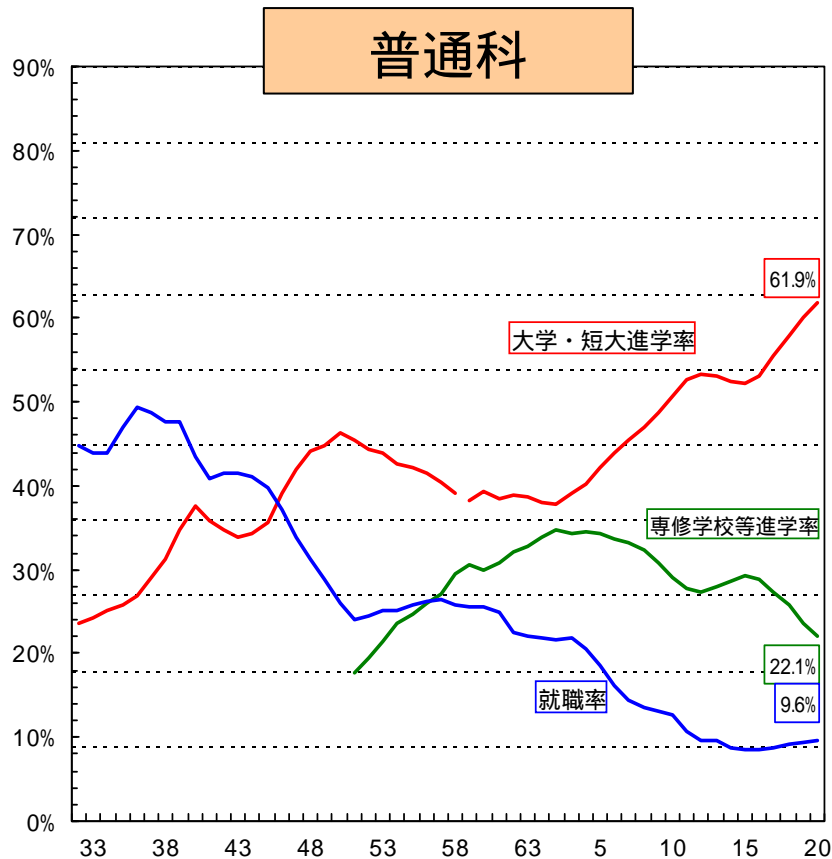


「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には昭和59年度以降と連続しない。

(出典)文部科学省「学校基本調査」

高等学校卒業者の進路状況の推移（普通科・専門学科別）

普通科、専門学科ともに大学・短大進学率が上昇している。
 専門学科卒業生の進路では、依然として就職する者が最も多い。



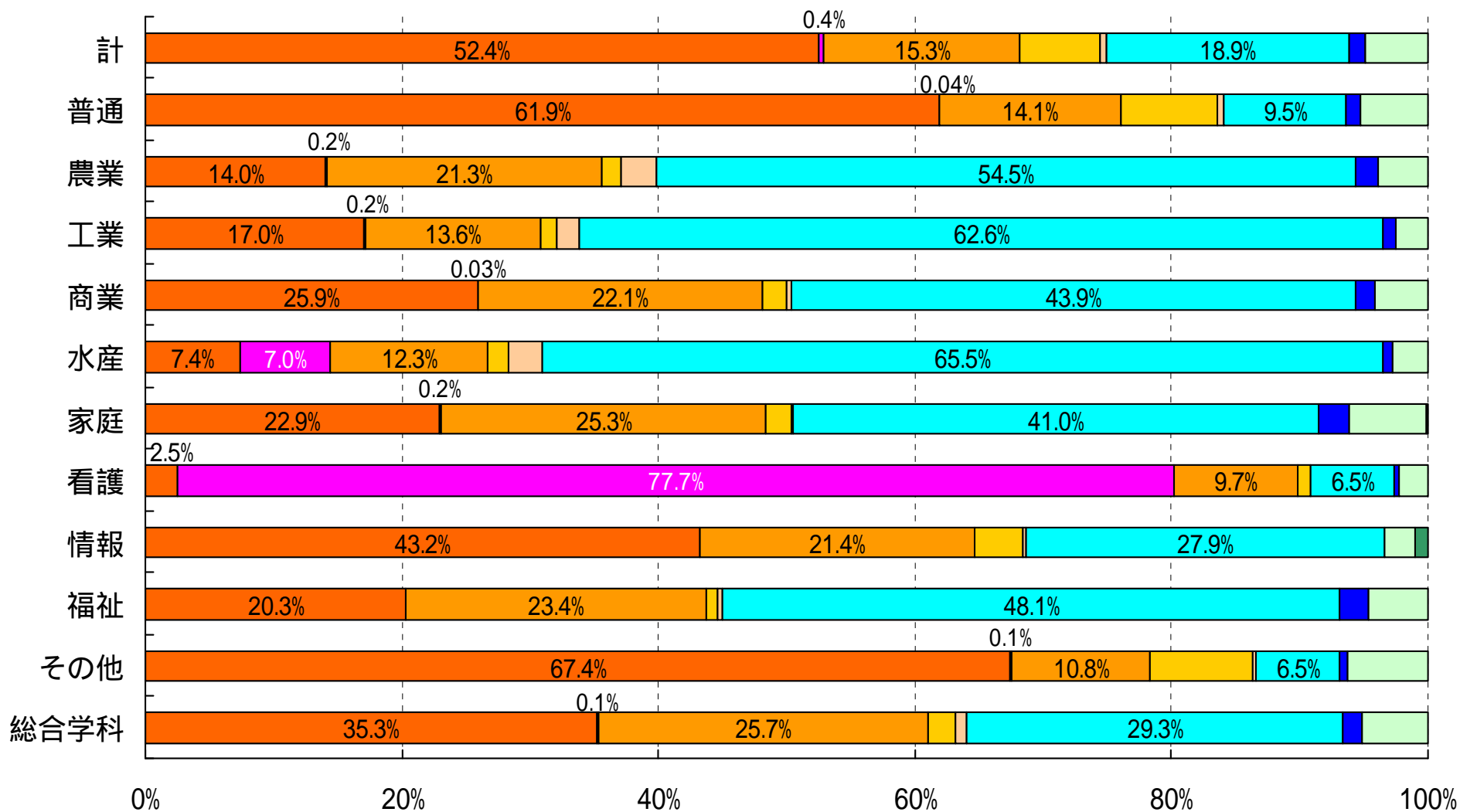
全日制・定時制のみ

専門学科は「職業学科」と「その他の学科」の合計

「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には昭和59年度以降と連続しない。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

高等学校卒業者の進路別の割合（学科別）（平成20年3月）

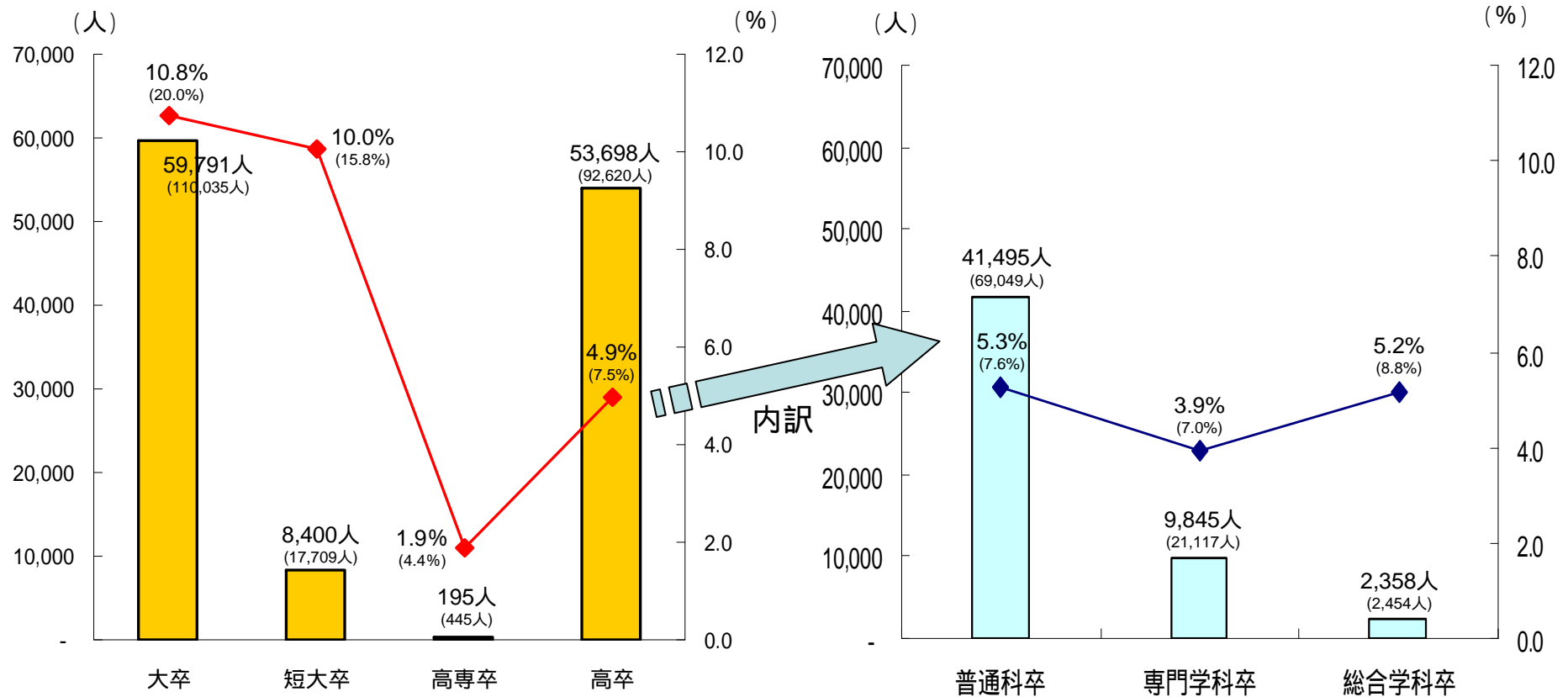


- 大学・短期大学進学者
 - 高等学校等(専攻科)進学者
 - 専修学校(専門課程)進学者
 - 専修学校(一般課程)等入学者
 - 公共職業能力開発施設等入学者
 - 就職者
 - 一時的な仕事に就いた者
 - 左記以外の者
 - 死亡・不詳の者
- 全日制・定時制のみ

(出典)文部科学省「平成20年度 学校基本調査」

卒業後、進学も就職もしていない者の割合

ここ数年減少傾向にあるものの、大学・短大で約10%、高等学校で約5%存在。高等学校において、学科別に見ると、普通科卒が最も多くなっている。



■ 進学も就職もしていない者の数
◆ 進学も就職もしていない者の割合

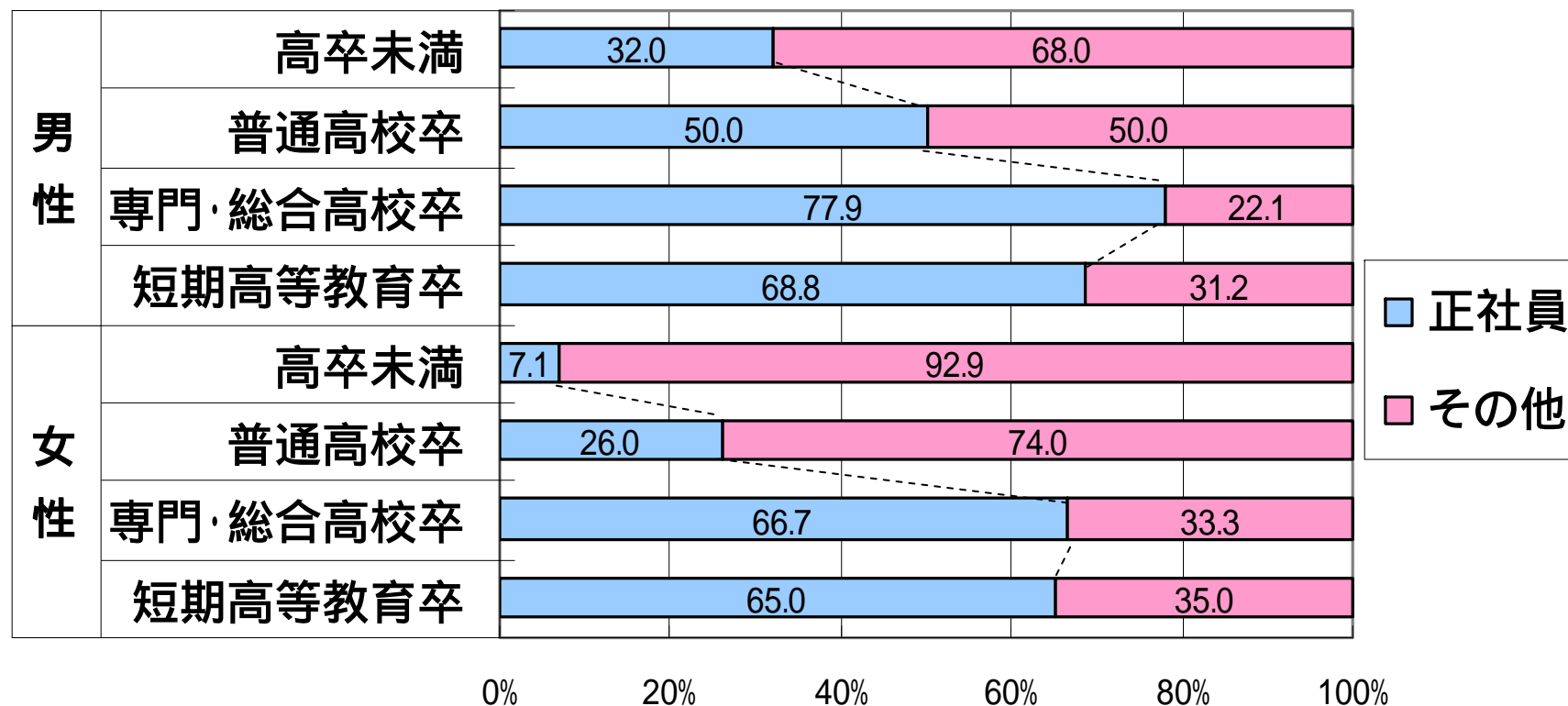
■ 進学も就職もしていない者の数
◆ 進学も就職もしていない者の割合

平成20年3月卒業生(カッコ内は平成16年3月卒業生)
専門学校についてはデータ無し

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

学歴別の正社員割合

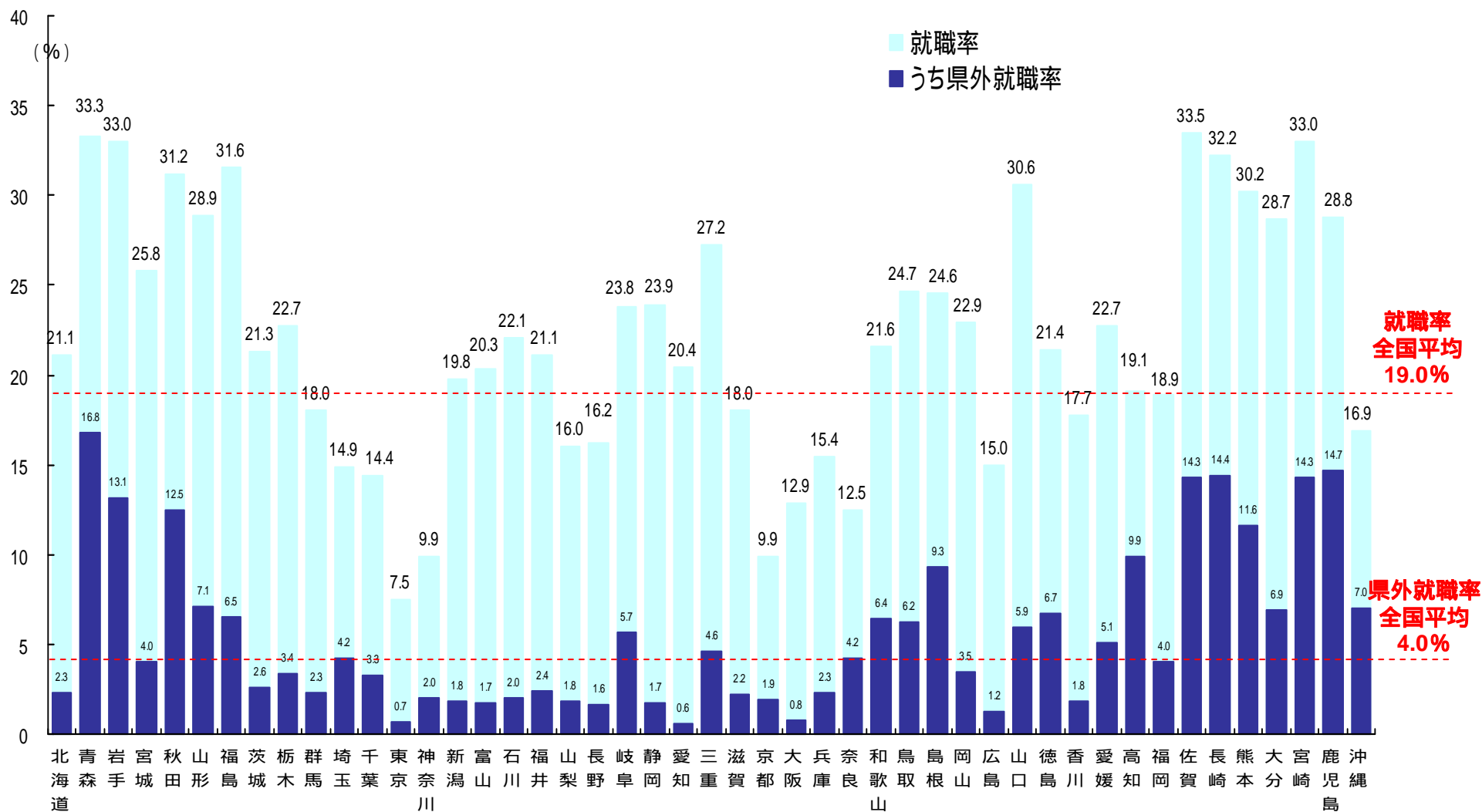
普通科卒よりも、専門学科・総合学科卒の方が、正社員比率が高くなっている。



平成19年度に、21歳となる者(約1,700名)を対象に行ったサンプル調査の結果に基づき集計。

資料:「若者の教育とキャリア形成に関する調査(2007年第1回調査報告書)」
 (日本教育学会特別調査研究「若者の教育とキャリア形成に関する研究会」)

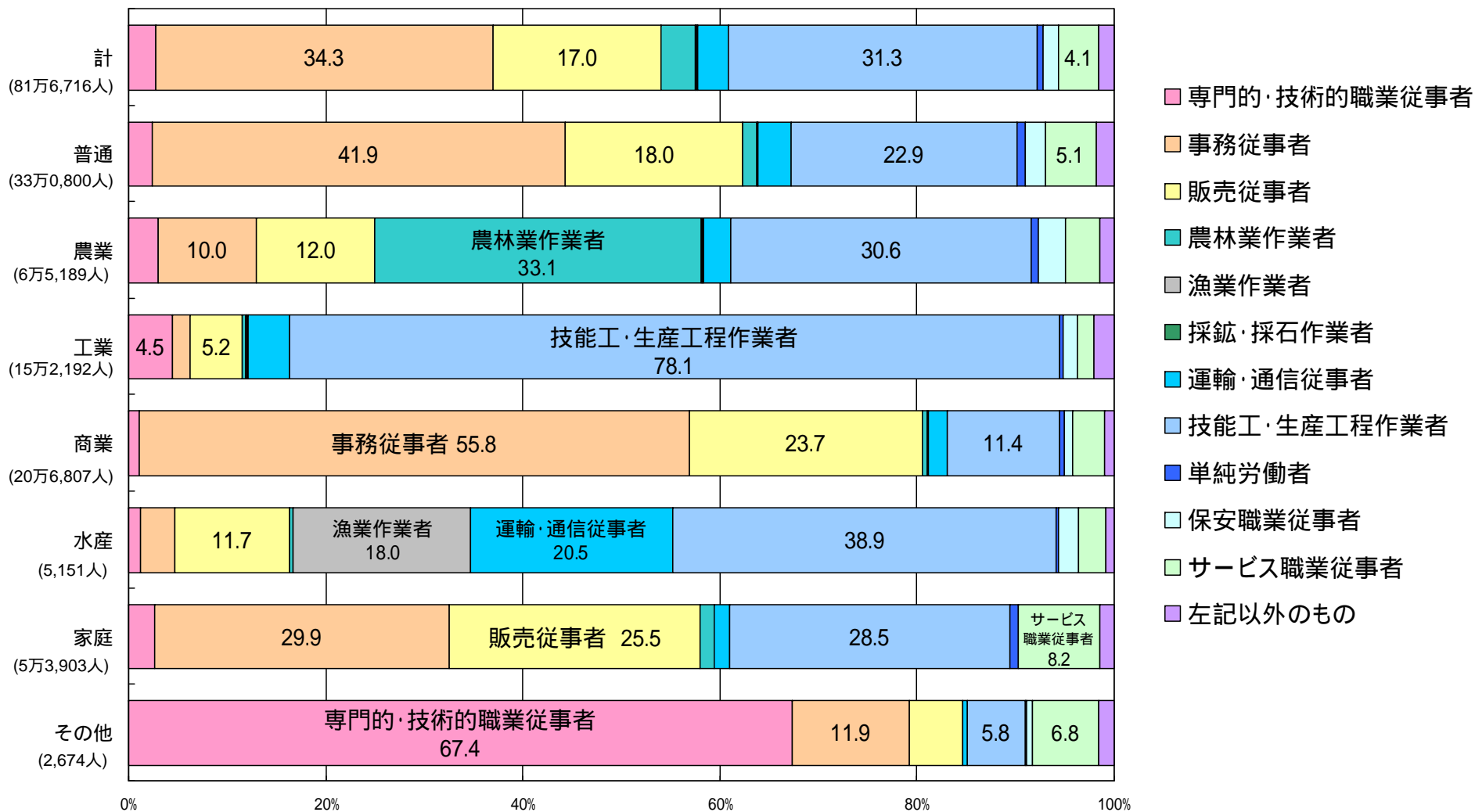
高等学校卒業者の就職率（都道府県別）（平成20年3月）



全日制・定時制のみ

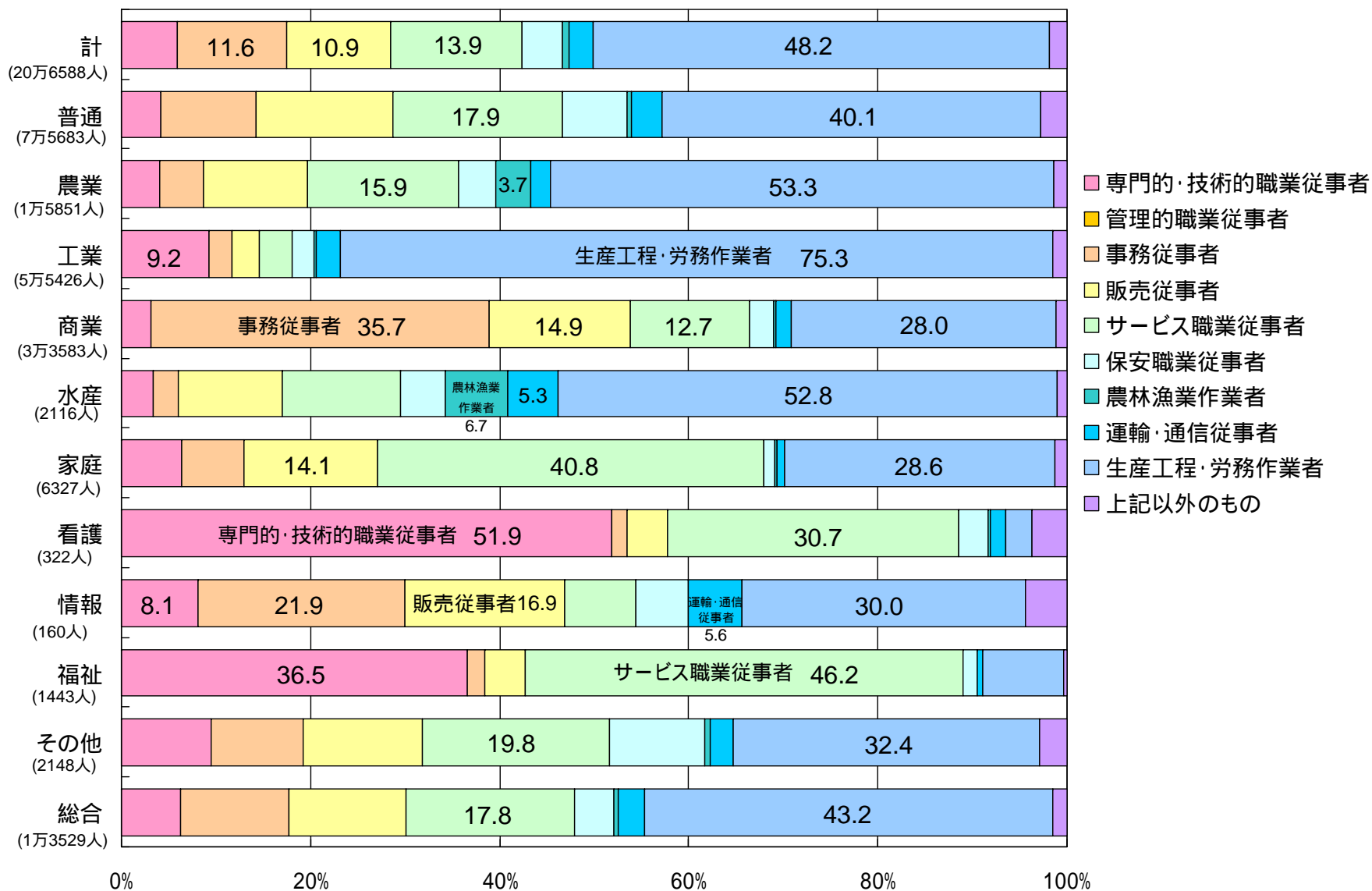
(出典)文部科学省「平成20年度 学校基本調査」

高等学校卒業者の職業別就職割合（学科別）（昭和45年3月）



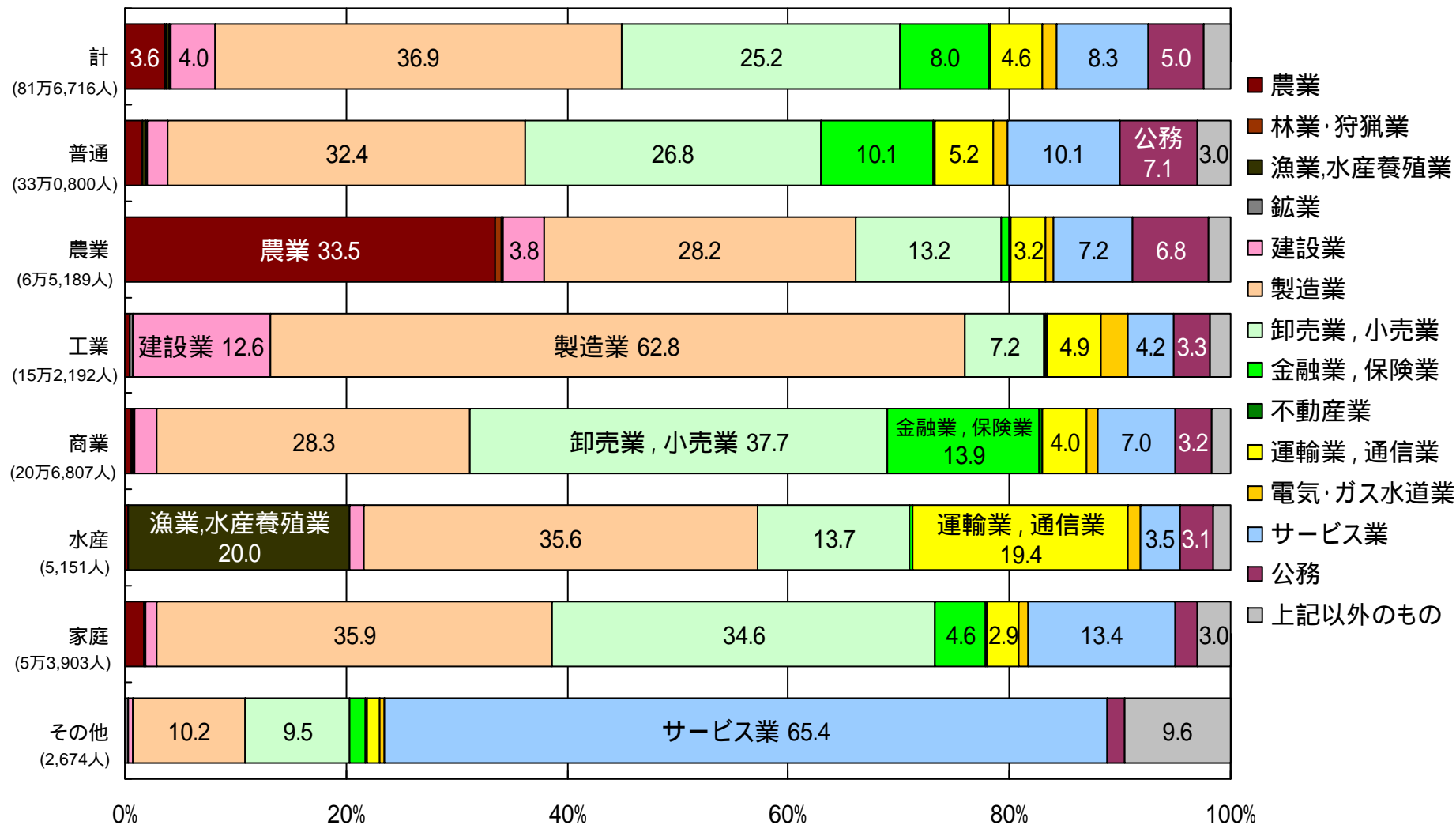
(出典) 文部科学省「学校基本調査」

高等学校卒業者の職業別就職割合（学科別）（平成20年3月）



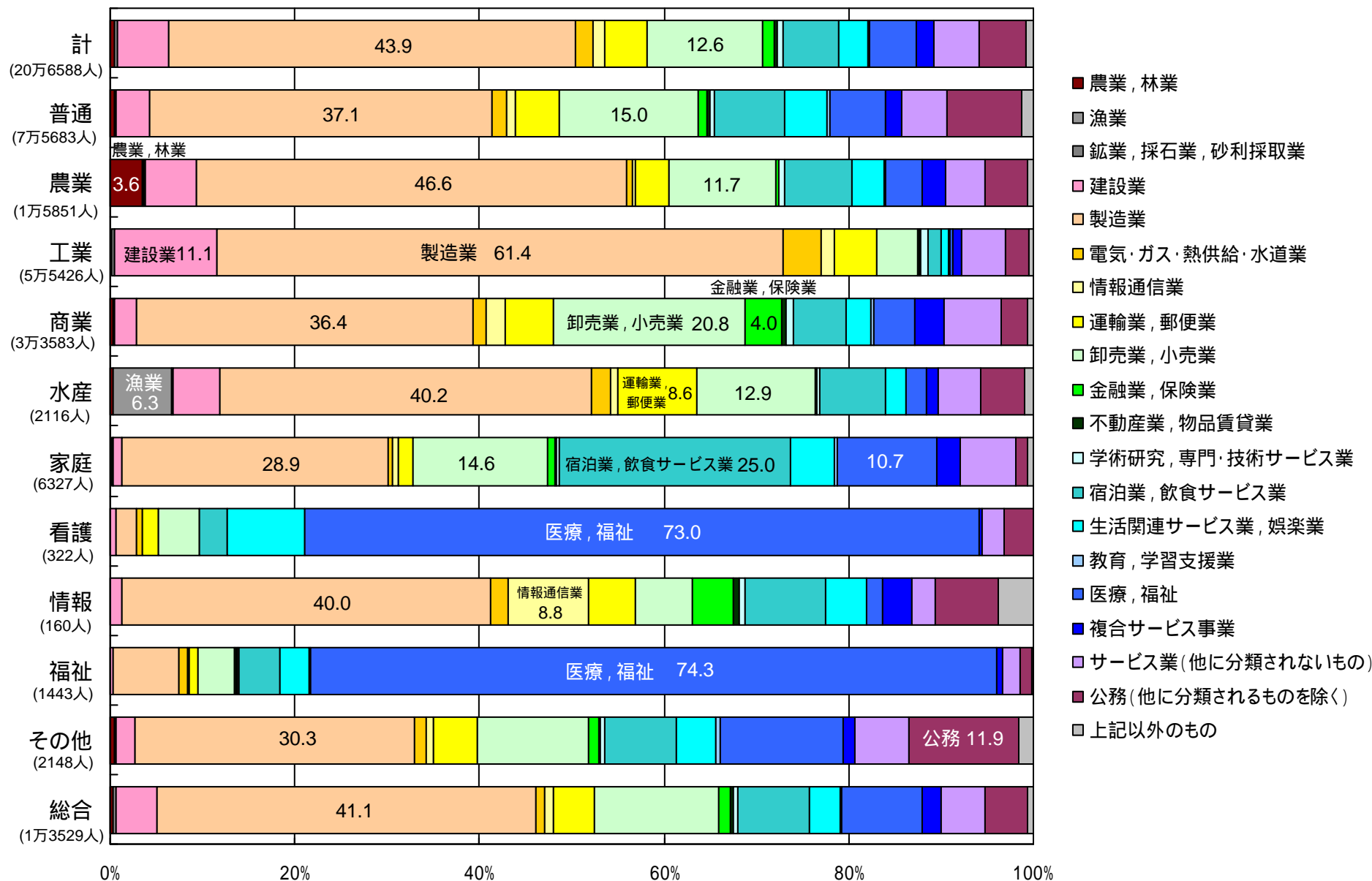
（出典）文部科学省「学校基本調査」

高等学校卒業者の産業別就職割合（学科別）（昭和45年3月）



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

高等学校卒業者の産業別就職割合（学科別）（平成20年3月）



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

科目「産業社会と人間」の概要

〔経緯〕

平成5年、高等学校における総合学科の創設に伴い、自己の進路への自覚を深めさせるとともに、将来の職業生活の基礎となる知識・技術等を修得させるため、総合学科において原則としてすべての生徒に履修させる科目として設けられる。平成11年の学習指導要領の改訂の際に、学校設定教科に関する科目として明示された。

〔取扱い〕

総合学科においては、すべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位。

その他の学科では、学校設定教科に関する科目として設けることができる。

〔ねらい〕

人間としての生き方の探求、特に自己の生き方の探求を通して、職業を選択し、決定する場合に必要な能力と態度を養うこと

将来の職業生活を営む上で必要な態度やコミュニケーションの能力を培うことや現実の産業社会やその中での自己の在り方生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度を育成すること

〔指導教員〕

特定の教科に相当しないものにあっては免許状の教科を問わず指導するものとし、特別な知識・技術が必要とする内容の学習を行う場合には当該学習内容と関連の高い教科の免許状を有する者が中心となり、複数の教員によるティームティーチングによって指導する。

〔教科書〕

検定教科書、文部科学省著作教科書がないため、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用。

〔開設状況〕（平成19年度入学者に係る学科の状況（全日制・定時制））

普通科 0.8% 専門学科 0.7% 総合学科 89.2%

（出典）「平成19年度 公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査」

科目「産業社会と人間」の取組例1

東京都立晴海総合高等学校

【目標】

- ・ 卒業後の進路や生き方について考える
- ・ 2年生からの「系列」及び「科目」を選択する考え方や態度を養う
- ・ 学ぶことの意義について理解を深める
- ・ 学び方(Learning Skill)を学ぶ
- ・ 社会の変化を踏まえ、未来社会でも個性を発揮することを考える

【主な内容】

- ・ 班別調査学習(発表内容の検討 レジューメ等の資料作成 発表会)
 - ・ 現代社会の課題について考える
 - ・ 社会における自己の活かし方を考える
 - ・ プレ課題研究(2年次)課題研究(3年次)につながる調査方法・発表表現の習得する
- ・ 職場訪問(事前説明・職業に関する講演会 職場訪問 報告会)
 - ・ 職業の世界(事業・組織・社会)を知る
 - ・ 勤労観・職業観を育成する
 - ・ 社会規範を知る
 - ・ コミュニケーション能力を高める
 - ・ まとめ、発表する力を高める
- ・ ライフプラン作り(自分史の作成 発表原稿の作成 発表会)
 - ・ 自分の将来像を具体的にイメージさせ、暫定的な目標の設定をし、夢の実現に向かう行動
 - ・ 現在の自分の生活を省みる
 - ・ 友人のライフプランから学ぶ
 - ・ お互いの個性を活かす態度を身につける

愛知県立岩倉総合高等学校

【目標】

- ・ 様々な活動(講演・調査研究・見学・体験など)を通して、自らの進路や将来のあり方について、考えを深め、より望ましい生き方を探求する

【主な内容】

- ・ 校外学習(企業・大学の見学 発表会準備 発表会)
「調べる力」「聞く力」「まとめる力」「発表する力」の土台作り
- ・ 地域の産業見学(企業見学 発表会準備 発表会)
地域の産業理解、職業と地域の関連、身だしなみやマナーの大切さなどを学び、勤労観・職業観を育成
- ・ 「社会人講師の先生を囲んで」講演会
(地域の経営者との座談会・体験学習 発表会準備 発表会)
今後の人生や職業を体感するとともに、様々な職業の人が社会を支えていることを理解
- ・ 研究報告書の作成・発表
1年間の自分の取組や成長を客観的に振り返り、それを発表することにより、キャリア力(人生づくりの力)の育成を図る

科目「産業社会と人間」の取組例2

筑波大学附属坂戸高等学校

【目標】

- ・ 様々な体験的学習を通して自己を見つめ、将来について考え、2,3年次の履修計画を作成する
- ・ 産業や社会について学び、産業の意義や使命を理解し、どうしたら社会をもっとよくなるかを考える

【主な内容】

- ・ 社会人講師の講演会、菜園づくり
色々な体験を通して、自分の適性を把握する。菜園づくりを通して食の生産を含む社会の在り方を考える
- ・ 社会人講話と職場実習、上級学校見学会
職業や上級学校を知り、進路を考える
- ・ 特別支援学校との交流会、福祉体験
自分の立場と違う人を知り、自分を見つめ直すとともに、社会の在り方を考える
- ・ ライフプランの作成（発表準備 発表会）
履修計画を作成する過程における考えを整理し、決意を固めるとともに級友たちの考えを知る

大分県立日田三隈高等学校

【目標】

- ・ 自分を知る、社会を知る、自分と社会の接点を知る
- ・ 「調べる力」「まとめる力」「発表する力」「聞く力」の4つの力を身につけ、これを「生きる力」に結びつける
- ・ 自ら進んで進路を選択していく能力を身につける

【主な内容】

- ・ 進路学習（職業調査・調査 発表準備 発表会）
活動を通じて4つの力を養い、これまで興味・関心の無かった職業を理解するとともに、発表会等で進路情報を共有することで、社会を知る。
- ・ 職場見学・上級学校見学
（事前調査 報告書作成・共有 見学 発表準備 発表会）
職場や上級学校の実際を知ること、進路に対する視野を広げるとともに、自らすすんで進路を選択する能力を養う。
- ・ 「この人に学ぶ」
（職業人調査：“この人”の選定 面接調査 発表準備 発表会）
個人での活動を通じて4つの力を高めるとともに、得られた進路情報を共有し、職業を通じた在り方生き方について考える。4つの力を総動員する。
- ・ 「キャリアプラン・ライフプラン」の作成（発表準備 発表会）
1年間の学習をもとに、今後の2年間及び生涯を見据えた自己の在り方生き方をシミュレーションする。4つの力の集大成を図る。
- ・ 「3年生に学ぶ」「卒業生に学ぶ」
身近な先輩に学ぶことで、自分の近未来像を描く。これからの高校生活への意欲を喚起するとともに、様々な職業についての理解を深める。

すべての活動において、「調べる・まとめる・発表する・聞く」ことを繰り返し、全員がホームルームで発表し、ホームルーム代表が学年発表会に臨む。（全員が主役となる）

公立高等学校におけるインターンシップの実施状況1

1 インターンシップ実施状況(平成19年度調査時点)

(1) 学校別実施状況(予定含む)

公立高等学校数	実施学校数	実施率
4,540校 (4,626校)	2,931校 (2,908校)	64.6% (62.9%)

(2) インターンシップの教育課程等への位置付けの状況等(複数回答可)

教育課程等への位置付け		参加形態	
		原則として当該学年の全 員が参加	選択・希望者等当該学 年の一部の生徒が参加
特別活動での実施	338校 (381校) 11.5% (13.1%)	205校 (219校) 60.7% (57.5%)	134校 (166校) 39.6% (43.6%)
総合的な学習の時間で実施	765校 (751校) 26.1% (25.8%)	583校 (570校) 76.2% (75.9%)	182校 (189校) 23.8% (25.2%)
現場実習等職業に関する 教科・科目の中で実施	627校 (609校) 21.4% (20.9%)	410校 (419校) 65.4% (68.8%)	247校 (219校) 39.4% (36.0%)
「課題研究」の中で実施	224校 (226校) 7.6% (7.8%)	117校 (122校) 52.2% (54.0%)	109校 (117校) 48.7% (51.8%)
学校設定教科・科目で実施	274校 (267校) 9.3% (9.2%)	128校 (116校) 46.7% (43.4%)	149校 (152校) 54.4% (56.9%)
「学校外における学修」として実施	310校 (291校) 10.6% (10.0%)	49校 (53校) 15.8% (18.2%)	264校 (243校) 85.2% (83.5%)
教育課程には位置付けず に実施	1,324校 (1,243校) 45.2% (42.7%)	215校 (173校) 16.2% (13.9%)	1,114校 (1,089校) 84.1% (87.6%)

2つ以上に該当する場合は、その全てをカウント。

実際に事業所等で行う体験活動を対象とし、事前・事後活動等は含めない。

(3) インターンシップ推進のための都道府県(指定都市)の独自事業の実施状況

実施している	H20から実施 予定である	実施に向けて 検討中	予定なし
47 (51)	1 (0)	2 (1)	14 (10)

(4) 市役所・町村役場でインターンシップを受け入れている市町村数(指定都市は除く)

受け入れている
848 (853)

(出典) 国立教育政策研究所「平成19年度 職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

公立高等学校におけるインターンシップの実施状況

2 学科別状況（全日制・定時制）

(1)平成19年度 学科別実施率（公立）

農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	その他の職業に関する学科	小計	普通科	その他の学科	総合学科	全体
88.9	75.5	79.5	93.3	82.9	96.9	72.2	89.4	76.9	81.1	52.8	27.6	78.6	61.8

(2)平成19年度 実施学科数及び体験生徒数（公立）

	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	その他の職業に関する学科	小計	普通科	その他の学科	総合学科	全体
実施学科数 <単位認定 学科数>	320 <172>	472 <183>	472 <170>	42 <9>	175 <61>	31 <30>	13 <5>	42 <34>	10 <2>	1,577 <666>	1,601 <370>	121 <24>	217 <89>	3,516 <1,149>
体験した 生徒数	22,173	45,174	43,683	2,460	9,001	2,763	557	3,745	991	130,547	86,790	3,170	22,898	243,405
4年間を通 して1回でも 体験した 3・4年生数 割合	18,979 (64.3)	41,072 (52.4)	37,686 (57.4)	1,994 (61.3)	6,618 (67.2)	1,223 (99.7)	359 (38.6)	1,656 (92.8)	474 (30.4)	110,061 (57.3)	75,358 (14.4)	2,564 (10.8)	18,401 (41.9)	206,384 (26.4)

()内はその学科の3・4年生全体に占める割合(%)

(出典)国立教育政策研究所「平成19年度 職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

特別免許状制度

・制度の目的・概要

教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者(都道府県教育委員会)が行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。(昭和63年に創設)

・担当する教科等

小学校、中学校、高等学校における全教科(平成10年に対象教科を拡大)
特別支援学校における自立教科(理療、理容、自立活動など)

・授与手続・要件

【授与手続】

1. 任用しようとする者(都道府県教育委員会、学校法人等)の推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)の合格
(合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取)

【授与要件】

1. 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
2. 社会的信望・熱意と識見
(平成14年に学士要件を撤廃)

・免許状の効力

授与を受けた都道府県においてのみ終身有効 (平成14年に有効期限(5~10年)を撤廃)

・授与件数・事例

【授与件数】

延べ290件 (平成20年3月31日現在)

【件数の推移】

年度	件数	年度	件数	年度	件数
平成元	14	平成7	0	平成13	4
2	2	8	1	14	6
3	2	9	5	15	47
4	3	10	1	16	49
5	2	11	0	17	35
6	12	12	1	18	37
				19	69

【主な事例】

高等学校の書道[書道家]、公民[新聞記者]、
保健体育[高校野球監督]、
英語[企業で英文和訳担当]、
家庭[調理師専門学校教員]、
工業[製鉄会社職員]、
商業[企業で会計処理担当]、水産[航海士]、
看護[医師・看護師]、宗教[住職・牧師]、
中学校の理科[農学博士・研究者]

特別非常勤講師制度

制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担当させることができる(昭和63年に創設)。

担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動(平成10年に対象教科を拡大)

登用手順

任命・雇用しようとする者から授与権者(都道府県教育委員会)への届出(平成10年に許可制から届出制に変更)

届出件数・事例

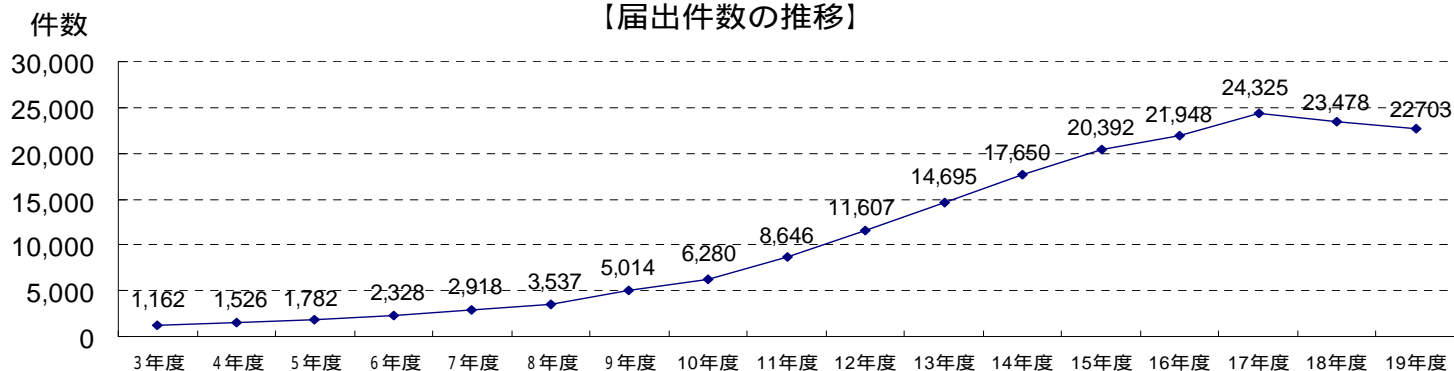
【届出件数】

平成19年度: **22,703件** (小学校: 8,351件、中学校: 3,771件、**高等学校: 10,010件**、特別支援学校: 571件)

【主な事例】

小学校 生活: 米作り[農家], 音楽: 和太鼓[和太鼓師範], 家庭: 食に関する指導[学校栄養職員], クラブ活動: 手話[手話通訳者], 道徳[獣医師], 総合的な学習の時間: 英会話[英会話教室講師], コンピュータ活用[専門学校講師]
中学校 国語: 朗読[劇団職員], 理科: 自然観察[自然保護協会員], 技術: 木工[宮大工棟梁], 家庭: 食物[栄養士], 道徳: 奉仕する心の講話[ボランティア], クラブ活動: 謡曲[観世流能楽師], 総合的な学習の時間: 国際理解[旅行会社添乗員]
高等学校 国語: 演劇(演劇講師), 保健体育: 太極拳(中国武術審判員), 家庭: 調理実習[料理教室講師], 工業: 製図[一級建築士], 商業: 簿記[税理士], 総合的な学習の時間: 職業観の育成[ホテル支配人]
特別支援学校 保健: リハビリテーション[理学療法士], 音楽: 箏曲[箏曲三弦教授], 職業指導: 窯業[陶芸家]

【届出件数の推移】



(注)特別非常勤講師は平成10年7月に許可制から届出制となった。

(文部科学省調べ)

専修学校高等課程（高等専修学校）の制度の概要

目的

学校教育法第124条

第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数（年間800時間）以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

学校教育法第125条

専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- 2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

学校教育法第126条

高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

分野

工業分野、 農業分野、 医療分野、 衛生分野、 教育・社会福祉分野、
商業実務分野、 服飾・家政分野、 文化・教養分野

大学入学資格付与

文部科学省告示第137号

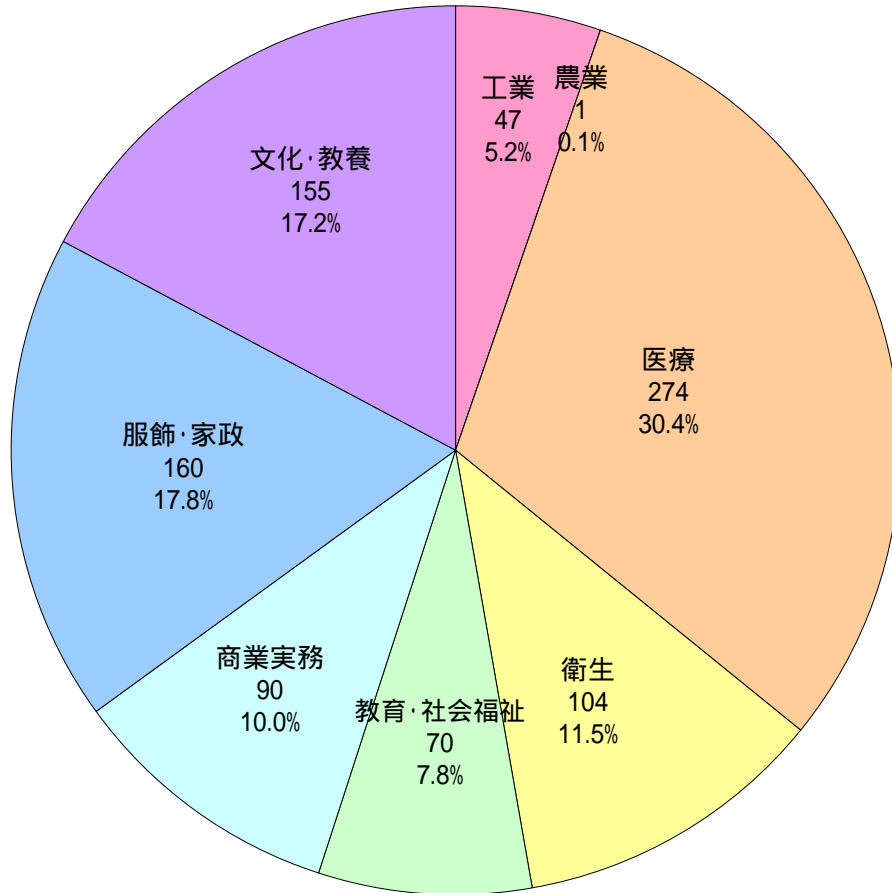
修業年限3年以上

年間授業時数2,590時間

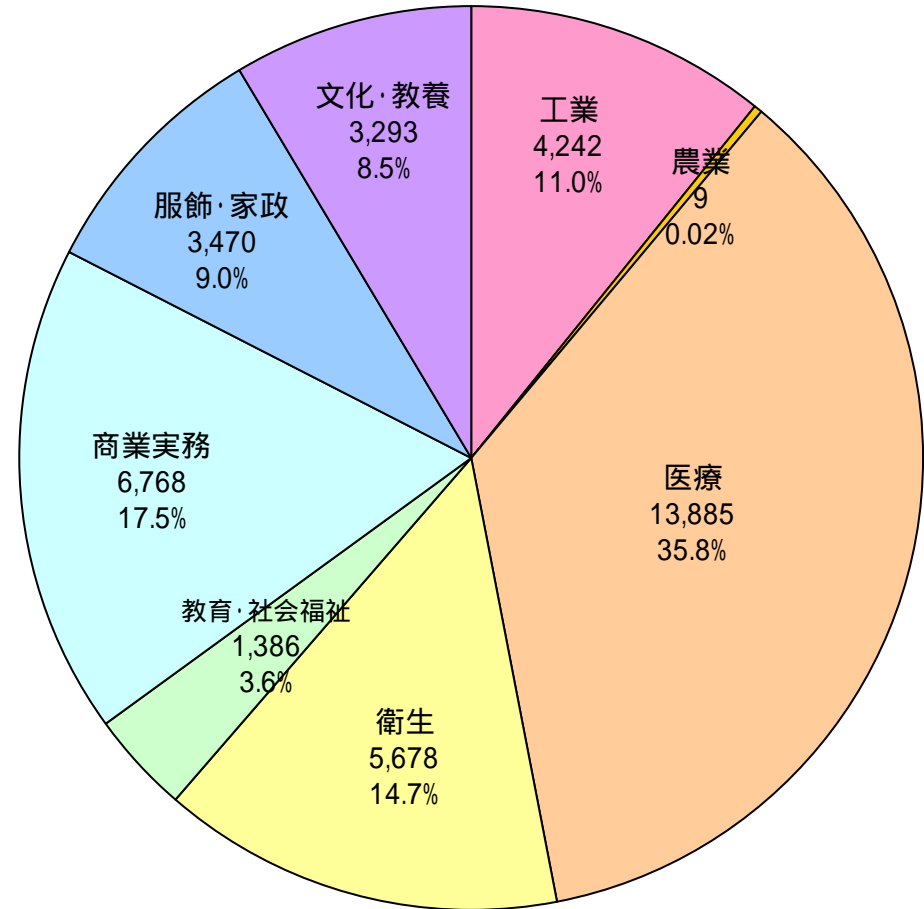
〔なお、卒業に必要な普通科目（国語、地理歴史、公民、数学、理科または外国語）についての総授業時数は420時間以上。ただし、105時間までは教養科目で代替可能。〕

専修学校高等課程（高等専修学校）の状況

学科別学科の割合



学科別生徒数の割合

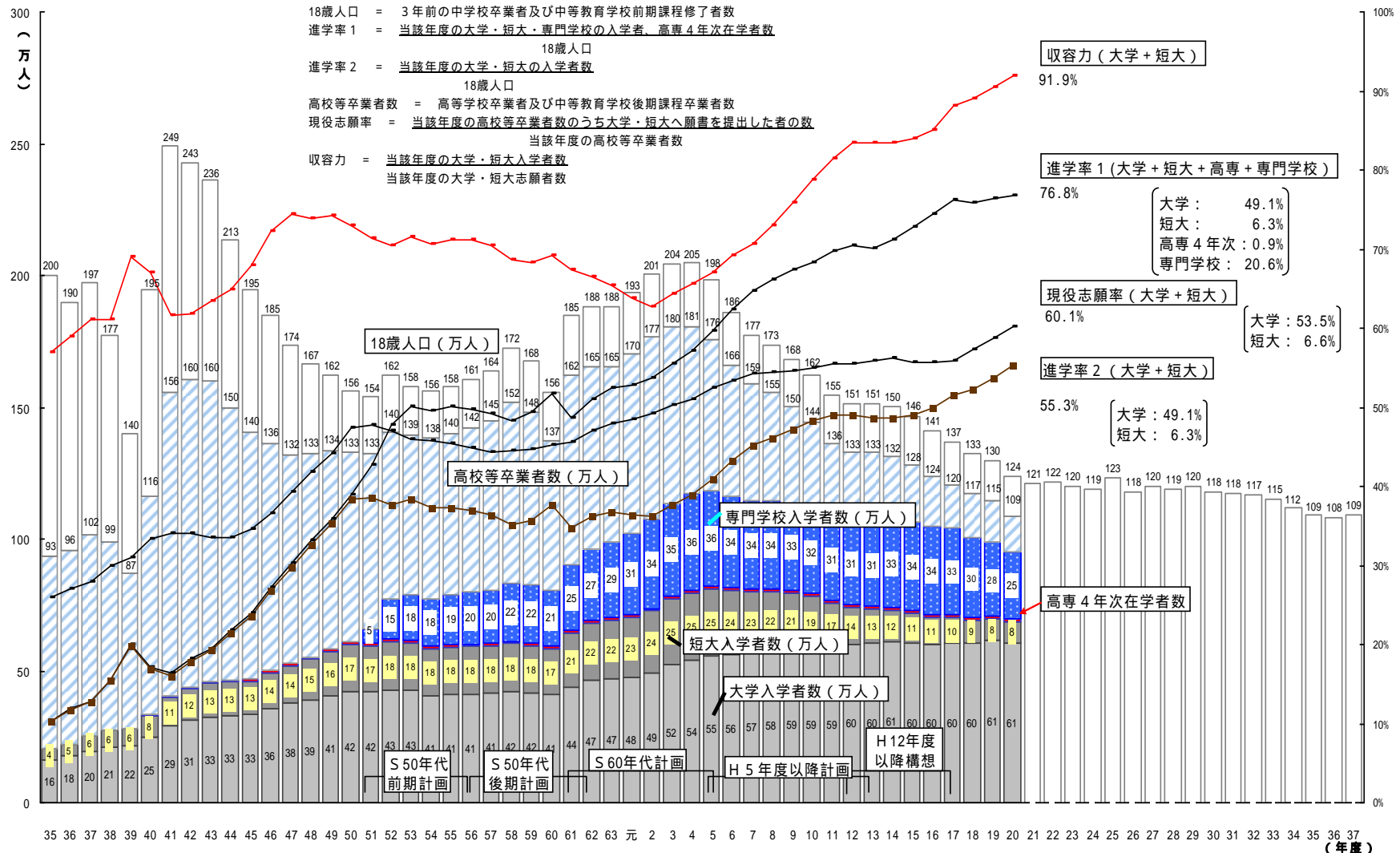


(出典)文部科学省「平成20年度 学校基本調査」

高等教育における職業教育の在り方

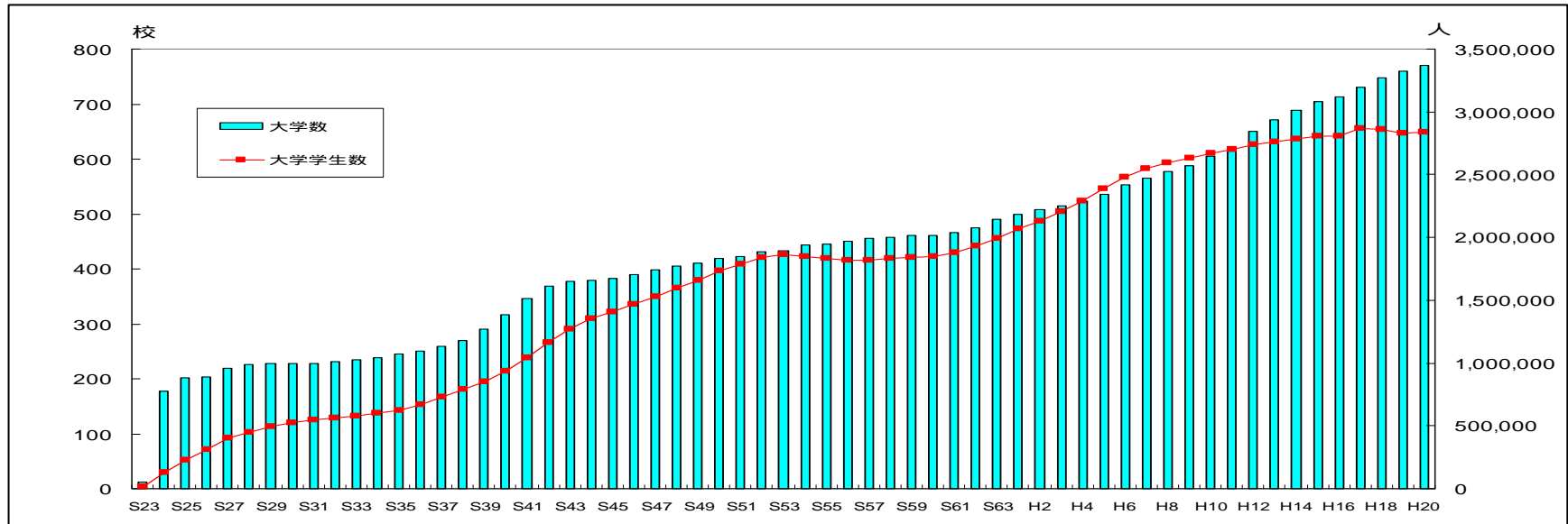
高等教育の現状

18歳人口、進学率の推移



資料: 文部科学省「学校基本調査」
 総務省「日本の将来推計人口」

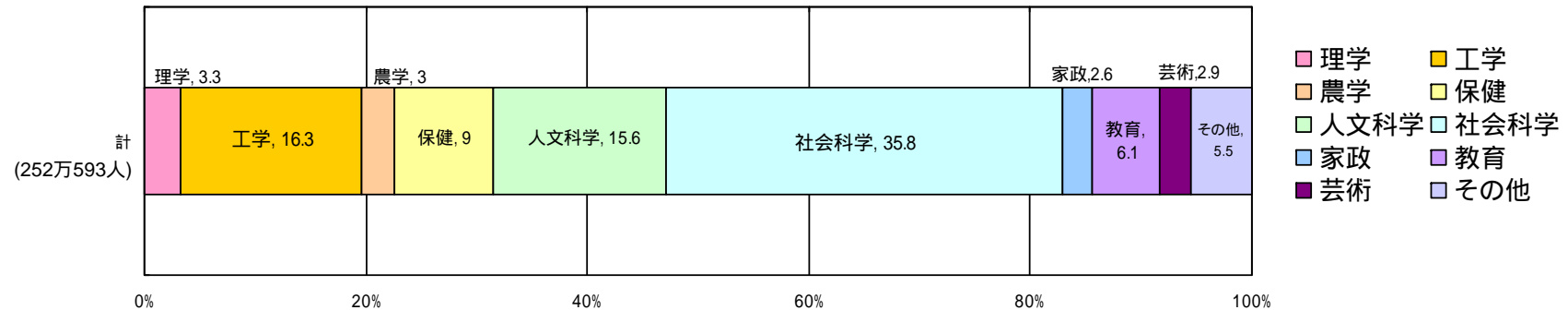
大学の学校数及び学生数の変遷



大学数には通信教育のみを行う学校を含む
 学生数には大学院、専攻科、別科も含む

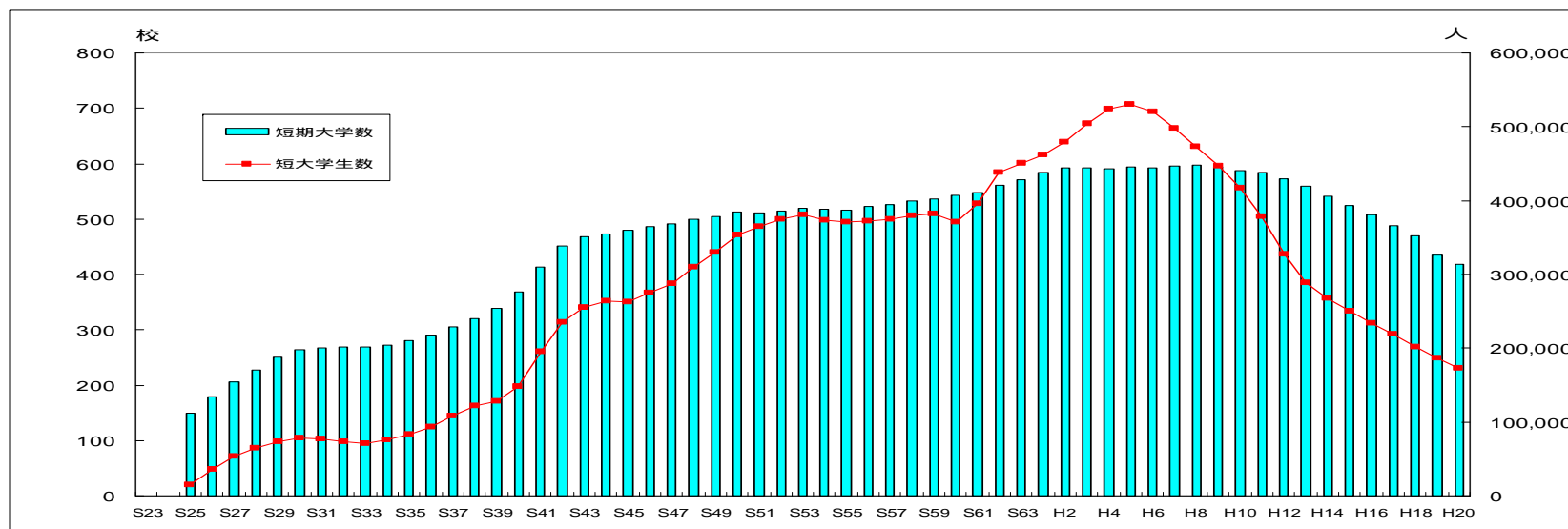
資料: 文部科学省「学校基本調査」

大学の学科別学生割合 (平成20年3月)



資料: 文部科学省「学校基本調査」

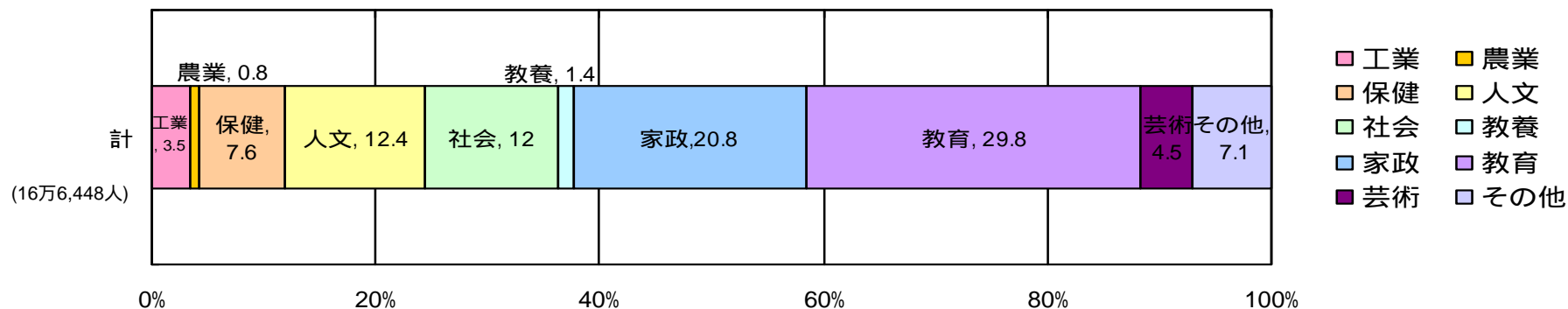
短期大学の学校数及び学生数の変遷



短大数には通信教育のみを行う学校を含む
 学生数には専攻科、別科も含む

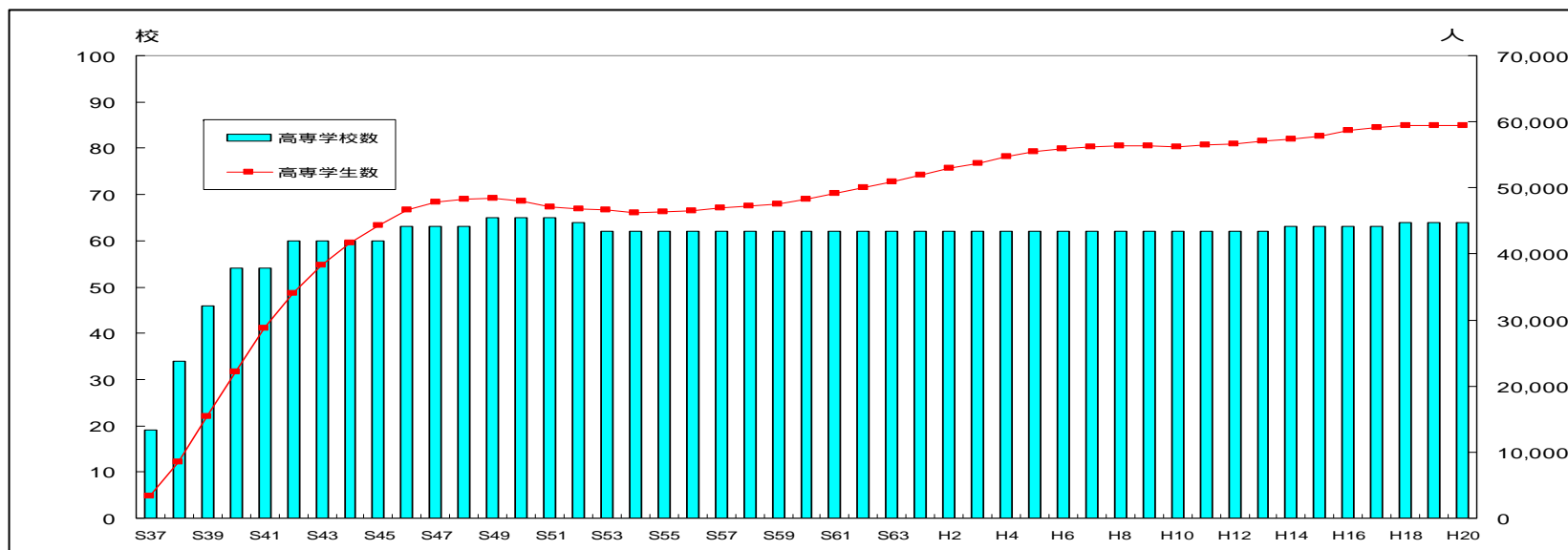
資料:「学校基本調査」、「全国短期大学一覧」

短期大学の学科別学生割合 (平成20年3月)



資料: 文部科学省「学校基本調査」

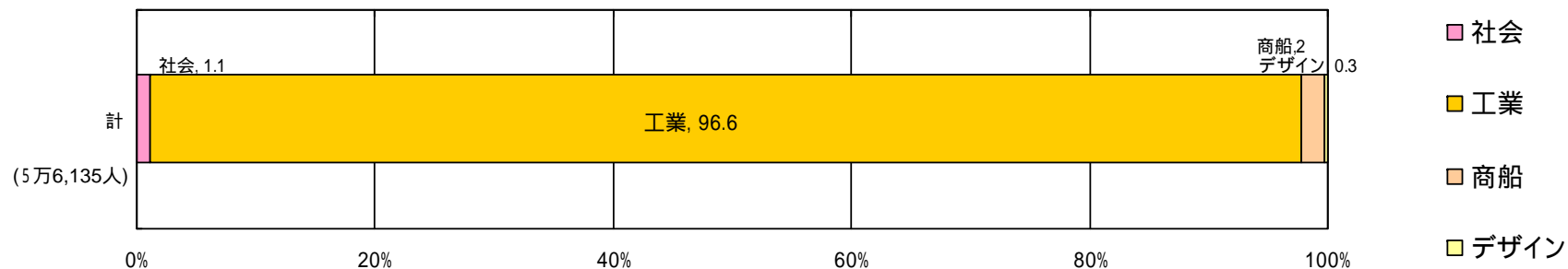
高専の学校数及び学生数の変遷



学生数には専攻科及び聴講生・研究生も含む

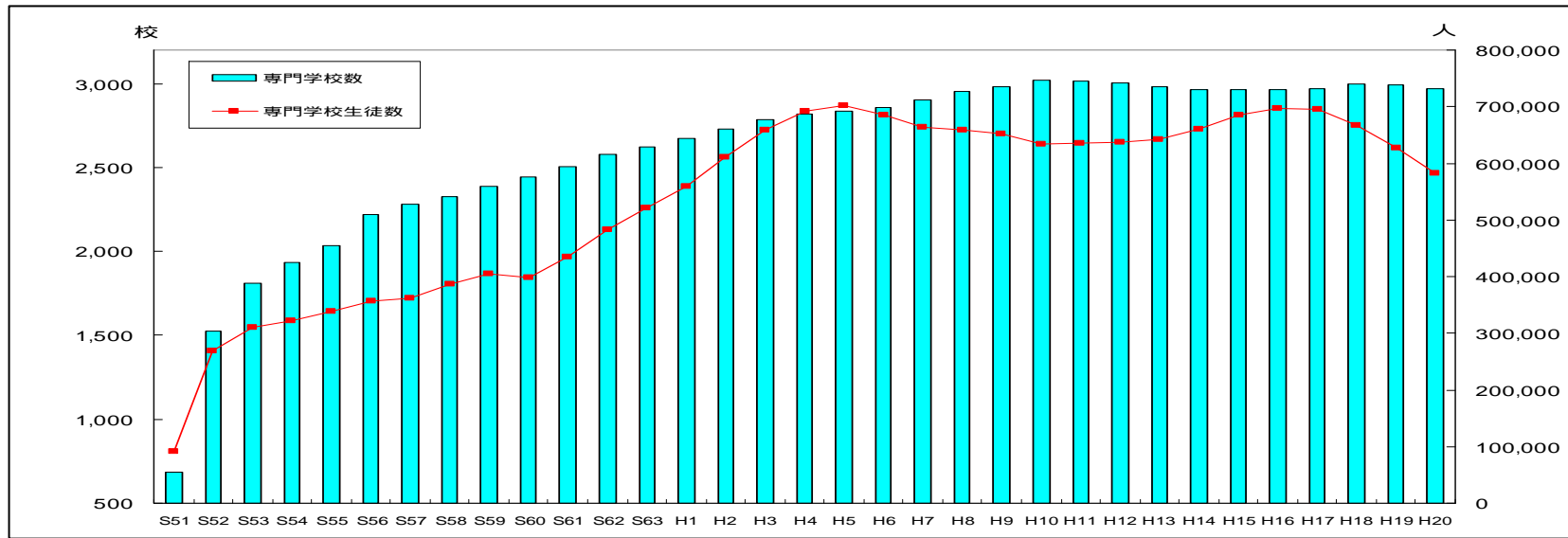
資料:文部科学省「学校基本調査」

高専の学科別学生割合 (平成20年3月)



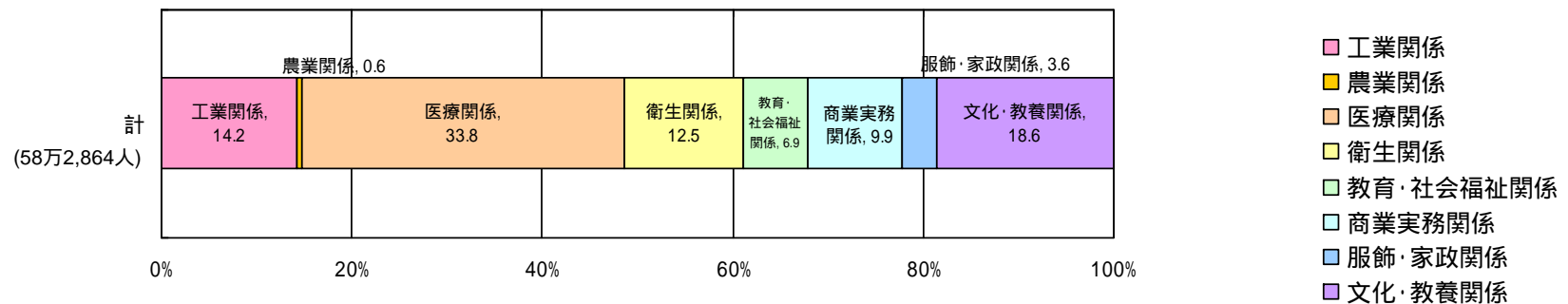
資料:文部科学省「学校基本調査」

専門学校の学校数及び生徒数の変遷



資料:文部科学省「学校基本調査」

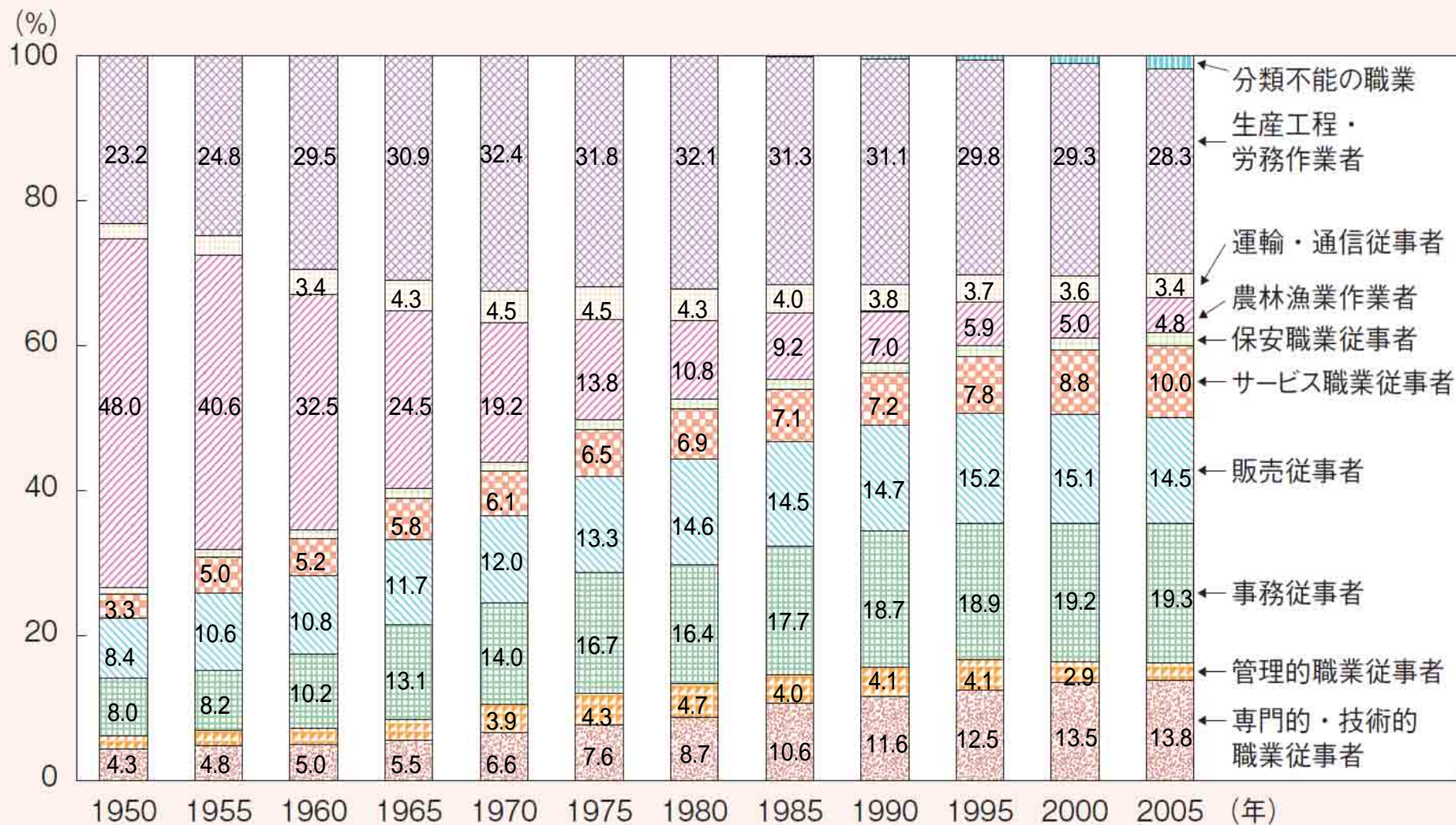
専門学校の学科別生徒割合 (平成20年3月)



資料:文部科学省「学校基本調査」

人材需要に関する各種調査結果等

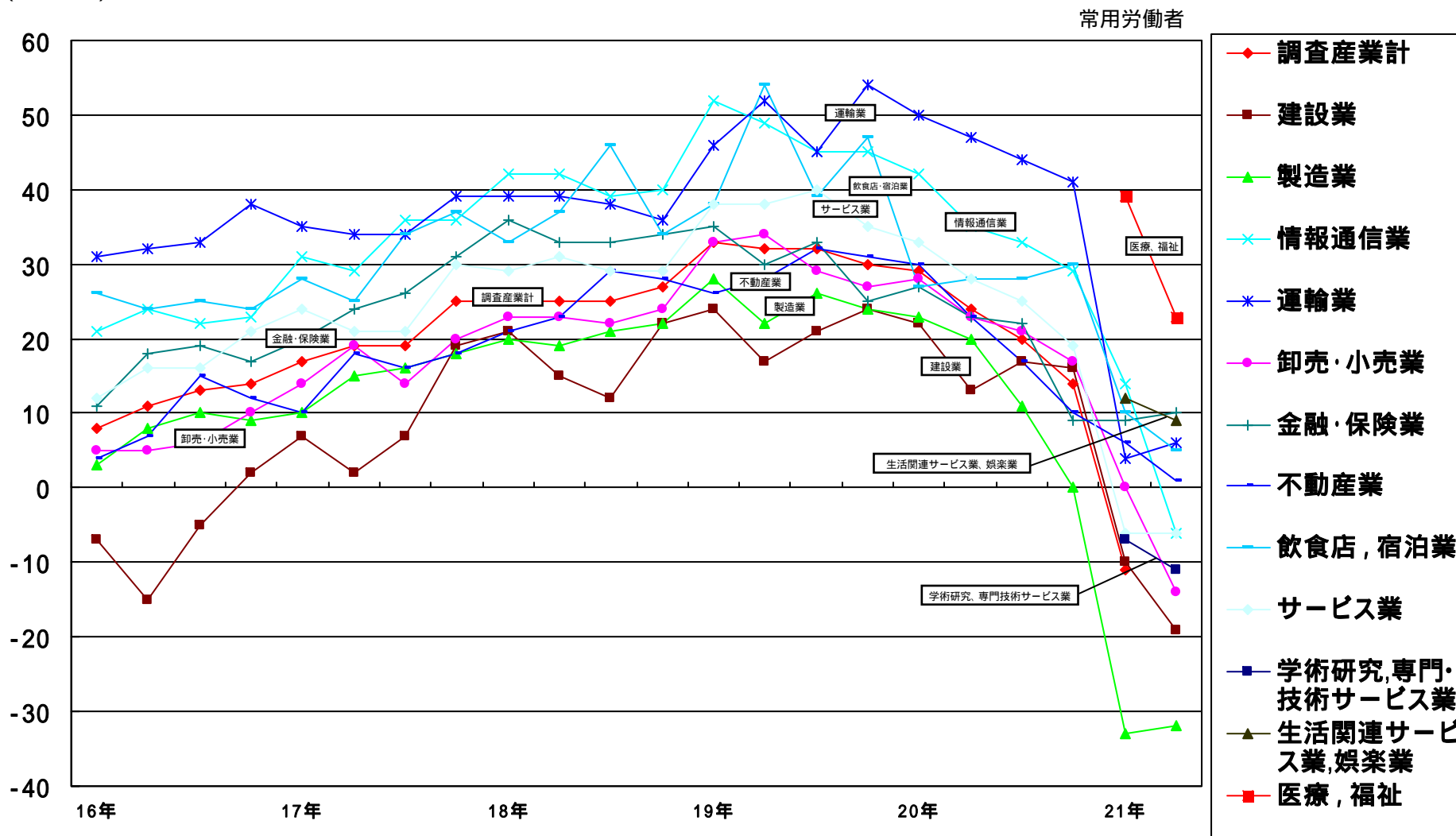
職業別就業者構成割合の変遷



資料 総務省統計局「国勢調査」

産業別労働者の過不足状況判断 (D.I.: 「不足」 - 「過剰」)

(不足)

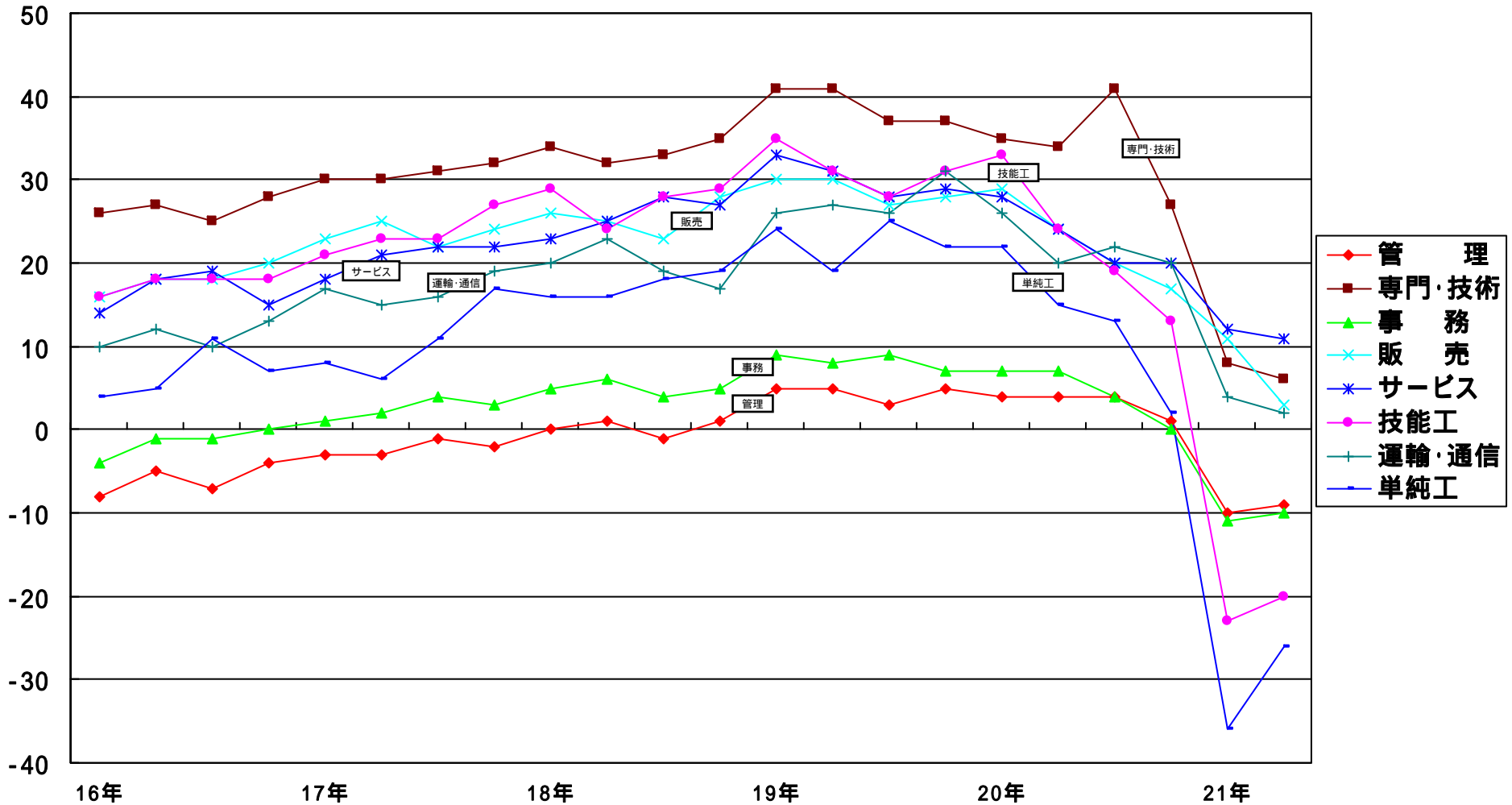


(過剰)

資料: 厚生労働省「労働経済動向調査」

職種別労働者の過不足状況判断 (D.I.: 「不足」 - 「過剰」)

(不足)



(過剰)

資料: 厚生労働省「労働経済動向調査」

新規求人倍率の推移

パート除く

	16年度計	17年度計	18年度計	19年度計	20年度計	平均	倍率順
専門的・技術的職業	1.83	2.19	2.33	2.29	1.85	2.10	
機械・電気技術者	6.34	6.97	7.09	5.68	2.81	5.78	2
鉱工業技術者	2.56	3.20	3.21	2.35	1.21	2.51	14
建築・土木・測量技術者	1.94	2.95	2.68	2.35	1.68	2.32	19
情報処理技術者	4.27	5.18	5.36	4.88	2.71	4.48	4
その他の技術者	1.61	1.77	1.99	1.76	1.02	1.63	33
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	5.70	6.12	6.90	7.66	8.47	6.97	1
保健師、助産師、看護師	1.86	2.17	2.65	2.96	3.14	2.56	13
医療技術者	2.22	2.45	2.55	2.53	2.45	2.44	18
その他の保健医療の職業	1.01	1.21	1.39	1.57	1.42	1.32	44
社会福祉専門の職業	0.99	1.25	1.45	1.74	1.75	1.44	40
美術家、デザイナー、写真家	0.51	0.57	0.60	0.54	0.39	0.52	61
その他の専門的職業	0.61	0.66	0.72	0.74	0.65	0.68	59
管理的職業	1.00	1.21	1.18	1.08	1.11	1.12	54
事務的職業	0.50	0.54	0.57	0.50	0.36	0.49	
一般事務の職業	0.36	0.39	0.41	0.37	0.28	0.36	64
会計事務の職業	0.73	0.84	0.86	0.83	0.58	0.77	58
生産関連事務の職業	1.53	1.65	1.87	1.66	0.95	1.53	37
営業・販売関連事務の職業	1.86	1.88	1.83	1.38	0.91	1.57	35
外勤事務の職業	2.51	3.08	3.25	3.11	2.03	2.80	9
運輸・通信事務の職業	1.96	2.36	2.52	2.61	1.94	2.28	20
事務用機器操作の職業	1.81	2.02	2.20	1.83	1.08	1.79	29
販売の職業	1.42	1.48	1.54	1.47	1.09	1.40	
商品販売の職業	1.29	1.35	1.40	1.36	0.99	1.28	47
販売類似的職業	4.58	4.61	4.56	3.88	2.95	4.12	6
サービスの職業	1.34	1.51	1.67	1.80	1.57	1.58	
家庭生活支援サービスの職業	0.57	0.74	0.87	1.16	1.21	0.91	56
生活衛生サービスの職業	2.92	2.60	2.57	2.63	2.55	2.65	11
飲食物調理の職業	1.16	1.39	1.55	1.68	1.40	1.44	41
接客・給仕の職業	1.91	2.11	2.39	2.47	2.03	2.18	21
居住施設・ビル等の管理の職業	0.54	0.70	0.74	0.75	0.63	0.67	60
その他のサービスの職業	1.51	1.52	1.56	1.56	1.29	1.49	39
保安の職業	3.62	4.50	4.94	5.02	4.17	4.45	5
農林漁業の職業	0.82	0.91	1.03	1.07	0.93	0.95	55
運輸・通信の職業	1.49	1.73	1.85	1.82	1.33	1.64	
鉄道運転の職業	0.37	0.39	0.50	0.62	0.57	0.49	62
自動車運転の職業	1.51	1.75	1.88	1.88	1.41	1.69	32
船舶・航空機運転の職業	0.33	0.42	0.50	0.58	0.51	0.47	63
その他の運輸の職業	1.30	1.46	1.47	1.25	0.58	1.21	49
通信の職業	1.76	2.31	2.64	2.28	1.43	2.08	24

	16年度計	17年度計	18年度計	19年度計	20年度計	平均	倍率順
生産工程・労務の職業	1.34	1.53	1.61	1.41	0.75	1.33	
金属材料製造の職業	2.64	3.05	3.03	2.56	1.23	2.50	15
化学製品製造の職業	2.04	2.46	2.44	2.26	1.19	2.08	25
窯業製品製造の職業	2.69	3.24	3.73	3.34	1.57	2.91	8
土石製品製造の職業	1.86	2.41	2.54	2.39	1.48	2.14	23
金属加工の職業	2.54	2.86	3.08	2.62	1.20	2.46	17
金属溶接・溶断の職業	2.38	2.86	3.15	2.67	1.31	2.47	16
一般機械器具組立・修理の職業	1.48	1.51	1.58	1.36	0.53	1.29	45
電気機械器具組立・修理の職業	2.30	2.31	2.42	1.85	0.54	1.88	28
輸送用機械組立・修理の職業	2.52	2.44	2.47	2.03	0.82	2.06	26
計器・光学機組立修理の職業	4.12	4.15	4.73	4.45	1.57	3.80	7
精穀・製粉・調味製造の職業	1.26	1.59	1.72	1.82	1.20	1.52	38
食料品製造の職業	1.23	1.38	1.54	1.47	1.04	1.33	43
飲料・たばこ製造の職業	1.49	1.85	1.86	1.99	1.39	1.72	31
紡織の職業	1.83	1.86	2.31	2.24	1.33	1.91	27
衣服・繊維製品製造の職業	1.55	1.59	1.75	1.83	1.40	1.62	34
木・竹・草・つる製品製造の職業	1.25	1.47	1.54	1.38	0.78	1.28	46
パルプ・紙・紙製品製造の職業	1.56	1.89	2.08	2.02	1.30	1.77	30
印刷・製本の職業	1.07	1.26	1.29	1.21	0.76	1.12	53
ゴム・プラスチック製品製造の職業	2.62	2.91	3.27	3.06	1.37	2.65	12
革・革製品製造の職業	1.19	1.13	1.38	1.33	0.78	1.16	51
装身具等製造の職業	1.26	1.29	1.39	1.42	0.72	1.22	48
その他の製造制作の職業	1.27	1.38	1.33	1.12	0.58	1.14	52
定置・建設機械運転の職業	1.19	1.52	1.66	1.57	1.18	1.42	42
電気作業者	2.03	2.77	3.12	3.12	2.31	2.67	10
採掘の職業	0.65	0.86	0.94	0.78	0.61	0.77	57
建設躯体工事の職業	5.02	6.11	6.55	5.83	3.76	5.45	3
建設の職業	2.18	2.39	2.53	2.11	1.50	2.14	22
土木の職業	1.32	1.64	1.74	1.64	1.32	1.53	36
運搬労務の職業	1.11	1.33	1.42	1.28	0.72	1.17	50
その他の労務の職業	0.31	0.37	0.40	0.36	0.21	0.33	65
分類不能の職業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	66
職業計	1.16	1.30	1.36	1.27	0.88	1.20	

は、平均求人倍率が上位25%の職種

資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

将来的な雇用ニーズに関する提言等

経済財政改革の基本方針2009～安心・活力・責任～(原案)(平成21年6月16日 経済財政諮問会議配付資料)(抄)

「低炭素、健康長寿、ソフトパワーなどの分野で世界最先端の「未来市場」を創出し、市場とイノベーションの好循環を生み出すことにより、国際的な競争優位の獲得と質の高い雇用の創造を図る。」

雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意(平成21年3月)(抄)

「我が国の将来的な経済成長、国民生活の向上、産業競争力の強化、地域の活性化等につながる分野、とりわけ、医療、介護、保育、環境、農業、林業等、成長が見込まれる分野において、雇用の受け皿を確保するため雇用創出が必要である。」

雇用政策基本方針(平成20年2月 厚生労働省告示)(抄)

3 今後重点的に展開していく具体的な施策の方向性

当面5年程度の間に取り組むべき雇用政策の方向性

(2)[4] 中小企業や福祉・介護分野の人材確保対策

- ・ものづくり産業の国際競争力を支える人材を育成するための高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践的技能者の養成
- ・中小企業におけるものづくり人材の確保・育成、技能継承の促進
- ・高齢化の進展に伴いニーズ増大が見込まれる産業である福祉・介護分野の計画的な人材育成

雇用創出企画会議第三次報告書(平成18年8月 雇用創出企画会議)(抄)

新たな雇用創出が期待される新しいサービス分野

情報サービス分野(コビキタスネット社会におけるソフトウェア開発やシステム開発)

健康サービス分野(フィットネス分野、エステティック分野)

ロジスティック分野(物流サービス)

社会人教育サービス

雇用創出企画会議第一次報告書(平成15年5月 雇用創出企画会議)(抄)

雇用創出が期待できる分野

地域の問題に対して事業展開が期待される分野

・コミュニティ・ビジネス分野

- 多様で柔軟なサービスを提供する地域密着型の小規模ビジネス

- 福祉、介護、教育、文化、環境保護など従来公共サービスとして提供されていた分野で事業を拡大

新産業の創造に伴い専門的・技術的な職業能力が必要になる分野

・環境技術関連分野 ・情報通信関連分野 ・住宅関連分野など

今後求められる人材養成の方向性に関する提言等

(総論)

平成20年版 労働経済の分析 - 働く人の意識と雇用管理の動向 - (平成20年7月 厚生労働省)

人口減少社会にふさわしい企業経営や業態の姿を検討していくことが重要である。貴重な労働力を適切に配置し、一人一人の労働者が個性を活かし、高い付加価値生産能力を発揮しながら、豊かな社会を創り上げていくことが期待される。

今後の、技術革新の動向などを見通しつつ、産業構造の将来像を描き出し、産業が求める高度な人材を生み出すことができるような教育システム、人材養成システムを構築することが求められているように思われる。

(介護)

社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年8月 厚生労働省告示)(抄)

認知症等のより複雑で専門的な対応を必要とするニーズの顕在化等を背景として、質的にもより多様化、高度化している状況
今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが喫緊の課題

(看護)

看護基礎教育の在り方に関する懇談会論点整理(平成20年7月 看護基礎教育の在り方に関する懇談会)(抄)

医療の高度化やニーズの多様化、看護職員の役割の変化、チーム医療・役割分担の推進などが求められる状況

こうした状況の中、看護職員には、知的・倫理的側面といった基礎的なものから、専門職として望まれる高度医療への対応、生活を重視する視点、予防を重視する視点、及び看護の発展に必要な資質・能力など、広範かつ多岐にわたる資質・能力が求められる

(ものづくり)

技術・技能継承と技術革新を生み出す人材に関するアンケート調査(平成20年11月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))

(出典:2009年度版中小企業白書)

中小企業が技術・技能人材に求める知識・能力は、「複数の技術・技能に関する幅広い知識」、「特定の技術・技能に関する専門知識」、「生産工程を合理化する知識・能力」などを重要視する中小企業の割合が高い一方、5年後に重要な知識・能力として「顧客ニーズを把握し、製品設計化する能力」や「革新的技術を創造していく能力」を挙げる中小企業が増加するなど、求められる能力に変化が見られる。

ものづくり産業における人材の確保と育成 - 機械・金属関連産業の現状 - (平成20年3月 独立行政法人労働政策研究・研修機構)

現在、半数以上の事業所が不足していると考えている技能者のタイプは、複数の機械あるいは工程をこなすことができる「多能工」、製造現場のリーダーとしてラインの監督業務を担当する「マネージャー型技能者」、特定の技能領域で高度な熟練技能を発揮する「高度熟練技能者」、高度な技術的知識を身につけた技能者である「テクノワーカー」であり、今後5年間における必要性も高い。

一方、「単純作業労働者」が不足していると考えている事業所は16.2%にとどまり、約6割は「適切である」と考えている。

(教育界と産業界の連携)

産学人材育成パートナーシップ 中間取りまとめ(平成20年7月 産学人材育成パートナーシップ)(抄)

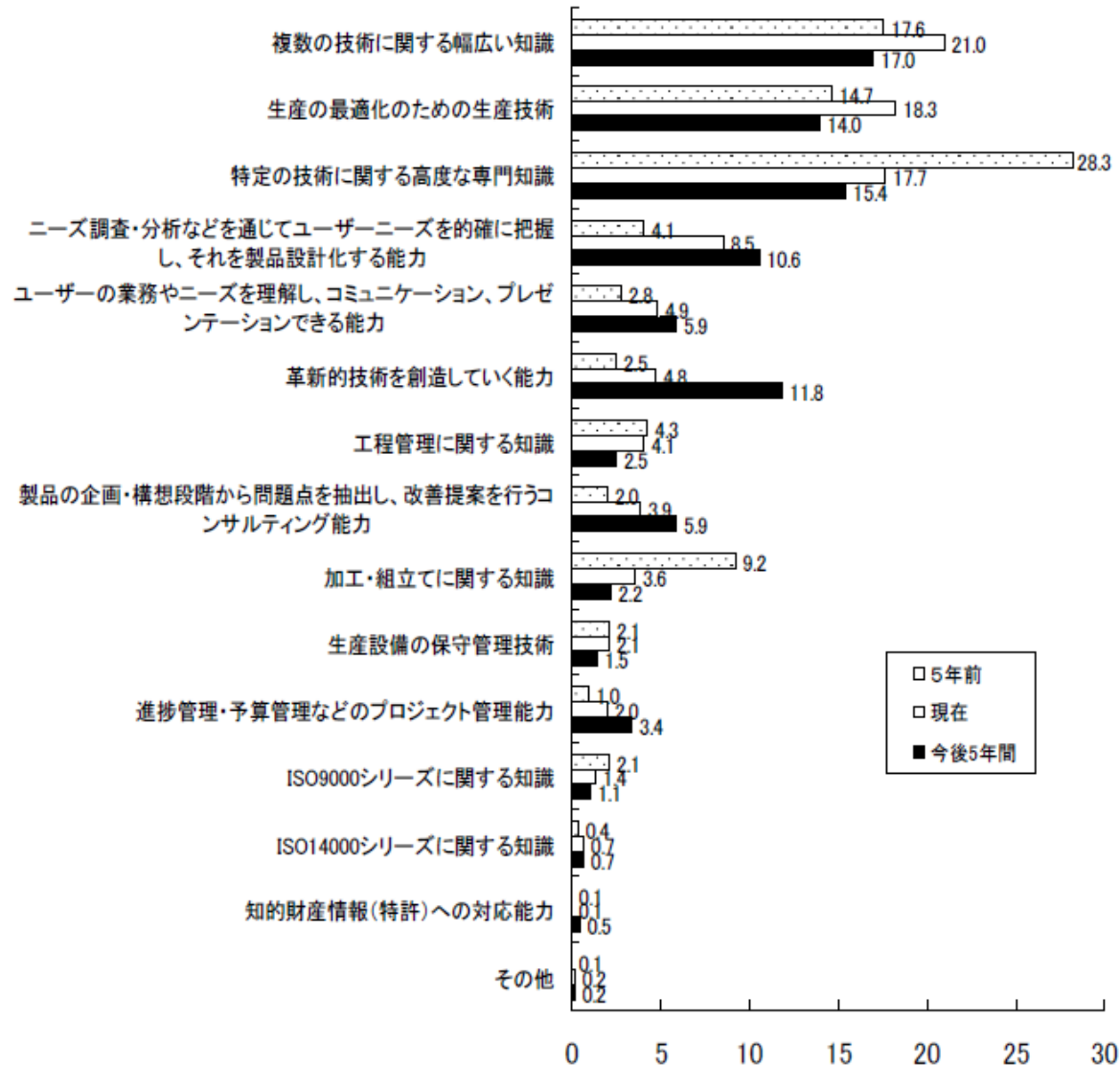
社会で求められる人材像や能力は、その時代環境により異なる。他方で、長期にわたり変化しない基本的要素も多分に存在する。

産学のコミュニケーションを深め、相互の問題認識・課題等について共有するとともに、優れた人材育成のため共同して取り組むことができる関係を恒常的に築いておくことが重要である。

技術者に求められる能力

図表 5-4-3 技術系正社員に求める知識・能力として最も重要なもの

技術系正社員に求める知識・能力として最も重要なもの
5年前・現在・今後5年間の比較(単位:%)



技術系正社員:

以下のいずれかの業務を担当する正社員

基礎研究、基盤技術の先行研究などの「研究業務」

製品開発、技術開発などの「設計・開発」業務

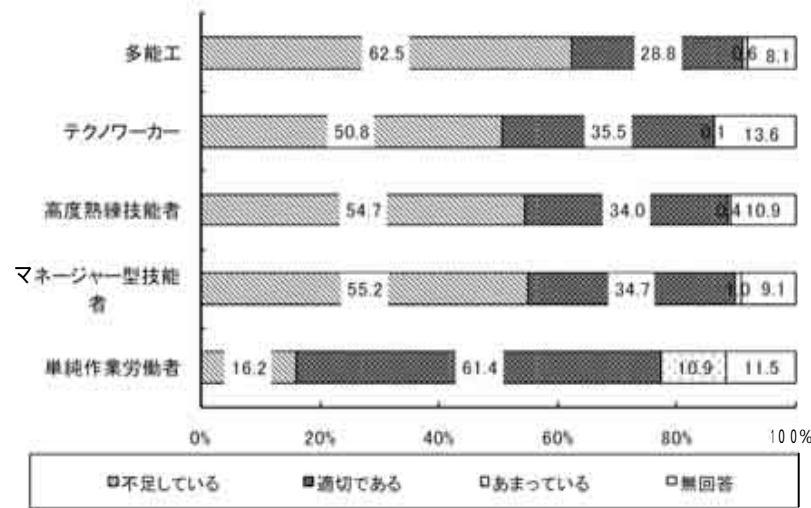
既存の商品の改良・改善などの「生産(開発)」業務

高度な技術的知識を生かした「品質・生産管理」、「エンジニアリング・サービス」、「製品販売先への技術的アフターサービス」などの業務

資料: 独立行政法人労働政策研究・研修機構
「ものづくり産業における人材の確保と育成 - 機械・金属関連産業の現状 - 」

技能者の過不足状況

図4 技能者の現在の過不足状況(技能タイプ別、単位：%)



「多能工」

- 複数の機械あるいは工程をこなすことができる技能者

「テクノワーカー」

- 高度な技術的知識を身につけた技能者

「高度熟練技能者」

- 特定の技能領域で高度な熟練技能を発揮する技能者

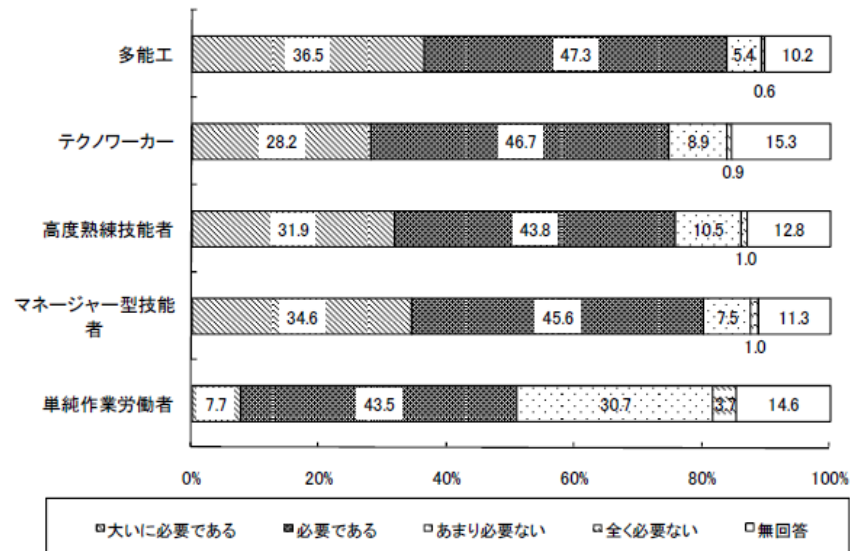
「マネージャー型技能者」

- 製造現場のリーダーとしてラインの監督業務を担当する技能者

「単純作業労働者」

- 比較的簡単な工程のみを担当する労働者

各タイプ技能者の今後5年間における必要性(単位：%)



資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構

「ものづくり産業における人材の確保と育成 - 機械・金属関連産業の現状 - 」

各高等教育機関における職業教育の現状

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の各分野の具体例及び関連する資格例

大学

区 分		学生数(人)	構成比(%)	業務独占資格(参入資格)	名称独占・必置規制資格	検定の資格
理学		2,520,593				
数	学	82,637	3.3			
物	理	18,628	0.7			
化	学	13,531	0.5		気象予報士、環境計量士	
生	物	12,828	0.5	臨床検査技師	危険物取扱者、毒物劇物取扱責任者	
地	学	7,608	0.3	臨床検査技師		健康食品管理士
そ	の	4,028	0.2	測量士、測量士補	技術士補	
他	理	26,014	1.0			
工学		410,683	16.3			
機	械	74,970	3.0	消防設備士	自動車整備士、造園施工管理技士	
電	気	132,847	5.3	陸上・海上特殊無線技士、電気主任技術者		
土	木	64,769	2.6	測量士、測量士補、消防設備士、発破技士		
応	用	38,867	1.5	水道技術管理者、発破技士	毒物劇物取扱責任者、技術士補	
原	子	6,379	0.3	臨床工学技士		
力	工	89	0.0	放射線取扱主任者	エックス線作業主任者	
鉱	山	6	0.0			
金	属	379	0.0			
織	維	1,115	0.0			繊維製品品質管理士、衣料管理士
船	舶	602	0.0			
航	空	2,847	0.1	航空整備士	航空無線通信士	
経	営	10,849	0.4			基本情報技術者、CGエンジニア検定
工	芸	1,569	0.1			カラーコーディネーター検定、色彩検定
そ	の	75,395	3.0	食品衛生監視員、消防設備士	食品衛生管理者、安全管理者	
他	生	74,902	3.0			
農学		74,902	3.0			
農	学	11,957	0.5		技術士補、造園施工管理技士、土木施工管理技士	ビオトープ計画管理士、ビオトープ施工管理士
農	芸	6,759	0.3		食品衛生責任者、飼料製造管理者	
農	業	2,910	0.1			
農	業	3,387	0.1			
林	学	1,861	0.1	測量士、測量士補	造園施工管理技士、土木施工管理技士	樹木医補
獣	医	10,774	0.4	獣医師、家畜人工授精師	毒物劇物取扱責任者、労働衛生コンサルタント	
水	産	6,632	0.3	潜水士、小型船舶操縦士	食品衛生管理者	
そ	の	30,622	1.2		栄養士、管理栄養士、食品衛生管理者	健康運動実践指導者
他	栄	225,974	9.0			
保健		225,974	9.0			
医	学	47,115	1.9	医師		
歯	学	16,463	0.7	歯科医師		
薬	学	54,767	2.2	薬剤師		
看	護	43,608	1.7	看護師		
そ	の	64,021	2.5	診療放射線技師、理学療法士、作業療法士	保健師	診療情報管理士、医療情報技師
他	保	393,976	15.6			
人文科学		393,976	15.6			
文	学	150,472	6.0		司書、学芸員	
史	学	26,980	1.1		司書、学芸員	
哲	学	43,009	1.7		司書、学芸員	臨床心理士
そ	の	173,515	6.9		司書、学芸員	
他	人	901,770	35.8			
社会科学		901,770	35.8			
法	学	171,018	6.8	司法試験、司法書士、行政書士		
商	学	491,674	19.5	公認会計士、税理士		
社	会	163,020	6.5		社会福祉士、精神保健福祉士	健康運動実践指導者
そ	の	76,058	3.0			
他	政	18	0.0			
商船		18	0.0			
商	船	18	0.0			
学	航					

区 分		学生数(人)	構成比(%)	業務独占資格(参入資格)	名称独占・必置規制資格	検定の資格	
家政		65,841	2.6				
	家 政 学	家政学、生活学、人間環境学	22,038	0.9		栄養士、管理栄養士	
	食 物 学	食物学、栄養学、食品学、栄養科学	30,910	1.2		栄養士、管理栄養士	フードスペシャリスト
	被 服 学	被服学、服装学、服飾学、生活デザイン学	6,727	0.3			衣料管理士、インテリアプランナー
	住 居 学	住居学、住居保健学、住環境学	1,410	0.1	建築士		インテリアプランナー
	児 童 学	児童学	4,679	0.2	幼稚園教諭、小学校教諭	保育士	
	そ の 他	ファッション・ハウジングデザイン学	77	0.0	建築士、宅地建物取引主任者	商品装飾展示技能士	パターンメイキング技術検定
教育		153,330	6.1				
	教 育 学	教育学、教育心理学、産業教育学	23,949	1.0	教員免許		
	小 学 校 課 程	小学校教員養成課程	9,625	0.4	教員免許		
	中 学 校 課 程	中学校教員養成課程	1,294	0.1	教員免許		
	特 別 教 科 課 程	特別教科教員養成課程	2	0.0	教員免許		
	中等教育学校課程	中等教育教員養成課程	2,410	0.1	教員免許		
	養 護 学 校 課 程	養護学校教員養成課程	208	0.0	教員免許		
	幼 稚 園 課 程	幼稚園教員養成課程	155	0.0	教員免許		
	体 育 学	体育学、健康学、健康教育学、武道学	28,142	1.1	教員免許		
	障 害 児 教 育 課 程	障害児教育教員養成課程	690	0.0	教員免許		
	特 別 支 援 教 育 課 程	特別支援教育教員養成課程	592	0.0	教員免許		
	そ の 他	幼児教育学、児童教育学、教養学科	86,263	3.4	教員免許		
芸術		73,354	2.9				
	美 術	絵画学、彫刻学、油絵学、美術工芸学	11,301	0.4			
	デ ザ イ ン	基礎デザイン学、産業美術学	16,489	0.7			
	音 楽	音楽、演奏学、声楽、器楽、作曲	19,288	0.8			音楽療法士(補)
	そ の 他	映画学、演劇学、写真学、舞台芸術学	26,276	1.0			照明技術者技能検定試験
その他		138,108	5.5				
	教 養 学	教養学、芸術学、生活学	2,646	0.1			
	総 合 科 学	総合科学	599	0.0			
	教 養 課 程 (文 科)	教養課程	3,450	0.1			
	教 養 課 程 (理 科)	教養課程	6,548	0.3			
	人 文 ・ 社 会 科 学	人文社会科学、人間社会学、人文学	21,064	0.8		保育士、社会福祉士、精神保健福祉士	
	国際関係学(国際関係学部)	国際関係学、国際文化学、国際学	13,751	0.5			
	人 間 関 係 科 学	人間基礎科学、人間健康科学、スポーツ科学	10,310	0.4			健康運動指導士、健康運動実践指導者
	そ の 他	不動産学、地球環境学、メディア学	79,740	3.2	宅地建物取引主任者		

区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

短期大学

区 分		学生数(人)	構成比(%)	業務独占資格(参入資格)	名称独占・必置規制資格	検定の資格
		166,448				
工業		5,749	3.5			
	機 械 工 学	機械、自動車工、精密機械工学	3,363	2.0		自動車整備士
	電 子 通 信 工 学	電気、電子工学、通信、情報処理工学	1,518	0.9		電気主任技術者、電気通信主任技術者
	土 木 建 築 工 学	土木、建築学、建設、環境建設	154	0.1	建築士	
	応 用 化 学	応用化学、工業化学、化学工業	62	0.0		毒物劇物取扱責任者
	そ の 他	環境工学、システムデザイン工学	652	0.4	測量士、測量士補	CAD利用技術者
農業		1,358	0.8			
	農 学	農業、園芸、造園、緑地環境学	980	0.6		造園技能士、園芸装飾技能士
	農 芸 化 学	缶詰製造、醸造、食品化学	281	0.2	食品衛生監視員	食品衛生管理者
	農 業 工 学	農業土木、農業機械、農業科学	1	0.0		缶詰品質管理主任技術者
	農 業 経 済 学	農業経済、農業協同組合、農業経営	-	0.0		
	獣 医 学 畜 産 学	畜産、酪農	96	0.1	家畜人工授精師	食品衛生責任者
保健		12,701	7.6			
	看 護 学	看護、厚生、衛生看護	6,071	3.6	看護師、助産師	保健師
	そ の 他	放射線、栄養、理学療法、作業療法、言語聴覚療法	6,630	4.0	診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	栄養士
人文		20,721	12.4			
	文 学	文、国文、英文、言語文化学	12,660	7.6	中学校教諭、司書教諭	
	史 学	国史、日本史学、日本文化史	248	0.1	中学校教諭、司書教諭	
	哲 学	仏教、宗教、神学、心理学	224	0.1		宗門教師
	そ の 他	図書館、文化学	7,589	4.6	社会教育主事	図書館司書、学芸員
社会		19,897	12.0			
	法 学 政 治 学	法、法律	102	0.1	行政書士、司法書士、公認会計士	
	商 学 経 済 学	商業、経済、現代ビジネス	8,538	5.1		販売士、日商簿記検定、ファイナンシャルプランナー
	社 会 学	社会、社会福祉、情報コミュニティ学	7,909	4.8		社会福祉士、訪問介護員、精神保健福祉士
	そ の 他	観光、能率、キャリアデザイン	3,348	2.0		国内旅行業務取扱管理者
教養		2,326	1.4			
	教 養	教養、国際教養、文化教養	2,326	1.4		ビジネス実務士、情報処理士
家政		34,608	20.8			
	家 政 学	家政、生活科学、ライフデザイン	22,406	13.5	養護教諭	介護福祉士
	食 物 学	食物、食物栄養、食生活	10,399	6.2	栄養教諭	栄養士
	被 服 学	被服、服飾、ファッションデザイン学	1,771	1.1	中学校教諭	インテリアコーディネーター、衣料管理士
	住 居 学	住居学	32	0.0	建築士	
教育		49,670	29.8			
	初 等 教 育	初等教育、児童教育	6,312	3.8	幼稚園教諭、小学校教諭	保育士
	幼 稚 園 教 育	保育、幼児教育、児童福祉学	40,557	24.4	幼稚園教諭	保育士
	体 育	体育、保健体育、健康・スポーツ学	964	0.6	中学校教諭	健康運動実践者、公認スポーツ指導員
	そ の 他	子ども	1,837	1.1	保育士、幼稚園教諭、小学校教諭	
芸術		7,521	4.5			
	美 術	美術、造形美術、芸術	3,504	2.1	中学校教諭	カラーコーディネーター
	デ ザ イ ン	デザイン美術、産業デザイン学	991	0.6	中学校教諭	衣料管理士、商業施設士
	音 楽	音楽、音楽教育、音楽情報	2,379	1.4	中学校教諭	音楽療法士
	そ の 他	美容芸術、美容ファッションビジネス学	647	0.4	美容師	美容福祉師
その他		11,897	7.1			
	理 学	応用数学、工業計数、情報システム学	14	0.0		基本情報技術者
	秘 書	秘書、情報ビジネス	1,512	0.9		秘書士、ビジネス実務士、情報処理士
	そ の 他	人間文化学、国際ビジネス学、健康文化	10,371	6.2	中学校教諭	情報処理士、医療管理秘書士

区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

高等専門学校

区 分	学生数(人)	構成比(%)	業務独占資格(参入資格)	名称独占・必置規制資格	検定的資格
	56,135				
社会	597	1.1			全経簿記、日商簿記、 初級システムアドミニストレータ
工業	54,226	96.6	電気工事士、陸上無線技術士、 ボイラー技士	電気主任技術者、危険物取扱者	
商船	1,120	2.0	海上特殊無線技士、海技士、 小型船舶操縦士免許		
芸術	192	0.3			基本情報技術者、初級システムアドミニスト レータ、CGエンジニア検定

区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

専門学校

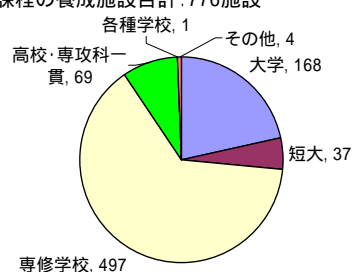
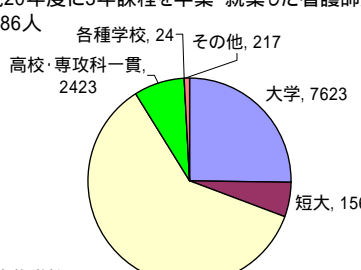
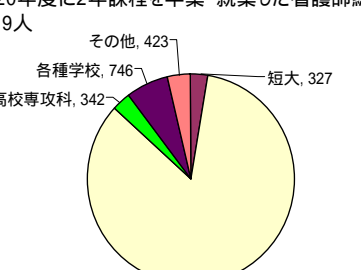
区 分		学生数(人)	構成比(%)	業務独占資格(参入資格)	名称独占・必置規制資格	検定の資格
		582,864				
工業関係		82,572	14.2			
	測 量	測量、地図製図	538	0.1	測量士、測量士補	
	土 木 ・ 建 築	土木、建築設計、都市建設工学	9,959	1.7	建築士	土木施工管理技士、建築設備士
	電 気 ・ 電 子	電子工学、電気工事、電子研究	2,255	0.4	電気工事士	電気主任技術者
	無 線 ・ 通 信	電気通信、放送、テレビ工学	695	0.1	陸上特殊無線技士	
	自 動 車 整 備	自動車整備	20,713	3.6		自動車整備士
	機 械	機械、機械工学、機械設計	908	0.2		機械製図CAD作業技能士、危険物取扱者
	電 子 計 算 機	電子計算機、コンピュータ、電算	4,360	0.7		簿記検定、ワープロ検定
	情 報 処 理	情報処理技術、情報ビジネス、情報工学	28,621	4.9		情報処理技術者
	そ の 他	製図、造船、金属、航空工学	14,523	2.5	航空整備士、航空運航整備士	
農業関係		3,498	0.6			
	農 業	農業	1,848	0.3	家畜人工授精師	農業機械士
	芸 園	園芸、ガーデニング、造園	556	0.1		造園技能士、造園施工管理技士
	そ の 他	食肉技術、きのこ栽培、生物工学	1,094	0.2		食肉販売技術管理技士、バイオ技術認定試験
医療関係		196,980	33.8			
	看 護	看護、高等看護	89,226	15.3	看護師	
	准 看 護	准看護	346	0.1	准看護師	
	歯 科 衛 生	歯科衛生	13,000	2.2	歯科衛生士	
	歯 科 技 工	歯科技工	2,983	0.5	歯科技工士	
	臨 床 検 査	臨床検査	4,074	0.7	臨床検査技師	
	診 療 放 射 線	診療放射線、放射線、レントゲン	2,568	0.4	診療放射線技師	
	は り ・ き ゅ う ・ あ ん ま	はり、きゅう、鍼灸マッサージ	12,749	2.2	あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師	
	柔 道 整 復	柔道整復、柔整	16,224	2.8	柔道整復師	
	理 学 ・ 作 業 療 法	理学療法、作業療法、リハビリテーション	37,988	6.5	理学療法士、作業療法士	
	そ の 他	医学技術、視能訓練、保健師、助産師	17,822	3.1	言語聴覚士、視能訓練士、助産師	保健師
衛生関係		72,789	12.5			
	栄 養	栄養、栄養調理	5,944	1.0	栄養教諭	栄養士、管理栄養士
	調 理	調理、調理師	13,793	2.4		調理師
	理 容	理容	1,813	0.3	理容師	食品技術管理専門士、介護食士
	美 容	美容	39,299	6.7	美容師	認定エステティシャン
	製 菓 ・ 製 パ ン	製菓、製菓衛生師	6,837	1.2		製菓衛生師、菓子製造技能士
	そ の 他	薬学、エステ、ネイルアート	5,103	0.9		登録販売者
教育・社会福祉関係		40,378	6.9			
	保 育 士 養 成	保育、保育士	11,251	1.9		保育士
	教 員 養 成	幼児教育、幼稚園教諭、養護教育	3,970	0.7	幼稚園教諭	
	介 護 福 祉	介護福祉	14,379	2.5		介護福祉士
	社 会 福 祉	社会福祉	4,974	0.9		社会福祉士、精神保健福祉士、訪問介護員
	そ の 他	ボランティア	5,804	1.0		TOEIC、TOEFL
商業実務関係		57,558	9.9			
	商 業	商業、経済商業、商業実務	1,753	0.3		計算実務能力検定
	経 理 ・ 簿 記	経理、経理会計、商業簿記	11,132	1.9	公認会計士、税理士	簿記能力検定
	タ イ プ ス ト	タイプ、和文タイプ、英文タイプ	-	0.0	-	-
	秘 書	秘書、秘書養成、英語秘書	2,359	0.4		秘書技能検定
	経 営	経営学、観光経営、経営技術	2,576	0.4	通関士	中小企業診断士
	旅 行	観光、ホテル、フライトアテンダント	11,753	2.0		旅行業務取扱管理者、レストランサービス技能検定
	情 報	ITビジネス、情報ビジネス	6,263	1.1		MCP(マイクロソフト認定技術者)、初級システムアドミニストレータ
	ビ ジ ネ ス	医療事務、福祉ビジネス	10,245	1.8		ビジネス能力検定、医療事務検定、医療秘書技能検定
	そ の 他	速記、珠算、編集広報	11,477	2.0		速記技能検定

区 分			学生数(人)	構成比(%)	業務独占資格(参入資格)	名称独占・必置規制資格	検定の資格
服飾・家政関係			20,963	3.6			
家	政	家政	116	0.0		訪問介護員	和裁・洋裁技術検定
家	庭	家庭、生活技術、家庭経営	12	0.0			
和	洋	和裁、洋裁、服飾、デザイン	16,813	2.9		和裁技能士	和裁技術検定、洋裁技術検定
料	理	料理、調理、家庭料理	1,325	0.2		調理師	家庭料理技能検定
編	物・手	編物、手芸、帽子、刺しゅう	247	0.0			編物技能検定
ファッション	ビジネス	アパレルビジネス、ファッションビジネス	1,977	0.3			ファッションビジネス能力検定、ファッション販売能力検定
そ	の	他	473	0.1		フラワー装飾技能士	フラワーデザイナー検定、CAD利用技術者
文化・教養関係			108,126	18.6			
音	楽	音楽、ピアノ、バレエ、音響芸術	13,585	2.3		舞台機構調整技能士	音響技術者能力検定
美	術	造形美術、建築、リビングアート	3,127	0.5			インテリアコーディネーター、インテリアプランナー
デ	ザ	デザイン	24,366	4.2			インテリアデザイナー、ショップデザイナー、色彩士検定
茶	華	茶道、華道	120	0.0			表千家・裏千家許状、いけばな嵯峨御流資格
外	国	英語、実務英語、英会話	5,192	0.9			TOEIC、TOEFL、実用英語技能検定
演	劇・映	演劇、映画、放送芸術	6,860	1.2			映像音響処理技術者
写	真	写真、写真芸術	1,373	0.2		写真技能士	
通	訳・ガ	国際ガイド、フライトアテンダント、秘書	2,994	0.5	通訳案内士		通訳技能検定
受	験・補	-	-	0.0	-	-	-
動	物	動物看護、トリマー	11,053	1.9			動物看護士、愛玩動物飼養管理士、トリマー
法	律	公務員、法律行政	10,916	1.9	司法試験、国家公務員、地方公務員		
ス	ポ	スポーツ、アスレチックトレーナー	8,819	1.5			健康運動実践指導者、アスレチックトレーナー
そ	の	他	19,721	3.4		園芸装飾技能士	

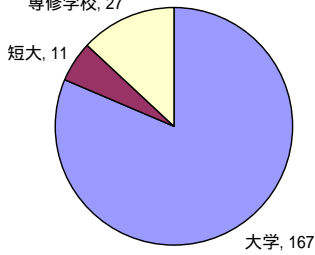
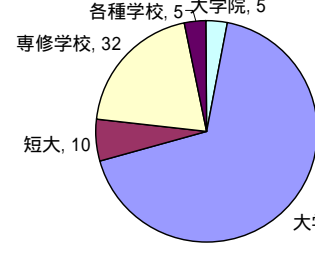
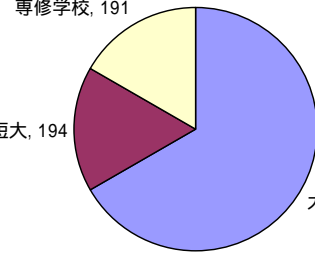
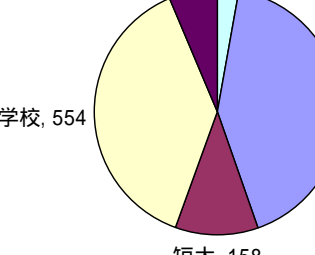
区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等

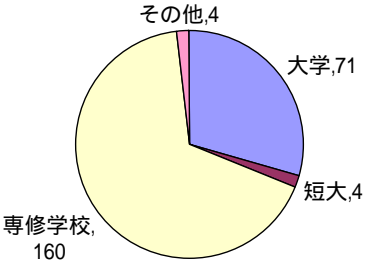
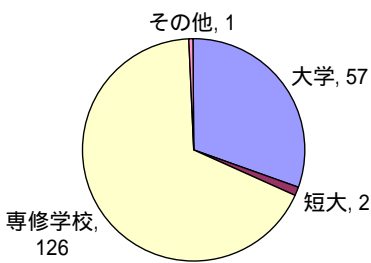
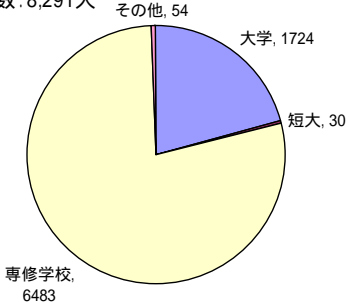
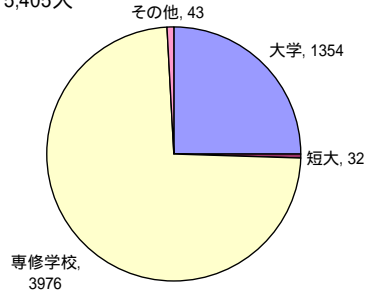
1) 看護系

	看護師	准看護師	
国家試験受験資格の取得要件 (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であって、上記の学校又は養成所において2年以上修業した者	文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 看護師国家試験の受験資格を有する者	
養成施設の種類	(3年課程)・高校・専攻科一貫教育校(5年課程)含む 大学 短大 専修学校 高校・専攻科一貫教育校 各種学校 その他の養成施設	(2年課程) 短大 専修学校 高校専攻科 各種学校 その他の養成施設	
養成施設数	3年課程の養成施設合計: 776施設 	2年課程の養成施設合計: 249施設 	2年課程の養成施設合計: 274施設 
養成施設ごとの就業者数等	平成20年度に3年課程を卒業・就業した看護師総数: 30,086人 	平成20年度に2年課程を卒業・就業した看護師総数: 11,319人 	平成20年度に卒業・就業した准看護師総数: 6,522人 

1) 看護系

	保健師	助産師																				
<p>国家試験受験資格の取得要件</p> <p>(外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)</p>	<p>文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者</p> <p>厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者</p> <p>保健師免許を受けるには、保健師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。</p>	<p>文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関する学科を修めた者</p> <p>厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者</p> <p>助産師免許を受けるには、助産師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。</p>																				
<p>養成施設の種類の</p>	<p>大学 短大 専修学校</p>	<p>大学院 大学 短大 専修学校 各種学校</p>																				
<p>養成施設数</p>	<p>合計：205施設</p>  <table border="1"> <caption>保健師養成施設数</caption> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>167</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>27</td></tr> <tr><td>短大</td><td>11</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	167	専修学校	27	短大	11	<p>合計：159施設</p>  <table border="1"> <caption>助産師養成施設数</caption> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>107</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>32</td></tr> <tr><td>各種学校</td><td>5</td></tr> <tr><td>大学院</td><td>5</td></tr> <tr><td>短大</td><td>10</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	107	専修学校	32	各種学校	5	大学院	5	短大	10
施設の種類	数																					
大学	167																					
専修学校	27																					
短大	11																					
施設の種類	数																					
大学	107																					
専修学校	32																					
各種学校	5																					
大学院	5																					
短大	10																					
<p>養成施設ごとの就業者数等</p>	<p>平成20年度に卒業・就業した保健師総数：1,155人</p>  <table border="1"> <caption>保健師養成施設ごとの就業者数</caption> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>770</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>191</td></tr> <tr><td>短大</td><td>194</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	770	専修学校	191	短大	194	<p>平成20年度に卒業・就業した助産師総数：1,454人</p>  <table border="1"> <caption>助産師養成施設ごとの就業者数</caption> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>608</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>554</td></tr> <tr><td>各種学校</td><td>92</td></tr> <tr><td>大学院</td><td>42</td></tr> <tr><td>短大</td><td>158</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	608	専修学校	554	各種学校	92	大学院	42	短大	158
施設の種類	数																					
大学	770																					
専修学校	191																					
短大	194																					
施設の種類	数																					
大学	608																					
専修学校	554																					
各種学校	92																					
大学院	42																					
短大	158																					

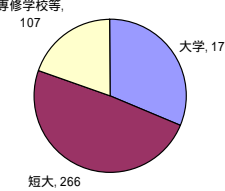
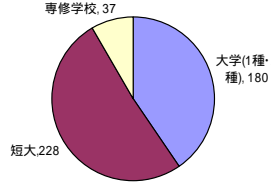
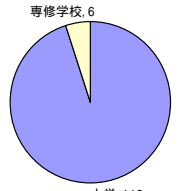
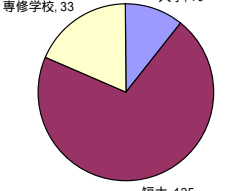
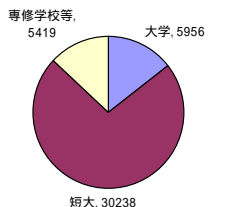
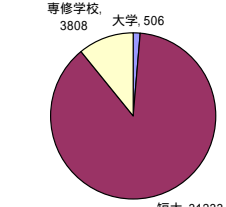
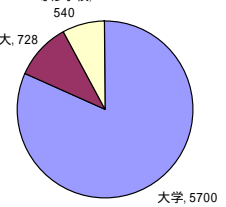
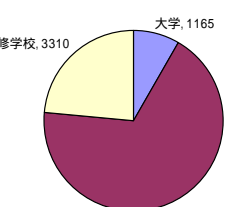
2)リハビリ医療系

	理学療法士	作業療法士																				
国家試験受験資格の取得要件 (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの 作業療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの	大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの 理学療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの																				
養成施設の種類	大学 短大 専修学校 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 その他の養成施設																				
養成施設数	合計:239施設  <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>71</td></tr> <tr><td>短大</td><td>4</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>160</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4</td></tr> </table>	施設種別	数	大学	71	短大	4	専修学校	160	その他	4	合計:186施設  <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>57</td></tr> <tr><td>短大</td><td>2</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>126</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1</td></tr> </table>	施設種別	数	大学	57	短大	2	専修学校	126	その他	1
施設種別	数																					
大学	71																					
短大	4																					
専修学校	160																					
その他	4																					
施設種別	数																					
大学	57																					
短大	2																					
専修学校	126																					
その他	1																					
養成施設ごとの資格取得者数	平成20年の合格者総数:8,291人  <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>人数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>1,724</td></tr> <tr><td>短大</td><td>30</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>6,483</td></tr> <tr><td>その他</td><td>54</td></tr> </table>	施設種別	人数	大学	1,724	短大	30	専修学校	6,483	その他	54	平成20年の合格者総数:5,405人  <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>人数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>1,354</td></tr> <tr><td>短大</td><td>32</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>3,976</td></tr> <tr><td>その他</td><td>43</td></tr> </table>	施設種別	人数	大学	1,354	短大	32	専修学校	3,976	その他	43
施設種別	人数																					
大学	1,724																					
短大	30																					
専修学校	6,483																					
その他	54																					
施設種別	人数																					
大学	1,354																					
短大	32																					
専修学校	3,976																					
その他	43																					

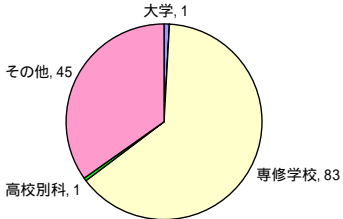
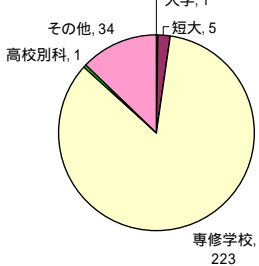
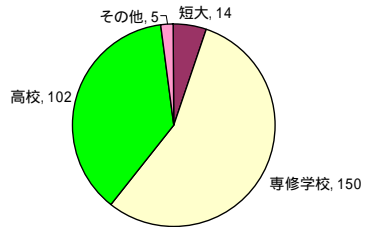
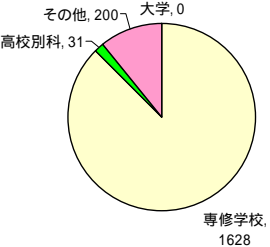
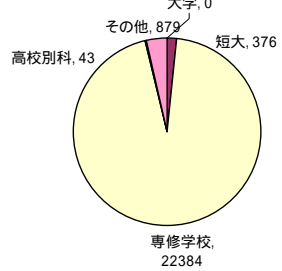
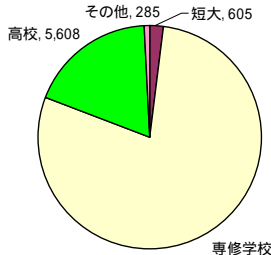
3) 福祉系

	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士
資格の取得要件	<p>大学の入学資格を有する者であつて、介護福祉士養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者であつて、介護福祉士養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>大学の入学資格を有する者であつて、保育士養成施設又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三年以上介護等の業務に従事し、介護福祉士試験に合格した者</p> <p>高等学校等において厚生省令に定める所定の科目及び単位数を修めて卒業し、介護福祉士試験に合格した者</p> <p>平成24年4月からは、全ての者について介護福祉士試験の合格が必要となる。</p>	<p>(社会福祉士国家試験受験資格の取得要件) 【指定科目の履修】 大学(短期大学を除く。以下同じ。)において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(指定科目)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者 短期大学(修業年限が三年であるもの)において指定科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの 短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの</p> <p>【短期養成施設】 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であつて、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 短期大学(修業年限が三年であるもの)において基礎科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 児童福祉司、身体障害者福祉司、福祉事務所の査察指導員、知的障害者福祉司並びに社会福祉主事であつた期間が四年以上ある者</p> <p>【一般養成施設】 大学を卒業した者等であつて、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 短期大学(修業年限が三年であるもの)を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</p>	<p>(精神保健福祉士国家試験受験資格の取得要件) 【指定科目の履修】 大学(短期大学を除く。以下同じ。)において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目(指定科目)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者 短期大学(修業年限が三年であるもの)において指定科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの 短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの</p> <p>【短期養成施設】 大学において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 短期大学(修業年限が三年であるもの)において基礎科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 社会福祉士であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</p> <p>【長期養成施設】 大学を卒業した者等であつて、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 短期大学(修業年限が三年であるもの)を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</p>
養成施設の種類	<p>大学 短大 専修学校 高校専攻科 高校本科</p> <p>課程修了により資格取得(試験なし)</p>	<p>大学 短大 専修学校 その他の養成施設</p>	<p>大学 短大 専修学校 その他の養成施設</p>
養成施設数	<p>合計: 434施設 (高校本科除く)</p> <p>大学: 63 短大: 97 専修学校: 271 高校専攻科: 3</p>	<p>指定科目を置く(大学等): 348校</p> <p>一般養成施設: 50施設 (大学: 1, 短大: 1, その他: 6)</p> <p>短期養成施設: 2 専門学校</p> <p>専修学校: 106 短大: 33 大学: 209 専修学校: 42</p> <p>(文部科学省調査による)</p>	<p>指定科目を置く(大学等): 147校</p> <p>一般養成施設: 37施設 (大学: 1)</p> <p>短期養成施設: 23施設 (その他: 1, 大学: 1)</p> <p>専修学校: 42 短大: 4 大学: 101 専修学校: 36 その他: 21</p>
養成施設ごとの資格取得者数	<p>平成20年度の入学者総数: 11,638人 (高校本科除く)</p> <p>大学: 1648 短大: 2852 専修学校: 7117 高校専攻科: 21</p> <p>平成20年度 介護福祉士試験における福祉系高校(専攻科含む)からの合格者数: 4,778人</p>	<p>平成20年の合格者総数: 13,436人 (行政職72人を含む)</p> <p>大学院: 215 専修学校: 3055 短大: 206 大学: 8672 その他: 12161</p>	<p>平成20年度の合格者総数: 4,434人</p> <p>専修学校: 2418 短大: 2 大学: 1976 その他: 38</p>

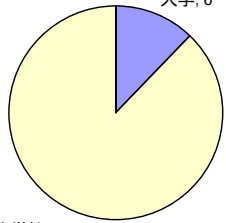
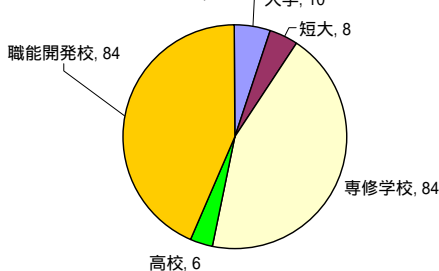
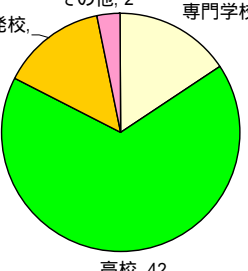
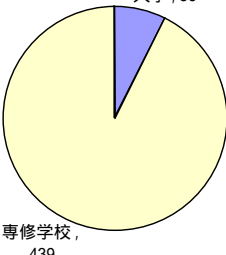
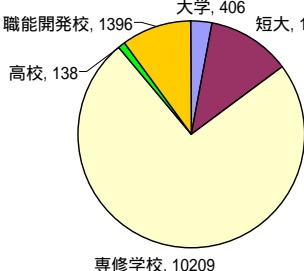
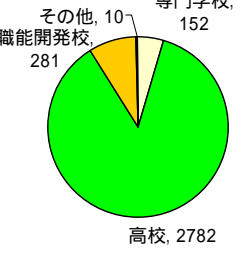
4) 教育系、家政系

	保育士	幼稚園教諭 二種	管理栄養士	栄養士
資格の取得要件	厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業した者 保育士試験に合格した者 (保育士試験の受験資格は、原則として次のいずれかに該当すること。短大卒業又は同等以上、高校卒業後に児童福祉施設での実務経験2年以上、中学卒業後に児童福祉施設での実務経験5年以上)(なお、幼稚園教諭免許保持者については筆記試験2科目と実技試験が免除)	短期大学士の学位を有し、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者 指定教員養成機関を卒業し、又は短期大学士と同等以上の資格を有すると文部科学大臣が認めた場合であつて、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者 3年以上の実務経験等の条件を満たした保育士で、幼稚園教諭資格認定試験に合格した者	(管理栄養士国家試験受験資格の取得要件) 栄養士であつて以下のいずれかに該当するもの 修業年限が四年である養成施設であつて、学校(専修学校及び各種学校を含む)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が指定した管理栄養士養成施設を卒業した者 修業年限が二年、三年又は四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年、二年又は一年以上(在学+実務が五年以上)栄養の指導に従事した者	厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者
養成施設の種類	大学 短大 専修学校 その他養成施設	大学 短大 専修学校	大学 専修学校	大学 短大 専修学校
養成施設数	合計:544施設 	合計:445施設 	合計:118施設 	合計:177施設 
養成施設ごとの資格取得者数等	平成19年度の資格取得者総数:41,613人  (参考)平成19年度の保育士試験合格者数:7,750人	平成19年3月卒の資格取得者総数:35,547人 	平成20年の資格取得者総数:6,968人 	平成20年度の入学定員:13,960人 

5) 理美容・調理

	理容師	美容師	調理師
資格の取得要件	(理容師国家試験受験資格の取得要件) 高校を卒業した者等であつて、理容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの	(美容師国家試験受験資格の取得要件) 高校を卒業した者等であつて、美容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの	厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの 中学校を卒業した者等であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの
養成施設の種類の	大学 専修学校 高校別科 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 高校別科 その他の養成施設	短大 専修学校 高校 その他養成施設
養成施設数	合計:130施設 	合計:264施設 	合計:271施設 
養成施設ごとの資格取得者数等	平成20年の資格取得者総数:997人 	平成20年の資格取得者総数:5,384人 	平成20年の入学定員:30,957人 

6)工業系

	自動車整備士(1級)	自動車整備士(2級)	自動車整備士(3級)
技能検定の受験資格の取得要件	2級の技能検定に合格した者であつて、1種養成施設の1級の課程を修了したもの等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)	1種養成施設の2級の課程を修了した者 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の2級の課程を修めて卒業した者等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)	1種養成施設の3級の課程を修了した者等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)
養成施設の種類の	大学 専修学校	大学 専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設	専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設
養成施設数	合計:49施設(1種養成施設) 	合計:193施設(1種養成施設及び国土交通大臣が定める学科を有する大学等) 	合計:63施設(1種養成施設) 
養成施設ごとの受験資格取得者数	平成19年度の受験資格取得者総数:475人 	平成19年度の受験資格取得者総数:13,798人 	平成19年度の受験資格取得者総数:3,225人 

大学（学部）における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況（平成19年度）

実施状況

(学部数)

国立	公立	私立	計
321 (89.7%)	133 (83.1%)	1264 (86.4%)	1718 (86.7%)

具体的な取組内容

(学部数)

	国立	公立	私立	計
インターンシップを取り入れた授業科目の開設	213 (59.5%)	61 (38.1%)	785 (53.7%)	1059 (53.5%)
今後の将来設計、大学生活の在り方、勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設	245 (68.4%)	58 (36.3%)	869 (59.4%)	1172 (59.2%)
資格取得・就職対策等を目的とした正課の授業科目の開設	99 (27.7%)	43 (26.9%)	529 (36.2%)	671 (33.9%)
資格取得・就職対策等を目的とした対策講座（単位認定を行っていないもの）の開設	99 (27.7%)	78 (48.8%)	783 (53.5%)	960 (48.5%)
企業関係者、OB、OGなどの講演等の実施	236 (65.9%)	97 (60.6%)	955 (65.3%)	1288 (65.0%)
その他	35 (9.8%)	11 (6.9%)	105 (7.2%)	151 (7.6%)

資料：文部科学省調べ

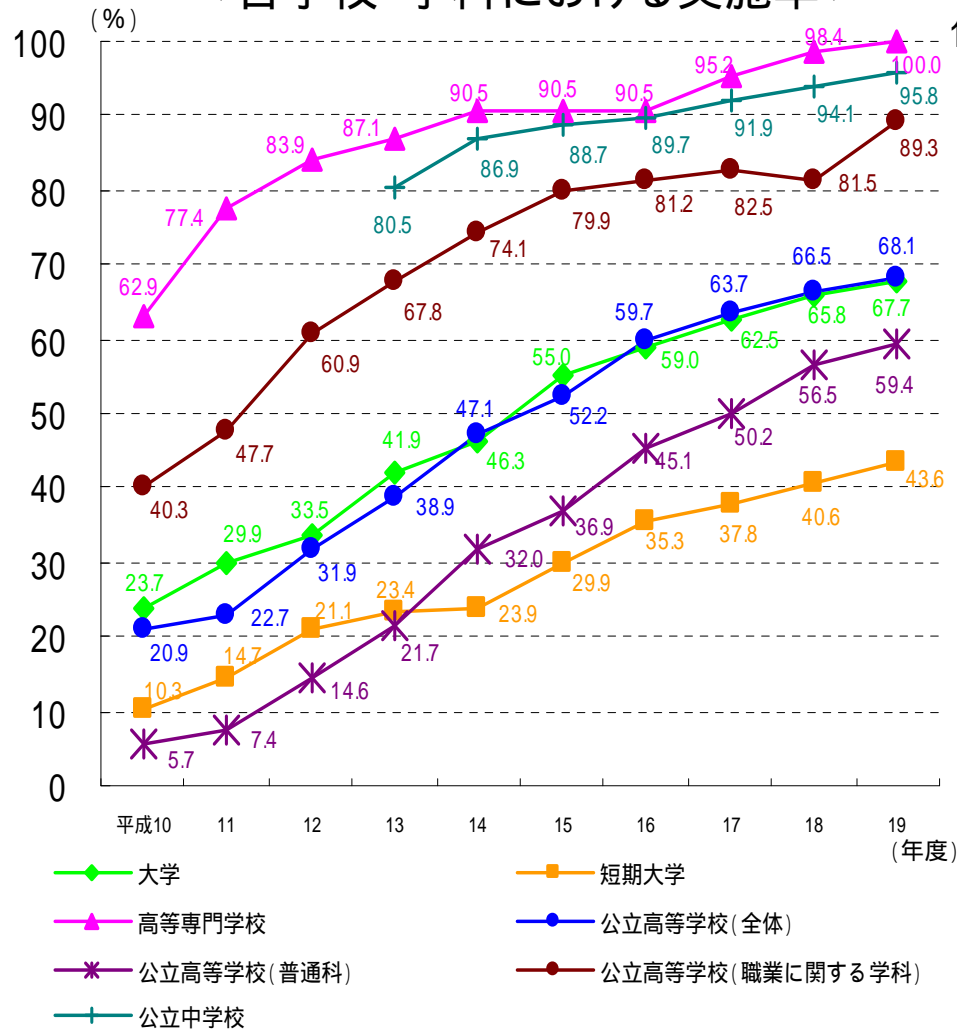
短期大学における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況（平成19年度）

実施状況		(学校数)
公立	私立	計
20 (83.3%)	326 (89.1%)	346 (88.7%)

具体的な取組内容	(学校数)		
	公立	私立	計
インターンシップを取り入れた授業科目の開設	4 (16.7%)	164 (44.8%)	168 (43.1%)
今後の将来設計、大学生活の在り方、勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設	10 (41.7%)	158 (43.2%)	168 (43.1%)
資格取得・就職対策等を目的とした正課の授業科目の開設	6 (25.0%)	195 (53.3%)	201 (51.5%)
資格取得・就職対策等を目的とした対策講座（単位認定を行っていないもの）の開設	11 (45.8%)	214 (58.5%)	225 (57.7%)
企業関係者、OB、OGなどの講演等の実施	16 (66.7%)	234 (63.9%)	250 (64.1%)
その他	2 (8.3%)	13 (3.6%)	15 (3.8%)

職場体験・インターンシップの実施状況

< 各学校・学科における実施率 >

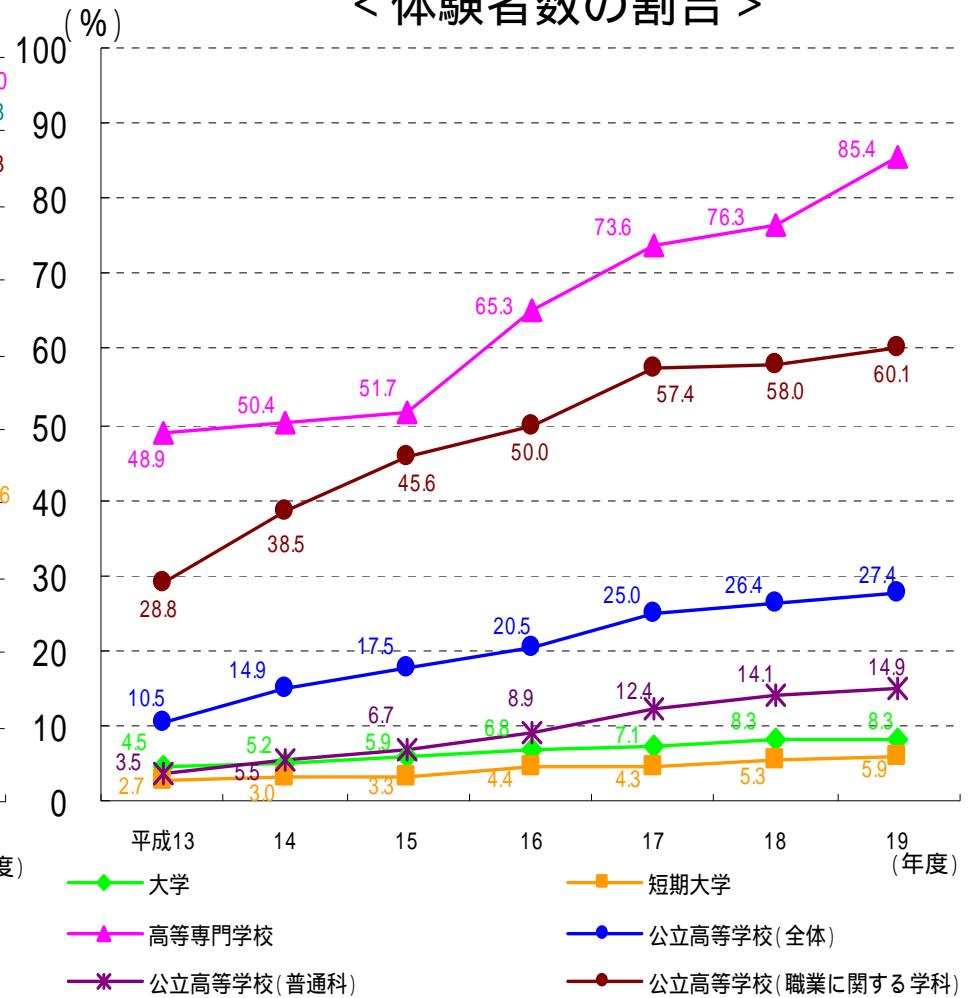


公立高等学校については全て全日制における実施率

資料: 中学校、高等学校は、文部科学省(～H16)、国立教育政策研究所生徒指導研究センター(H17～)公表資料

大学、短期大学、高等専門学校は、文部科学省公表資料

< 体験者数の割合 >



公立高等学校については全て全日制における体験者数の割合

高等学校については、3年間を通して1回でも体験した3年生の数を体験者数とし、3年生全体に占める割合。

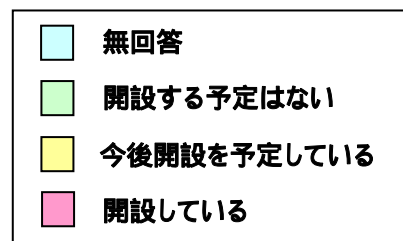
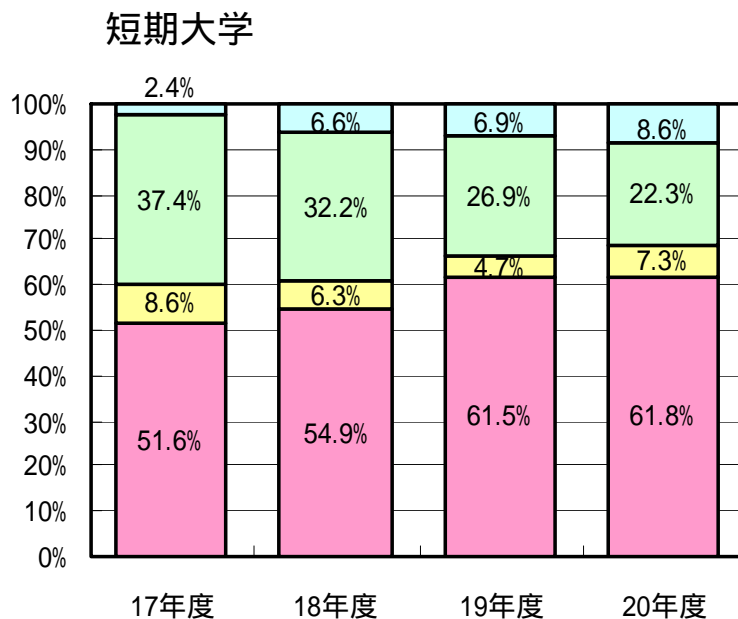
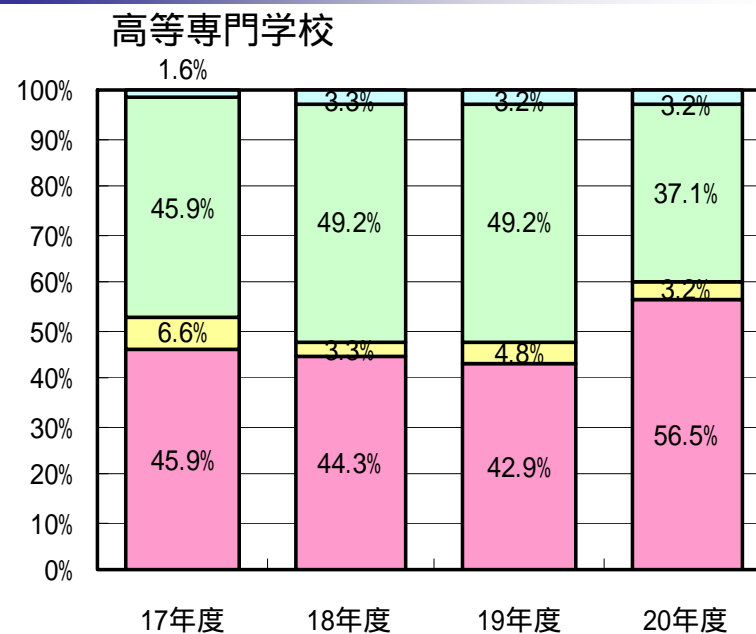
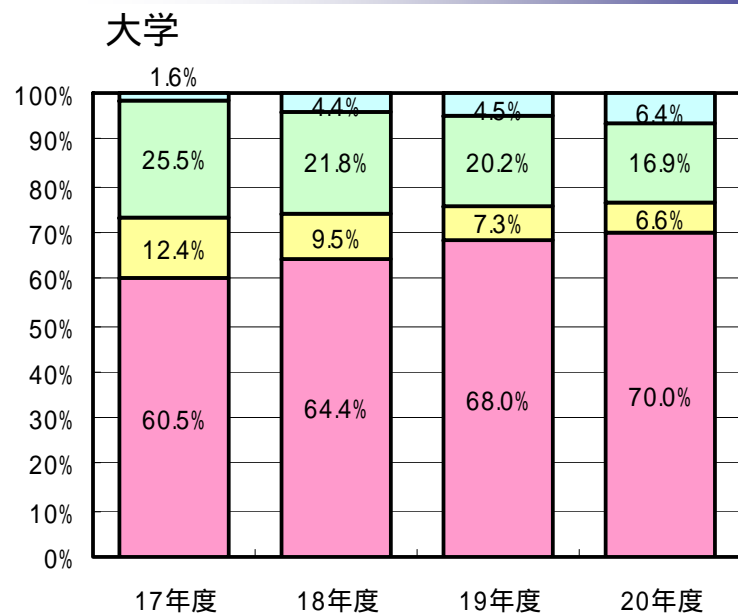
大学については、その年度の卒業生数を母数として内閣府において推計(短期大学、高等専門学校についても同様に推計)。

中学校のデータは存在せず。

資料: 高等学校は、文部科学省(～H16)、国立教育政策研究所生徒指導研究センター(H17～)公表資料を基に作成

大学、短期大学、高等専門学校は、内閣府「青少年白書」を基に作成

大学等における職業意識の形成に関わる授業科目の開設状況に関する学校数の割合



資料：学生の就職・採用活動に関する調査（就職問題懇談会）

産学人材育成パートナーシップ

- ▶ 「**産学人材育成パートナーシップ**」は、人材育成に関し大学と産業界の連携・協力を強化するため、産学が連携して双方の対話と取組の場を創設するもの。産学の横断的課題や業種・分野的課題等について幅広く議論を行うことで、人材育成に係る**産学双方の共通認識を醸成**し、その後の**産学双方の具体的な行動**に繋げていく。

「**社会総がかりで教育再生を - 第三次報告 -**」(平成19年12月15日**教育再生会議**)

人材育成に関する大学と産業界の連携・協力等のための会議(「**産学人材育成パートナーシップ**」)の活用や
学術関係団体との連携等により、大学は、社会の要請にあった質の高い卒業生を送り出す。

「**経済財政改革の基本方針2007**」(平成19年6月19日**閣議決定**) (抄)

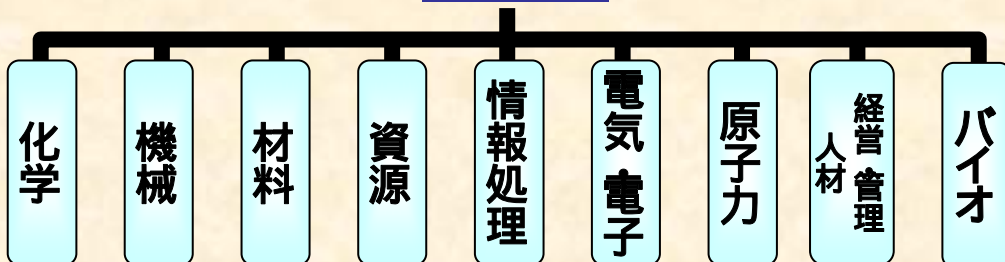
産学双方向の対話(「**産学人材育成パートナーシップ**」)等を推進する。

< 全体会議 >

日本経団連、経済同友会、日本商工会議所
国立大学協会、公立大学協会、私立大学協会、私立大学連盟
各分科会議長

日本学術会議と官(文部科学省と経済産業省)はオブザーバー

< 分科会 >



【産学人材育成パートナーシップでの提言の例: 材料分科会】

- (1) 産業の最先端で貢献する基礎の位置付けが理解できるような教育プログラムの共同開発などによる「基礎教育の強化」
- (2) 学生のみならず、教員も参画したインターンシップの実施
- (3) 施設・教員等のリソースを有効活用した拠点づくり
- (4) 人材育成の観点を取り入れた産学共同による研究開発プロジェクトの実施
- (5) 材料系分野の魅力普及・啓蒙に掛かるPR活動
- (6) 産業界のニーズも踏まえた「大学評価システムの充実」

高等専門学校教育の充実について

- ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して -
中央教育審議会答申の概要

1. 高等専門学校教育の現状と社会経済環境の変化

高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫の本科とそれに続く2年間の専攻科での実践的専門教育により、実践的・創造的な技術者を養成

卒業生の高い就職率・求人倍率に見られるように、社会から高く評価

社会経済環境の変化：高等教育のユニバーサル化、技術の高度化、15歳人口の減少、理科への関心の薄れ、進学率の上昇、地域連携強化の必要性の高まり、行財政改革の進展

2. 高等専門学校教育の充実の方向性

【基本的考え方】

それぞれの高等専門学校が自主的・自律的改革に不断に取り組み、社会経済環境の変化に積極的に対応

中堅技術者の養成から、幅広い場で活躍する多様な実践的・創造的技術者の養成へ

多様な高等教育機関のうちの一つとして本科・専攻科の位置付けを明確に

産業界や地域社会との連携を強化し、ものづくり技術力の継承・発展を担いイノベーション創出に貢献する技術者等の輩出へ

【具体的方策】

教育内容・方法等の充実

- ・地域の産業界等との幅広い連携の促進、「共同教育」の充実
- ・一般教育の充実
- ・技術科学大学との連携の強化
- ・自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法の活用
- ・退職技術者を含む企業人材等の活用

入学者の確保及び多様な学生への支援

大学への編入学者増加への対応

教育基盤の強化

- ・教員等の確保、FDの実施等、施設・設備の更新・高度化、事務部門強化、財政支援の充実

教育研究組織の充実

- ・科学技術の高度化等に対応した学科の在り方の見直し
- ・工業・商船以外の新分野への展開
- ・地域のニーズを踏まえた専攻科の整備・充実等
- ・地域と連携しつつ国立高等専門学校の再編・整備について検討

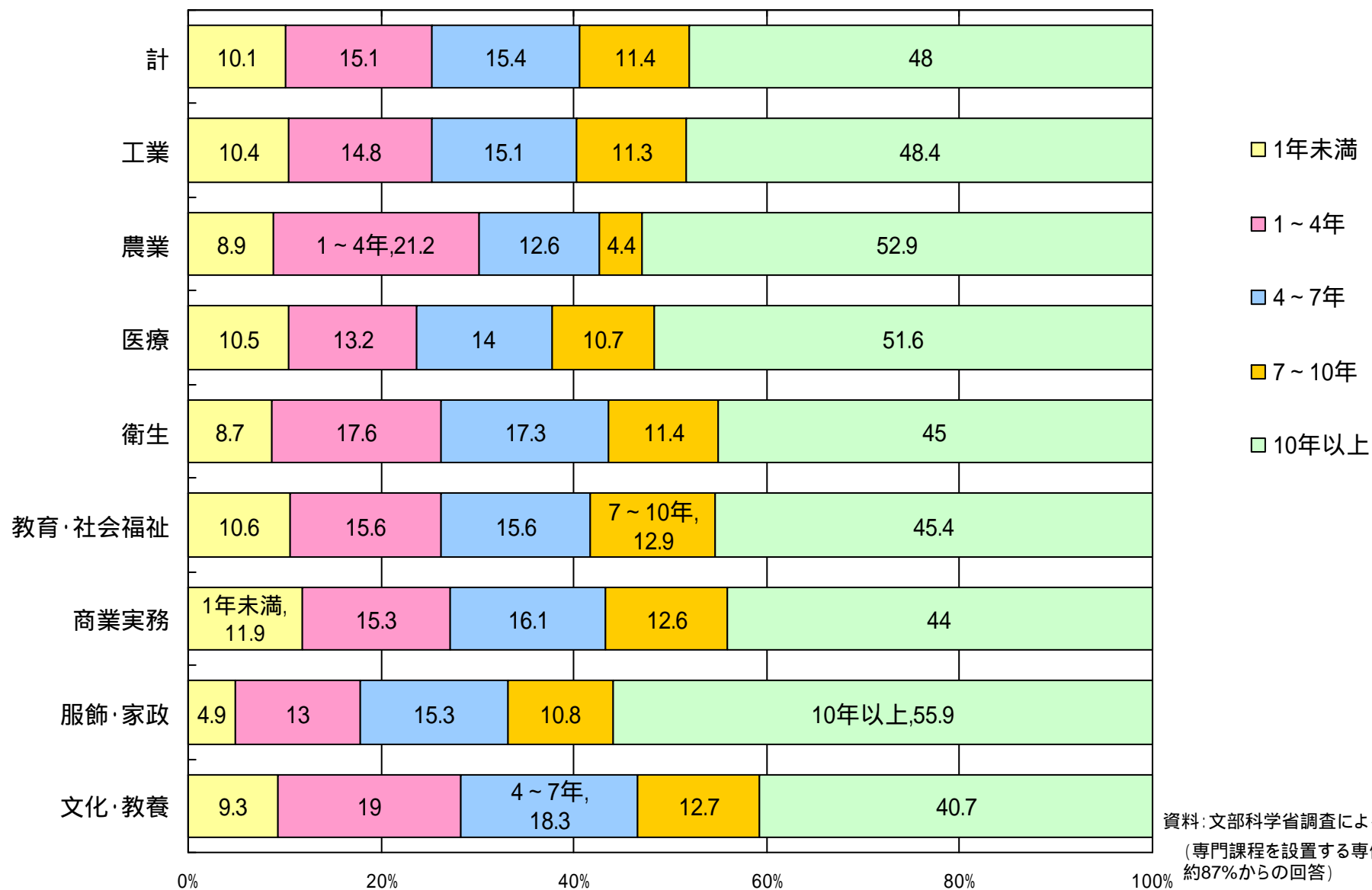
高等専門学校の新展開

- ・公立の専門高校や大学校等を基に新たな公立高等専門学校を設置する可能性を含め、潜在的需要を発掘し、需要がある場合には支援方策等について検討

社会との関わりの強化

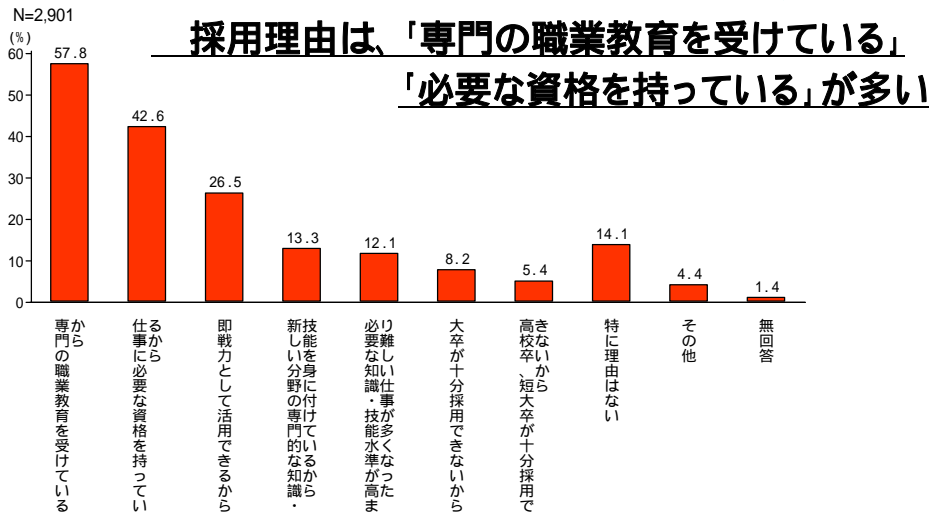
- ・留学生受入れ、教員の海外派遣、海外技術協力など国際的な展開の推進
- ・広報活動強化による認知度向上、共同研究の推進、公開講座等の展開

専門学校の専門分野別教員（本務及び兼務）実務経験年数割合



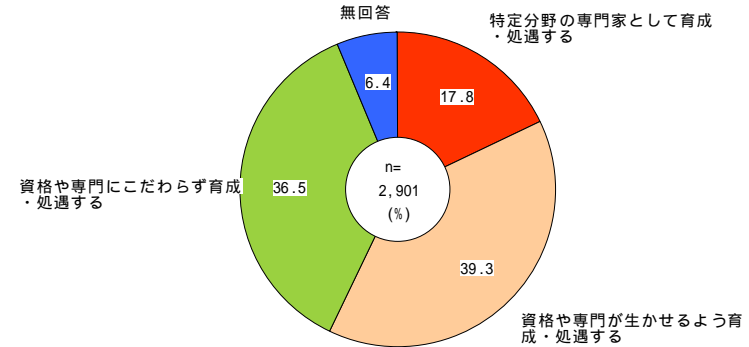
専門学校卒業生の採用理由と育成方針

採用理由 (採用時)



育成方針 (採用後)

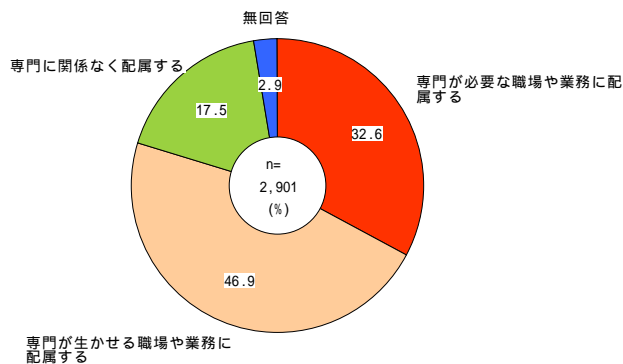
採用後10年間の育成方針としては、「資格や専門にこだわらない」も4割弱



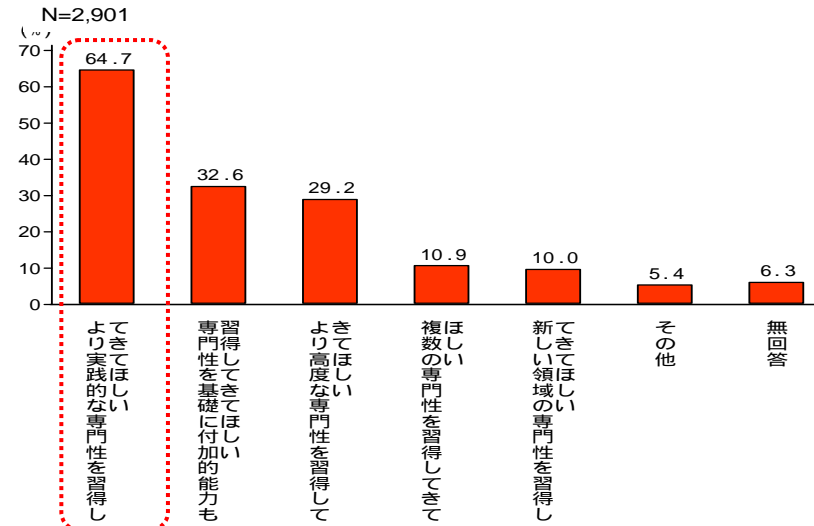
専門学校教育に対する期待

専門学校卒はその専門性に配慮した活用が行われている

専門性への評価と期待



今後期待するのは「より実践的な専門性」の習得

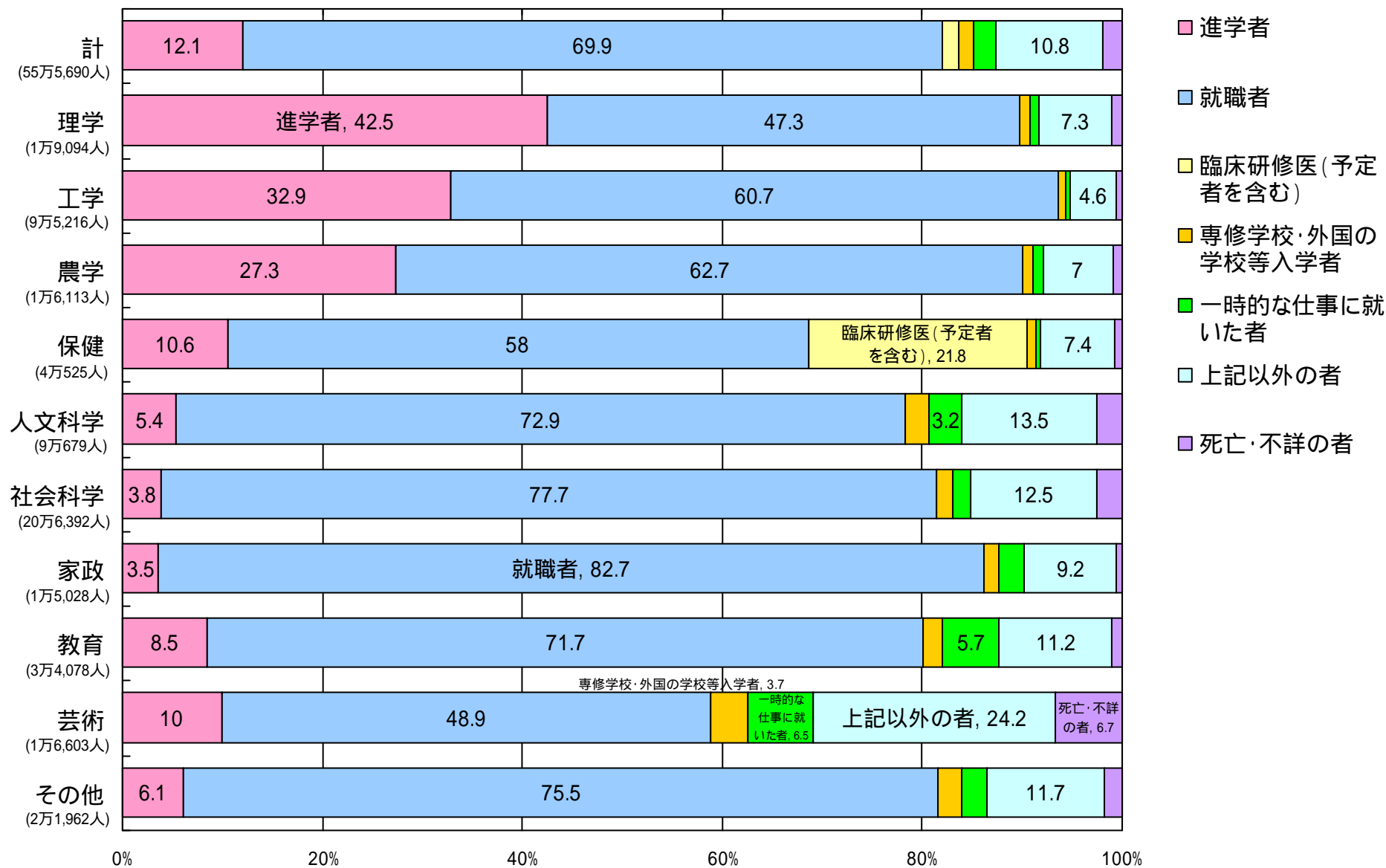


専門学校教育への要望 (ヒアリングより)

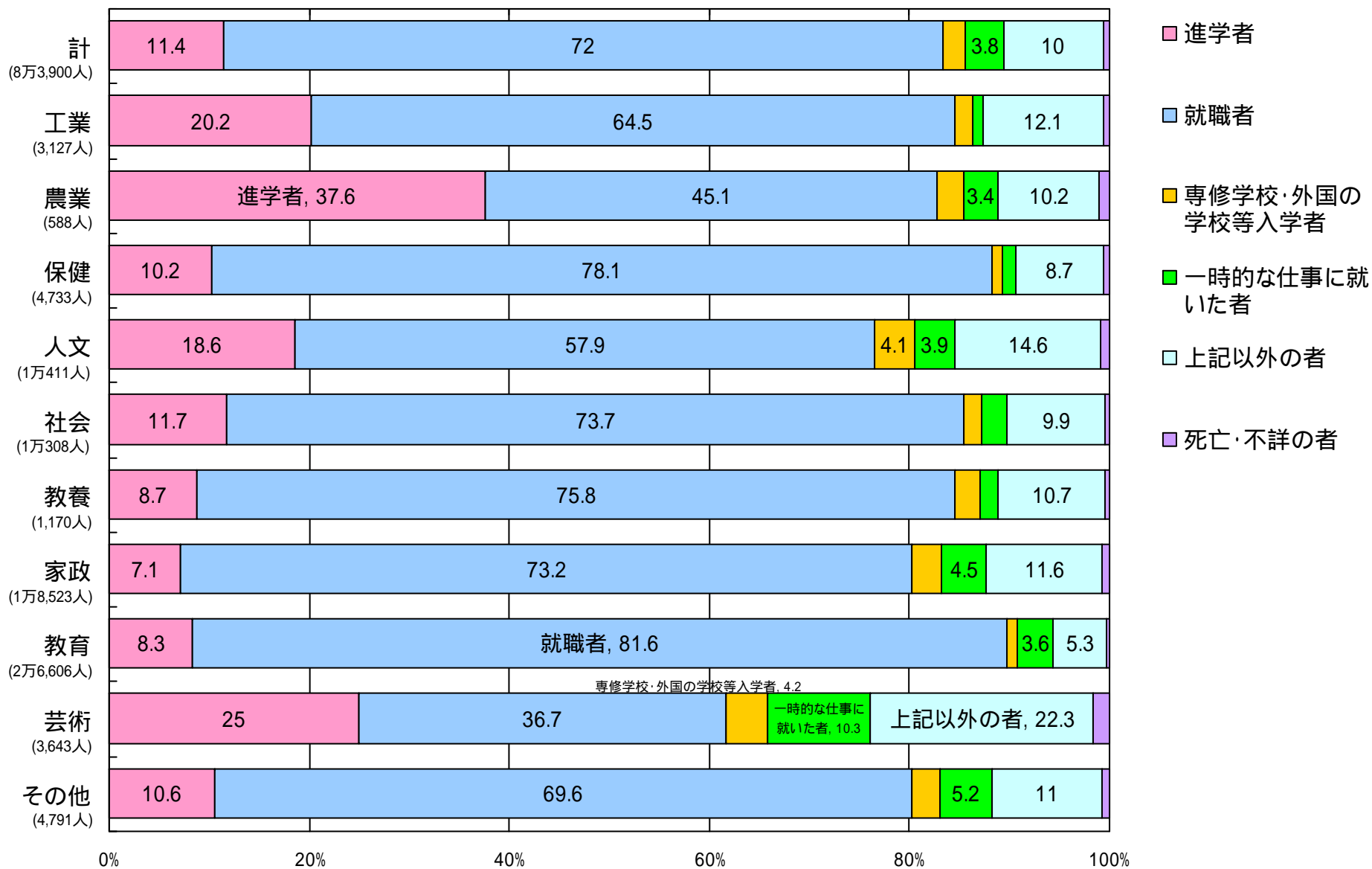
企業は専門学校卒の専門的職業能力や即戦力性、「職人気質」といったものに魅力を感じつつも、今後の専門学校教育には、より基礎力の強化を求める声が多く聞かれている。「問題解決のような能力が採用時から身につけているといい」「基礎力をしっかりつけて応用力を發揮できるように」「より広い基礎的な教養を身につけて伸びるを長くしてほしい」など。

各高等教育機関における関係学科別卒業生割合

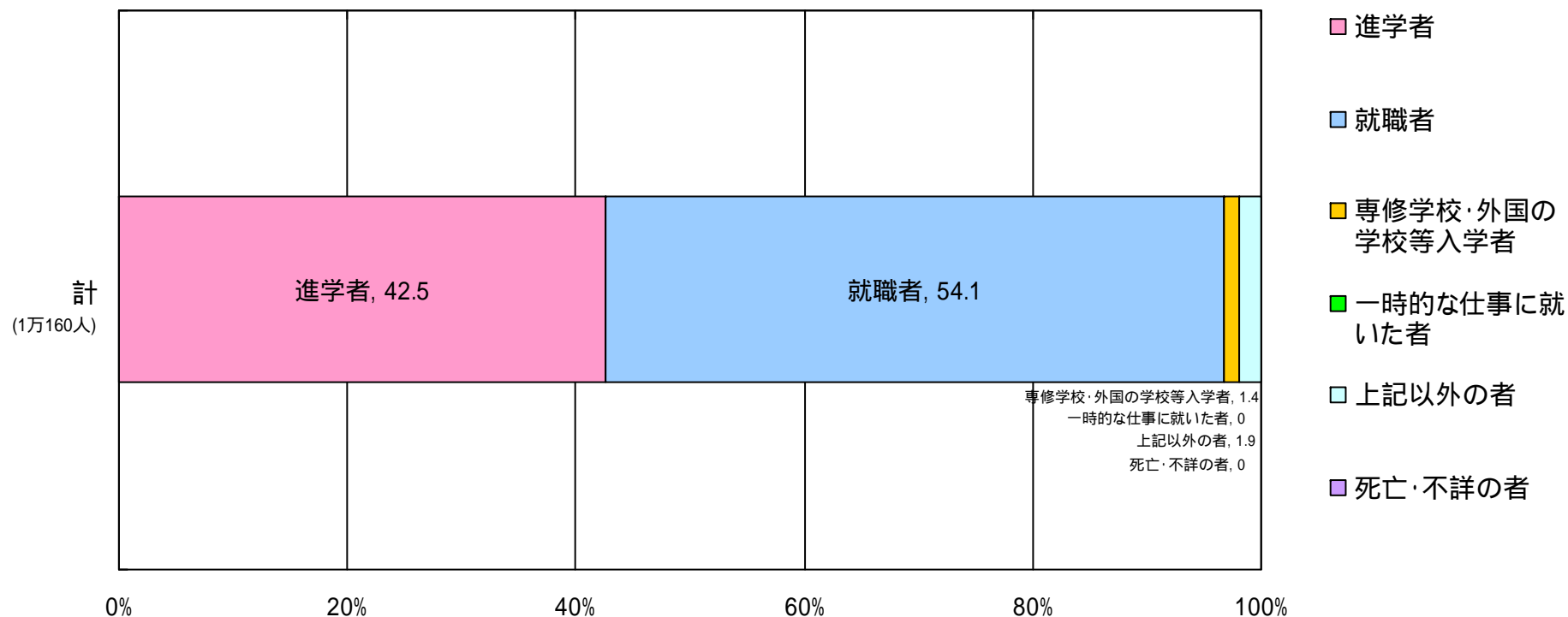
大学の関係学科別進路別卒業生割合（平成20年3月）



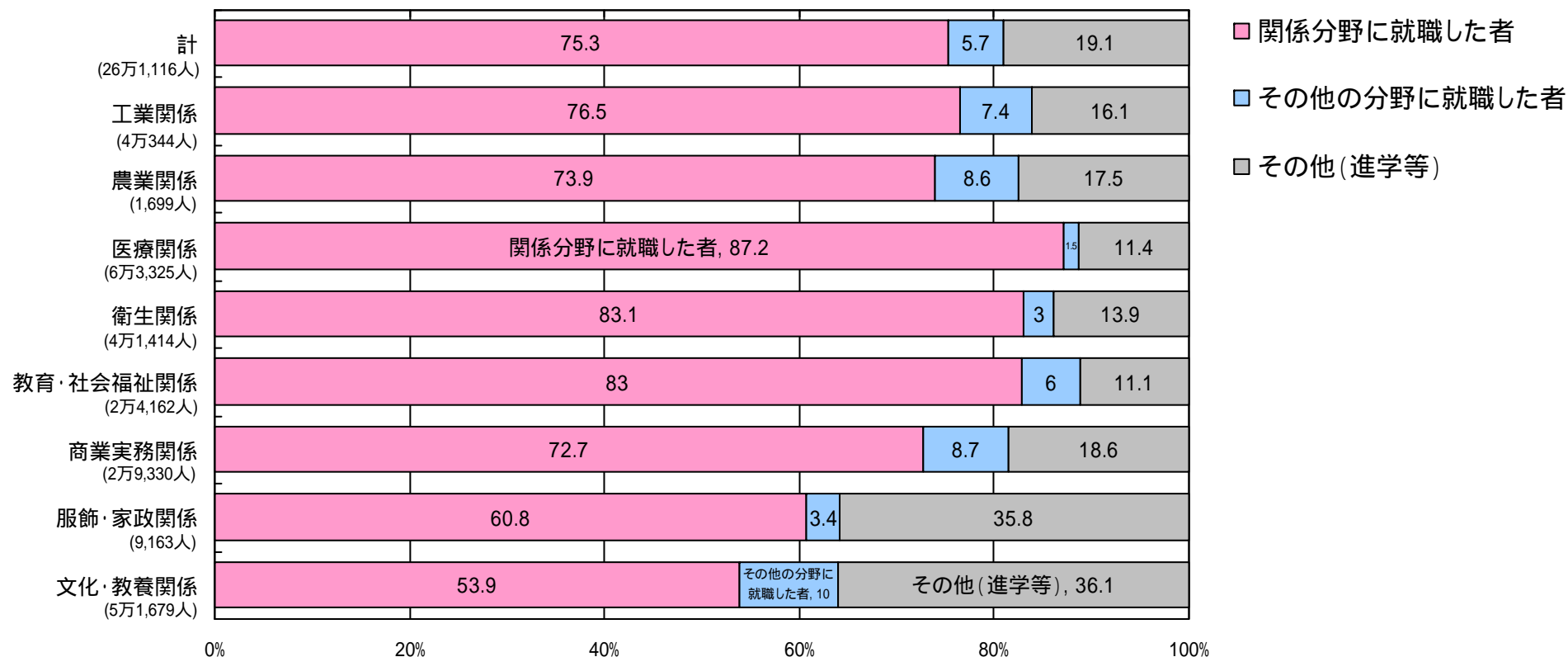
短大の関係学科別進路別卒業生割合（平成20年3月）



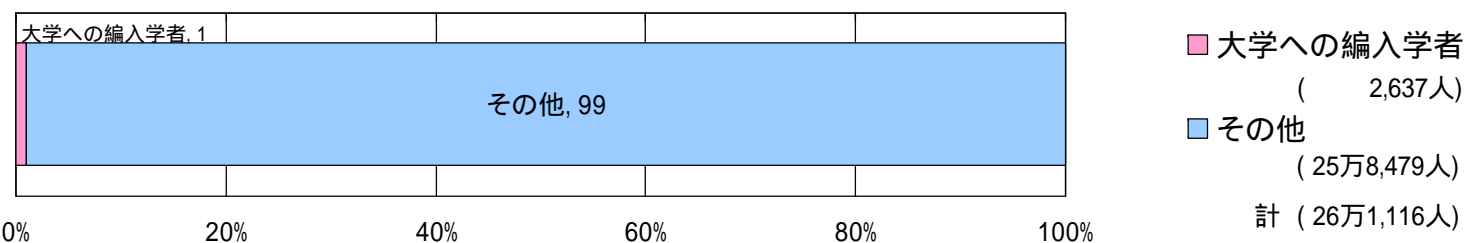
高専の進路別卒業生割合（平成20年3月）



専門学校の学科別卒業生割合（平成19年度間）



専門学校の大学への編入学者割合（平成20年度）

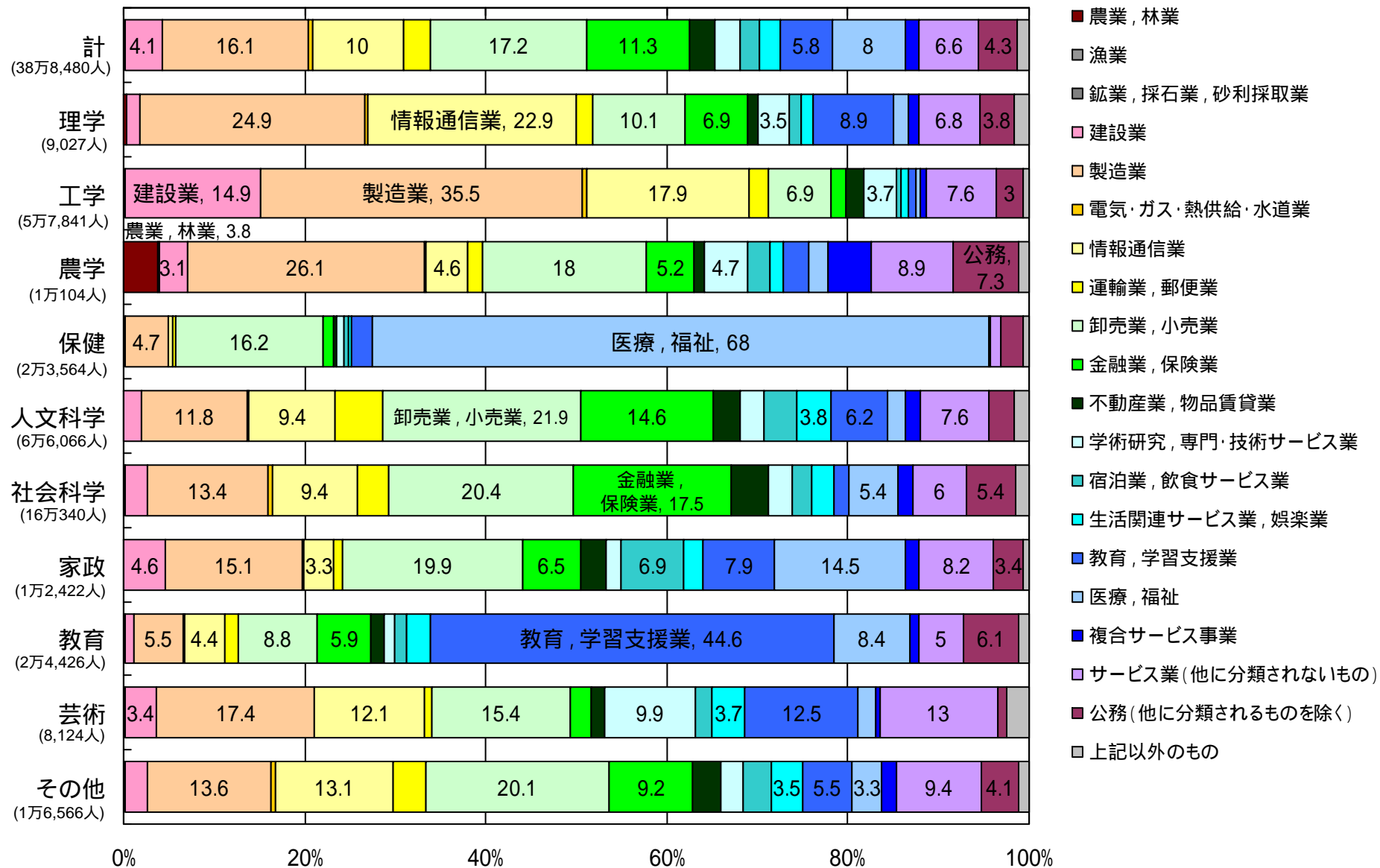


注)「大学への編入学者」は、平成20年度の編入学者数を、平成19年度間の卒業生数で割った割合を示す

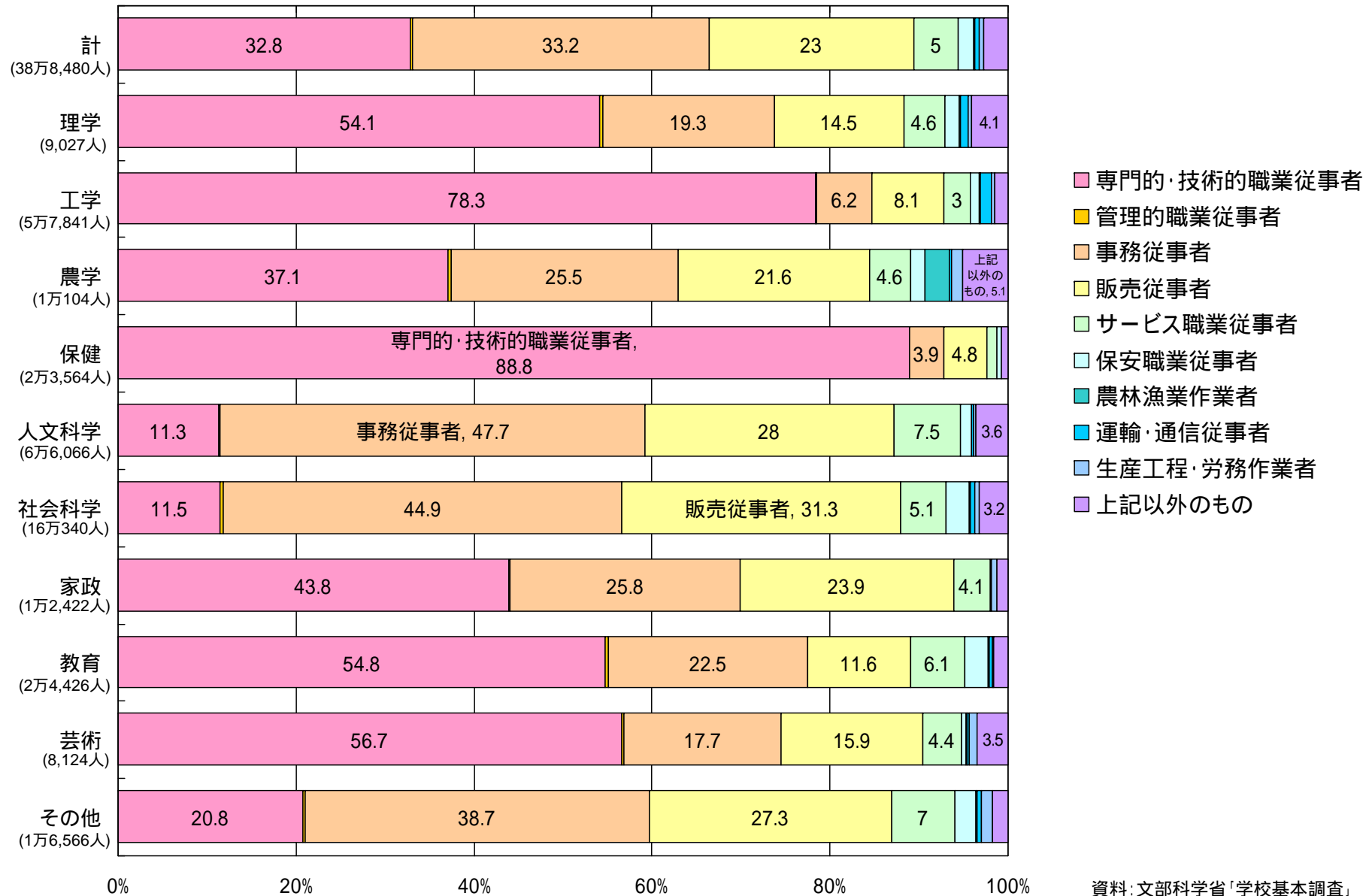
資料:文部科学省「学校基本調査」

各高等教育機関における関係学科別就職者割合

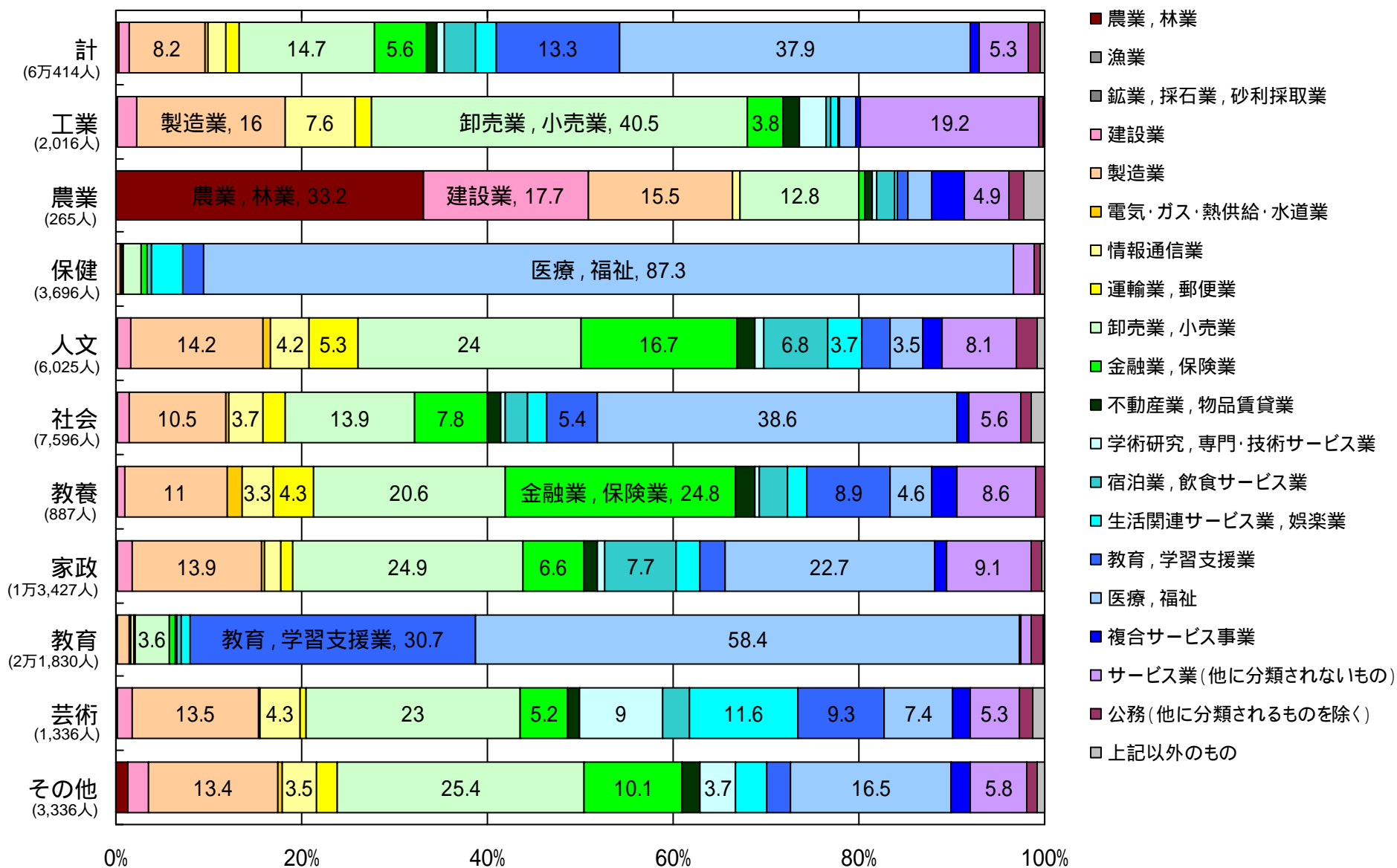
大学の関係学科別産業別就職者割合（平成20年3月）



大学の関係学科別職業別就職者割合（平成20年3月）

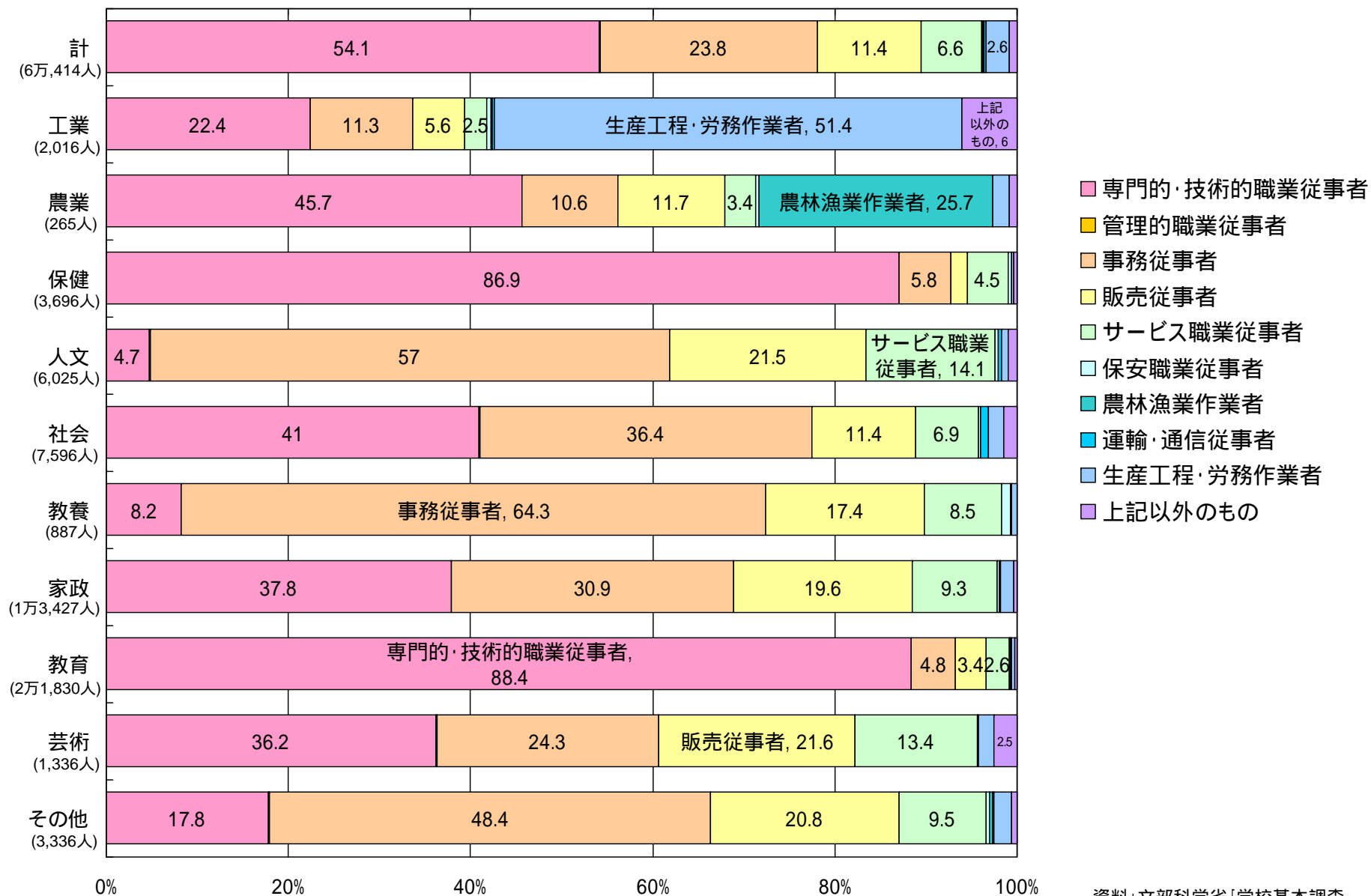


短大の関係学科別産業別就職者割合（平成20年3月）

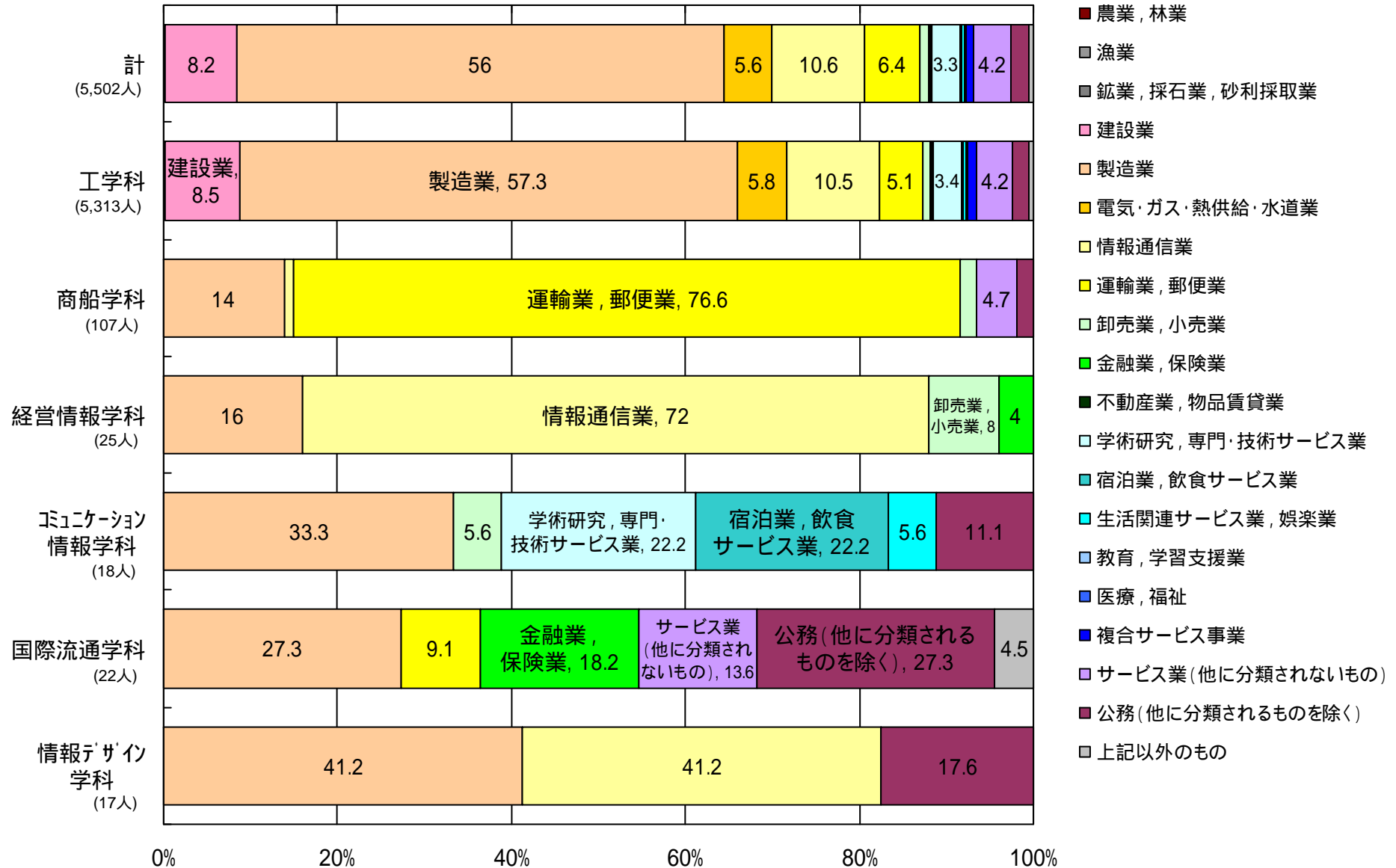


資料: 文部科学省「学校基本調査」

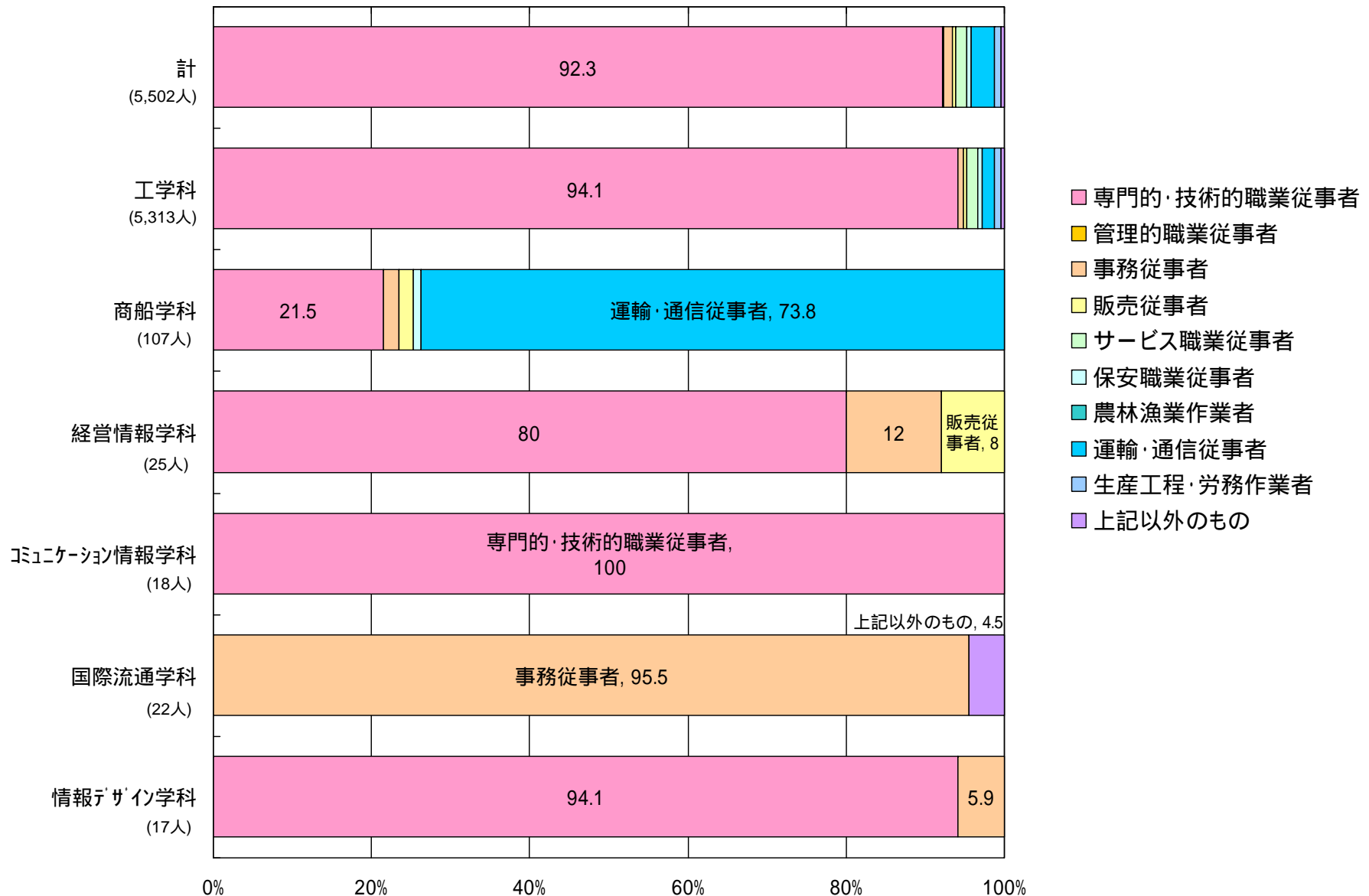
短大の関係学科別職業別就職者割合（平成20年3月）



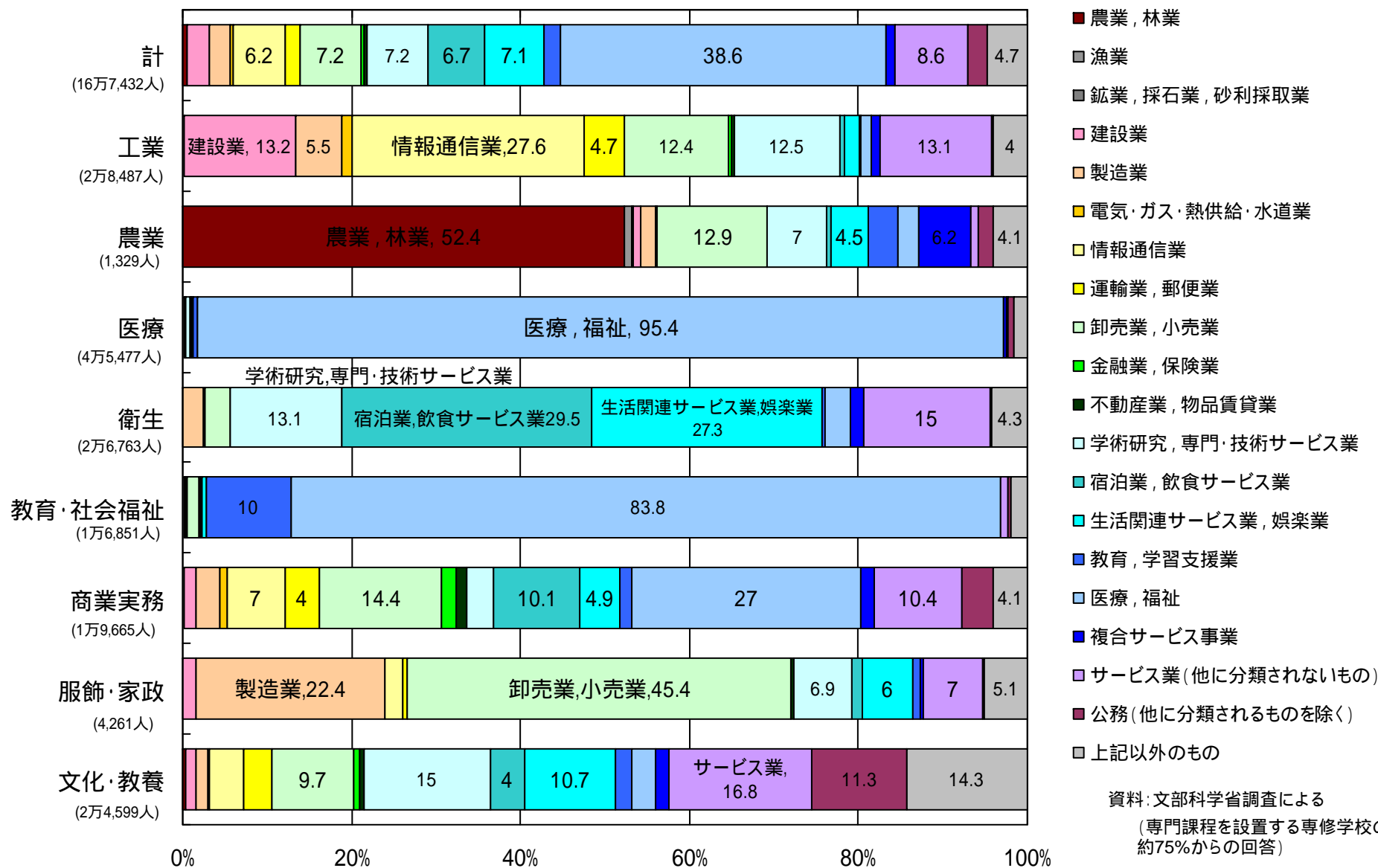
高専の関係学科別産業別就職者割合（平成20年3月）



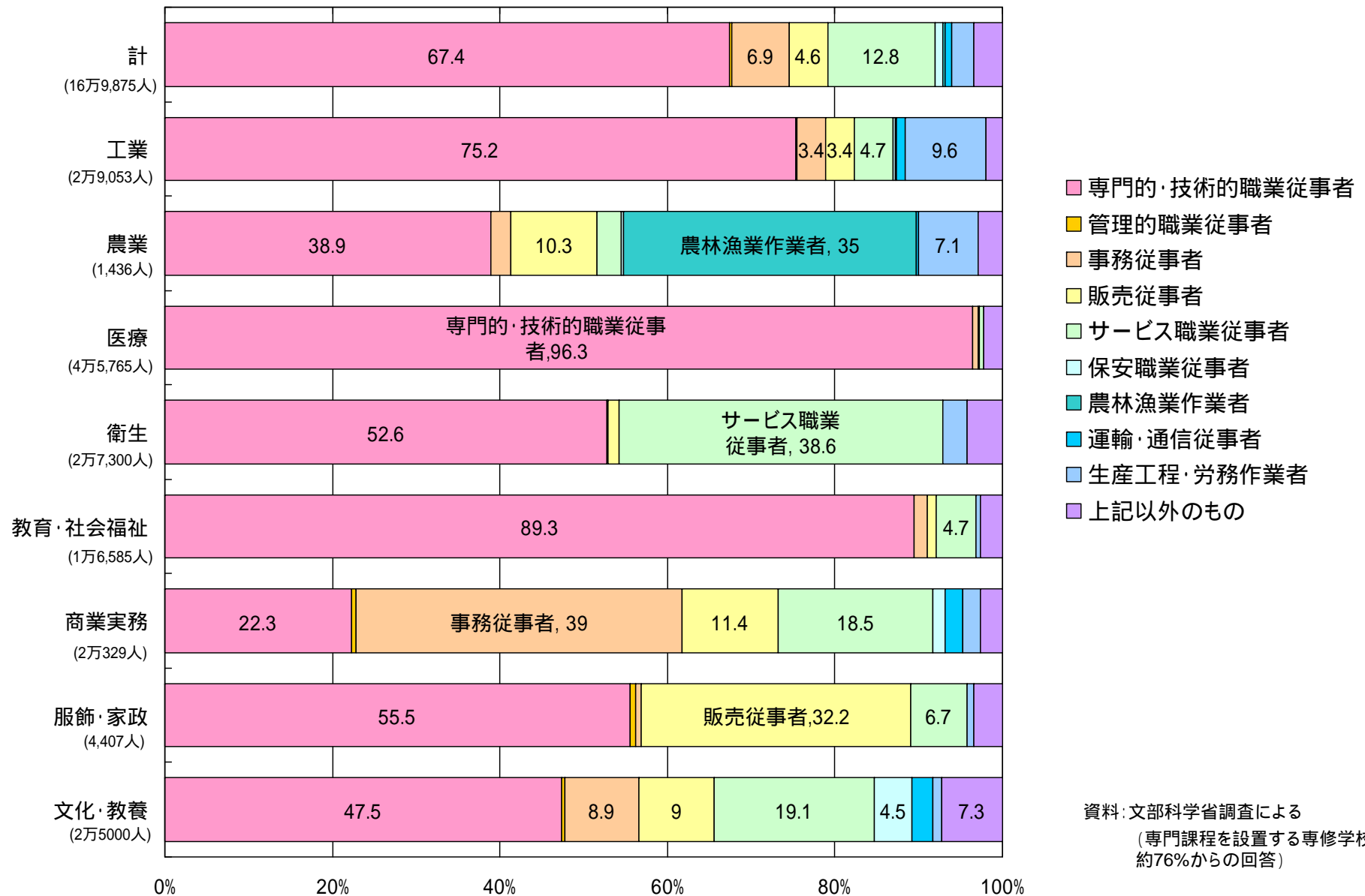
高専の関係学科別職業別就職者割合（平成20年3月）



専門学校の関係学科別産業別就職者割合（平成20年度）



専門学校の関係学科別職業別就職者割合（平成20年度）

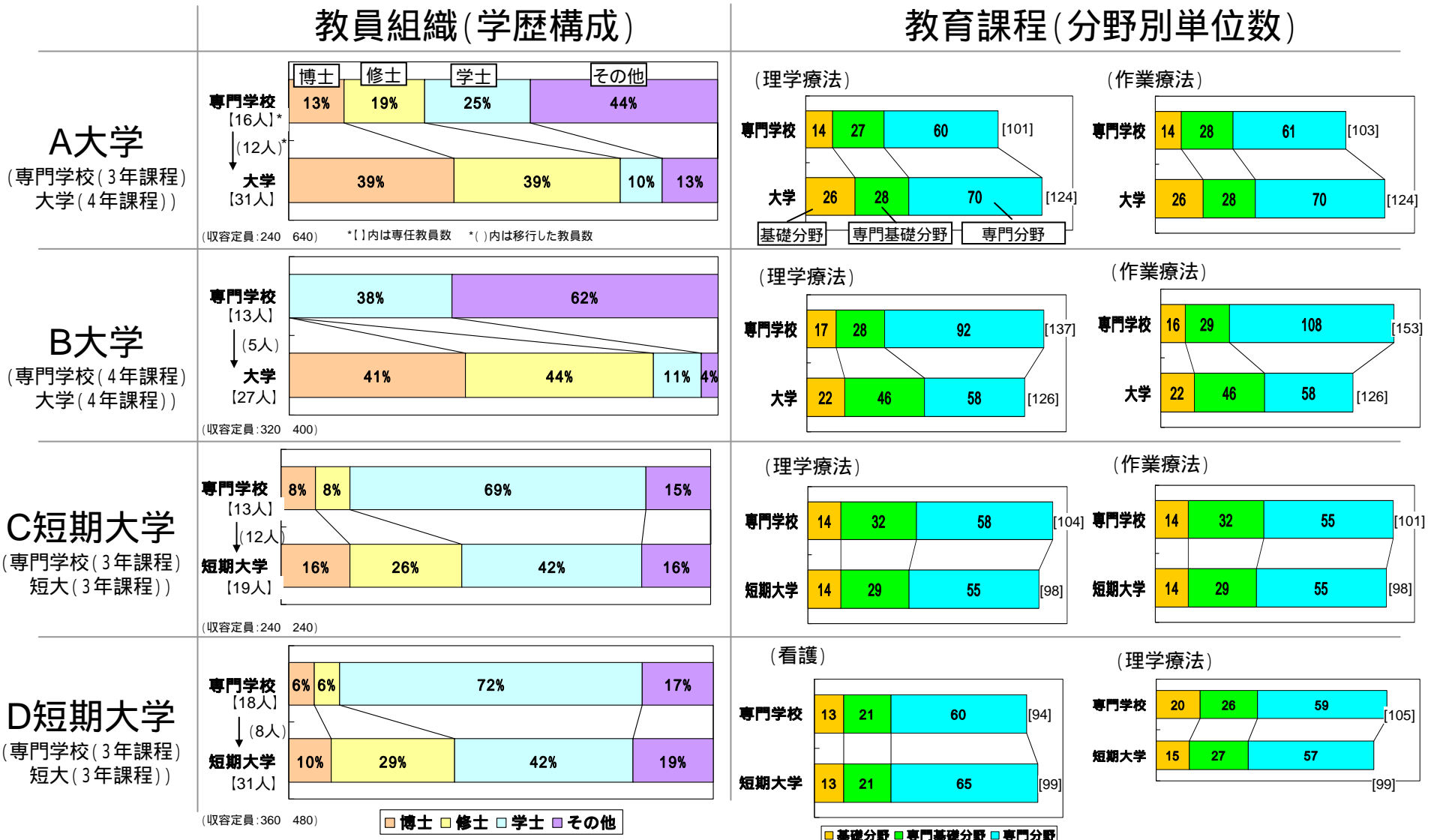


資料: 文部科学省調査による
 (専門課程を設置する専修学校の約76%からの回答)

各高等教育機関におけるカリキュラム等の実態

大学と専門学校の教員組織・教育課程の相違

- 専門学校を前身として大学を設置した場合の教員組織・教育課程の変化 -



大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合 (大学)

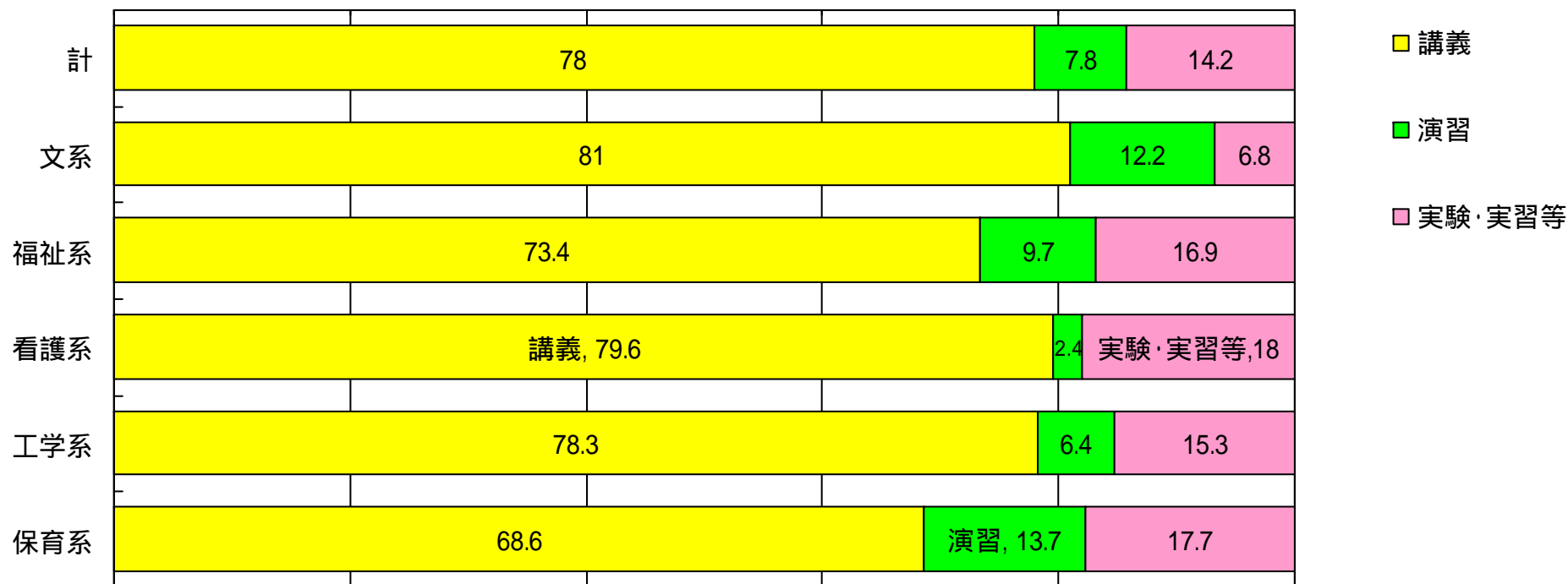
大学等のカリキュラムに占める実験・実習や演習等の授業の割合を把握するため、大学、短期大学、高等専門学校のカリキュラムを分野別にサンプリングし、分析を実施

分析に当たっては、各科目の単位数が卒業に必要な単位数に占める割合を算出

授業の名称に「実験」、「実習」等を含むものを「実験・実習等」、「演習」を含むものを「演習」、それ以外を「講義」とした。

選択科目については、実験・実習、演習を最大限選択した場合の単位数として割合を算出。
このため、単位数の割合は平均ではなく最大限取得可能な単位の割合

(大学)

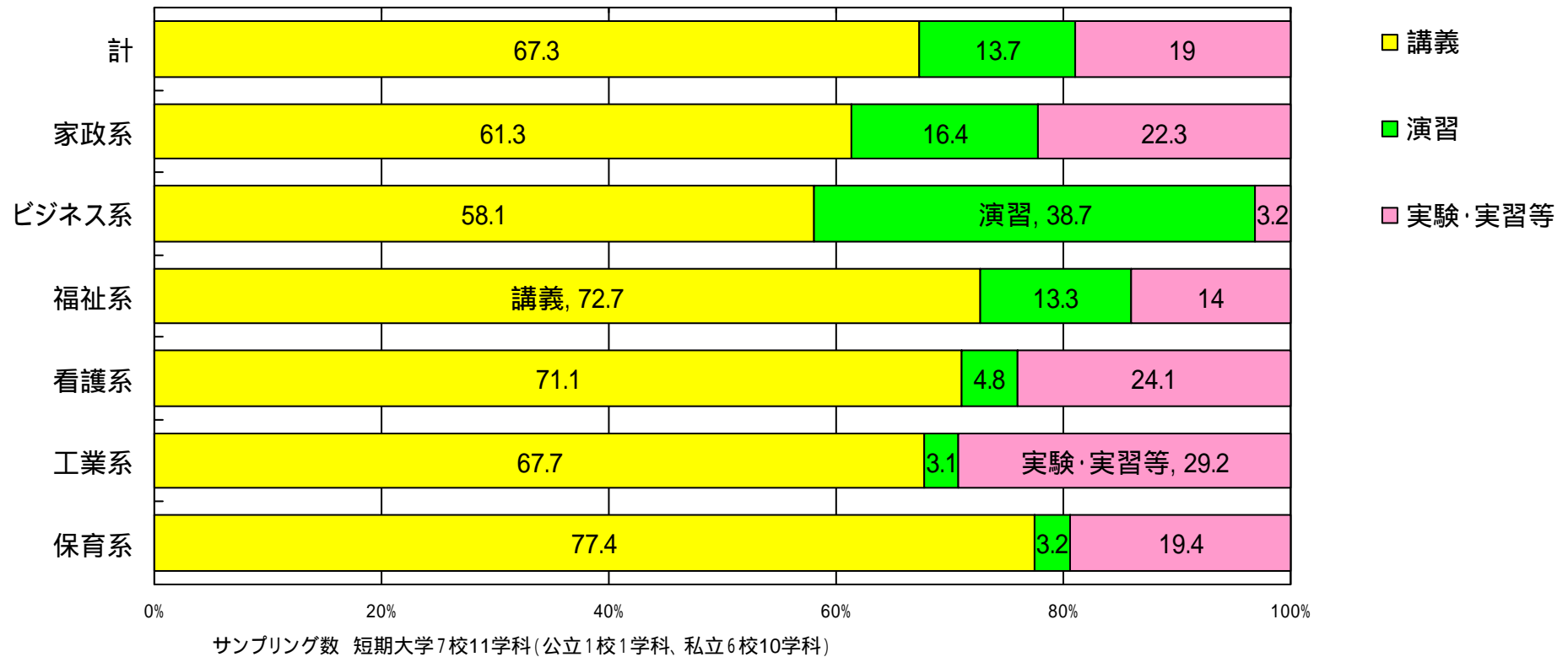


0% 20% 40% 60% 80% 100%
サンプリング数 大学12校21学科(国立2校7学科、公立1校1学科、私立9校13学科)

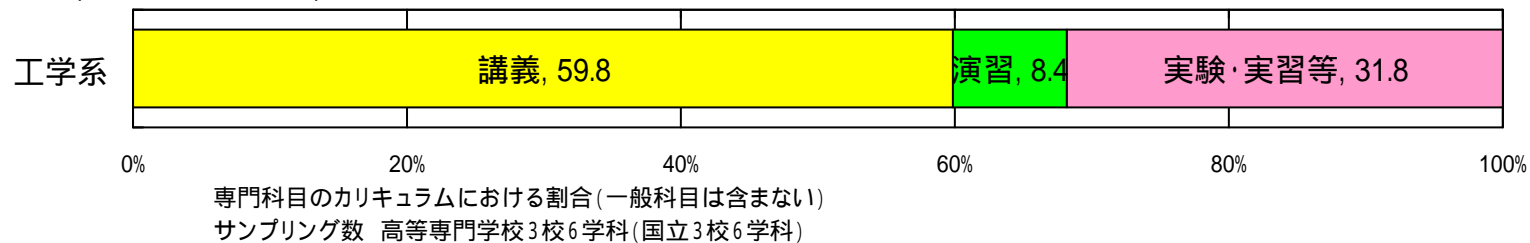
資料: 文部科学省調べ

大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合 (短期大学・高等専門学校)

(短期大学)



(高等専門学校)



資料: 文部科学省調べ

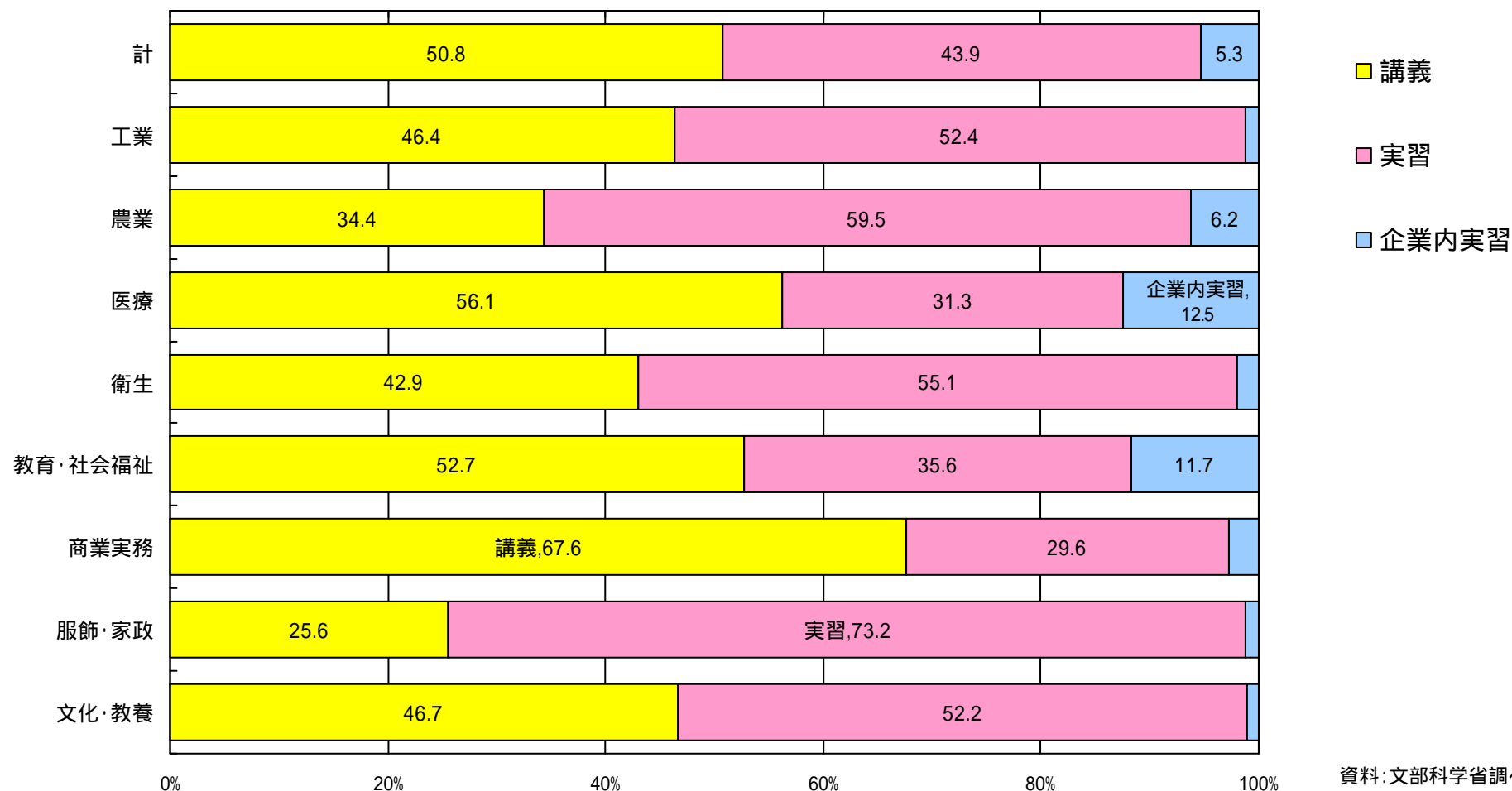
専門学校各分野別の講義、実習、企業内実習の割合

専門課程を設置する専修学校に対し質問紙による調査を実施(約86%の専門学校から回答)

総開設授業時数に占める各科目の授業時数の割合を算出

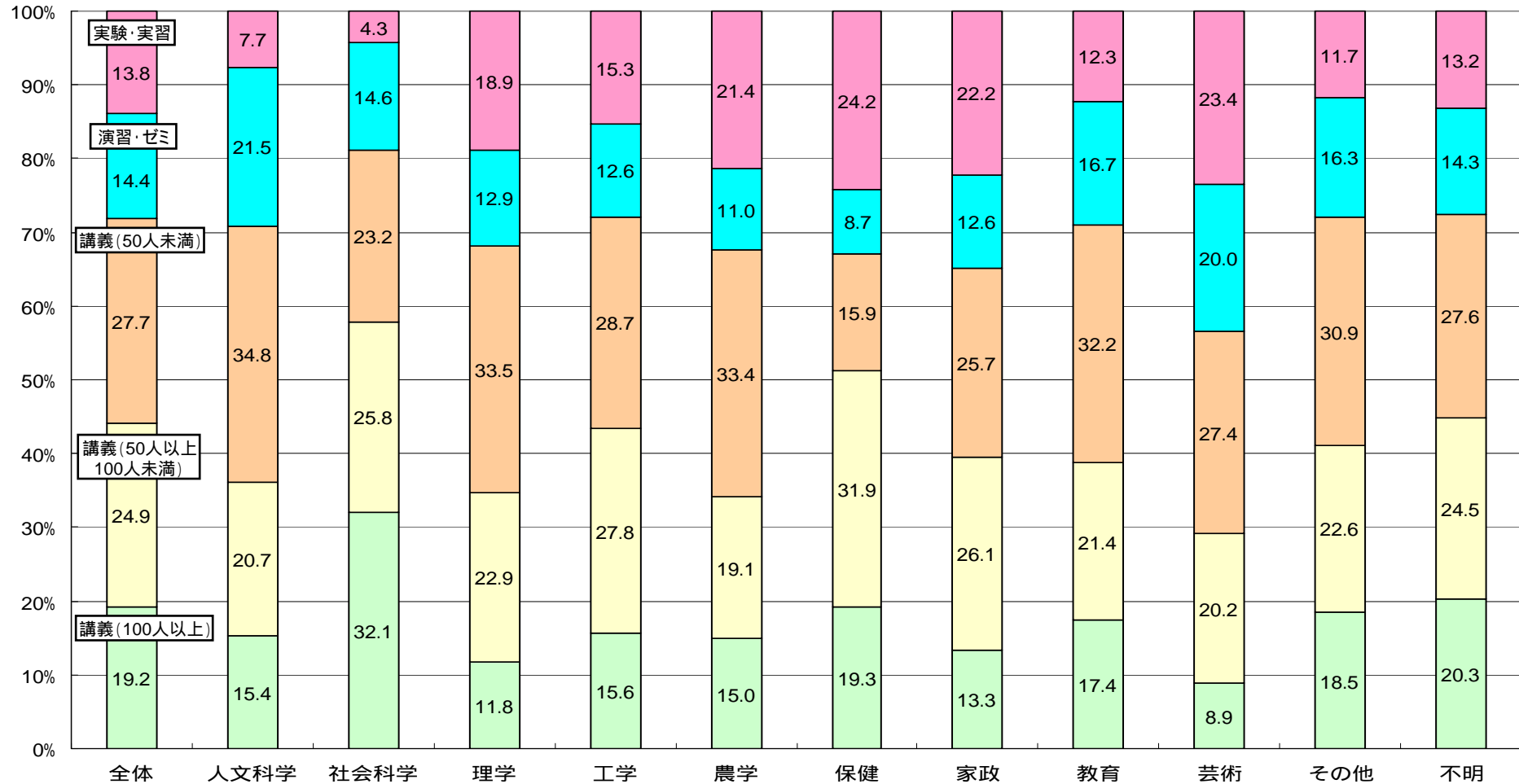
「実習」には演習、実験、実技含む。

「企業内実習」は企業や病院等において行われる実習であり、インターンシップを含む。



資料:文部科学省調べ

大学生が受けた授業の形態別割合（4年以上）



【調査概要】

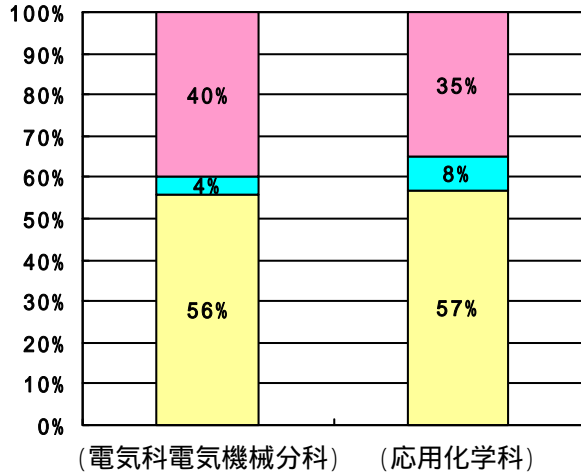
調査期間：平成19年1月～7月

調査対象：127大学288学部 回答数 48,233人（うち4年以上は24.1%）

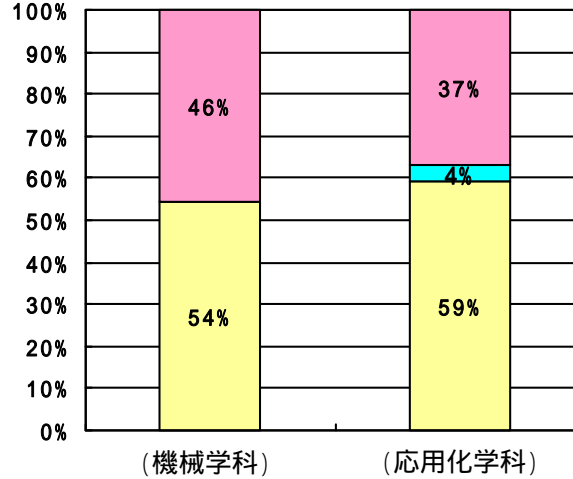
資料：東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター
「全国大学生調査」(2007年)のデータをもとに文部科学省において作成

旧制実業専門学校におけるカリキュラムの例

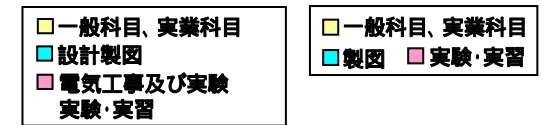
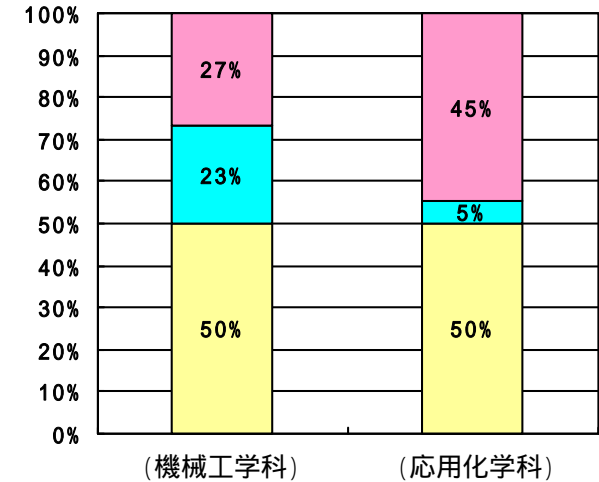
東京高等工業学校 (明治38年9月27日)



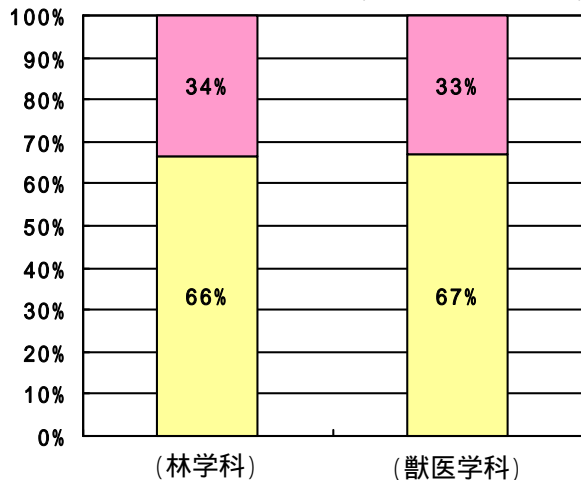
浜松高等工業学校 (大正12年3月6日)



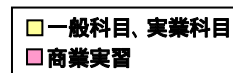
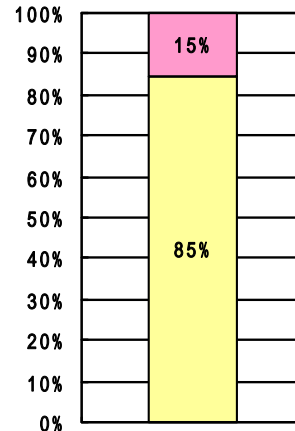
徳島高等工業学校 (大正12年1月25日)



盛岡高等農林学校 (大正12年1月23日)



山口高等商業学校
(大正11年6月23日)



(旧制実業専門学校)

明治36年に制定された「専門学校令」により、実業教育を施した旧制の高等教育機関。高等工業学校、高等商業学校、高等農林学校などが分類される。

戦後の学制改革により、多くの学校は国公立の新制大学に改編された。

- ・東京高等工業学校
- ・浜松高等工業学校
- ・徳島高等工業学校
- ・盛岡高等農林学校
- ・山口高等商業学校

- 東京工業大学
- 静岡大学工学部
- 徳島大学工学部
- 岩手大学農学部
- 山口大学経済学部

諸外国の職業教育に関する高等教育機関

	イギリス	ドイツ	アメリカ	中国	韓国	オーストラリア	
名称	ポリテクニク ⁷ (Polytechnic)	高等専門学校 ⁷ (Fachhochschulen)	コミュニティカレッジ (Community College)	専科学校 : 職業技術学院	専門大学	専門継続教育カレッジ (TAFE)	
目的 ⁸ (原文)	Confidential Draft White Paper, A Plan for Polytechnics and other Colleges (1966年5月17日) The decision to develop and expand higher education within the Further Education system necessitates a review of the existing provision with the object of using the available resources to the maximum advantage in order to build up a strong and distinctive sector of higher education which is complementary to the universities and colleges of education. In particular full-time and sandwich courses of higher education must be concentrated in a substantially smaller number of centres than at present.	【北ライン・ヴェストファーレン州の例】 NRW Hochschulfreiheitsgesetz (Vom 31. Oktober 2006), § 3, (2): Die Fachhochschulen bereiten durch anwendungsbezogene Lehre und Studium auf berufliche Tätigkeiten im In- und Ausland vor, die die Anwendung wissenschaftlicher Erkenntnisse und Methoden oder die Fähigkeit zu künstlerischer Gestaltung erfordern. Sie nehmen Forschungs- und Entwicklungsaufgaben, künstlerisch-gestalterische Aufgaben sowie Aufgaben des Wissenstransfers (insbesondere wissenschaftliche Weiterbildung, Technologietransfer) wahr.	【カリフォルニア州の例】 California Education Code sec.66010.4. (a) (3) A primary mission of the California Community Colleges is to advance California's economic growth and global competitiveness through education, training, and services that contribute to continuous work force improvement.	中華人民共和國高等教育法 (1998年8月29日公布) 第十六條 (一) 専科教育は學生が専門分野に必要の基礎理論、専門知識、具有從事本专业实际工作的基本技能和初步能力 「中共中央关于教育体制改革的決定」1985年5月27日 改变高等教育科类比例不合理的状况，加快财经、政法、管理类等薄弱专业和专业的發展，扶持新兴、边缘学科的成长，改变文科、本科比例不合理的状况，着重加快高等专科教育的发展。 「全国示范性高职高专院校遴选方案」2005年4月25日 以服务为宗旨，以就业为导向，走产学研结合的发展道路”，“加大人才培养模式的改革力度，坚持培养面向生产、建设、管理、服务第一线需要的”下得去，留得住，用得上”，实践能力强，具有良好职业道德的高素质人才	「教育部关于加快高等职业教育改革促进高等职业院校毕业生就业的通知」2009年2月20日 「教育部」による高等職業教育改革の加速と高等職業技術学院卒業生の就職促進に関する通知」2009年2月20日 「教育部」による高等職業教育改革の加速と高等職業技術学院卒業生の就職促進に関する通知」2009年2月20日 高等職業技術学院は、教育と経済社会発展の緊密な結合や、人材育成と就職の緊密な結合を引き起こす要求に応え、国家経済社会の発展及び内面の牽引、産業構成を調整する必要性に照らし、時に応じて機構が要求する人材を調整される専門性に基づいて、社会に必要とされる専門技術課程と実習を更新、調整、増設することを通して学生の就業能力と就職への適応性を高める。	「고등교육법」(일부개정 2009.1.30 법률 제 9356호) 제3장 제4절 전문대학 제47조(목적) 전문대학은 사회 각 분야에 관한 전문적인 지식과 이론을 교수·연구하고 재능을 연마하여 국가사회의 발전에 필요한 전문직업인 양성을 목적으로 한다.	【ニューサウスウェールズ州の例】 Delivering Skills for NSW - Strategic Plan for Vocational Education and Training 2008-2010 Goals 2: To Improve Training Responsiveness and Relevance 1. Greater engagement with industry by the training sector TAFE NSW Institutes deliver vocational education and training services to meet skill shortage and local training needs which are identified through industry profiles. Institutes leverage training and provide workforce development services to meet enterprise needs and to meet State Plan targets through commercial delivery.
日本語訳	(1966年5月公表の白書「A Plan for Polytechnics and other Colleges」のドキュメント) 継続教育部門において高等教育の拡充を図るという政府の決定により、現状の見直しが必要となっている。その際、大学及び教育カレッジを補完できる強力な高等教育部門を確立するために、有効な資源を最大限に生かすという観点が重要になる。特に、高等教育のフルタイムコース及びサンドイッチコースについては、現状よりも相当程度限られた機関に集中しなければならない。	北ライン・ヴェストファーレン州高等教育自由法(2006年10月31日制定)第3条第2項: 高等専門学校は、科学的な知識や方法の応用、又は芸術的創作のための技能が求められる、国内外的職業活動に対する準備を、応用関連の教育や学修を通して行う。 高等専門学校は、研究・開発の任務、芸術的創作の任務、知識移動の任務(特に科学的な継続教育、科学技術の移動)を負う。	カリフォルニア州教育法第66010.4条(a)(3) カリフォルニア・コミュニティカレッジの第一の使命は、継続的な労働力の向上に向けた教育、訓練、サービスを備えて、カリフォルニア州の経済成長及び国際競争力を推進させることである。	中華人民共和國高等教育法 (1998年8月29日公布) 第16条第1項 専科教育は學生が専門分野に必要の基礎理論、専門知識を理解し、専門に基づき実践的業務に従事するための基本的技能や基礎的能力を身につけさせることを目的とする。 「中共中央教育体制改革的決定」1985年5月27日 現在設置されている高等教育科目の不均衡な状況を改善し、財政経済、政治法律、管理等の人材が少ない科目とその専門性の発展を加速させ、新興、边缘の学科の成長を助けるため、本科、専科の比例を改善し、高等専科教育の発展を加速させる。 「全国模範高等専科学校選定計画」2005年4月25日 サービスを目的とし、就業を方向とし、産学研の3つを結合させる道徳を作り、人材育成のモデルとしての改革力を増大させ、生産、建設、管理、サービスの第一線で必要とされる実践的能力が高く、良好な職業道徳を持つ高技能人材を養成する。	「教育部」による高等職業教育改革の加速と高等職業技術学院卒業生の就職促進に関する通知」2009年2月20日 「教育部」による高等職業教育改革の加速と高等職業技術学院卒業生の就職促進に関する通知」2009年2月20日 高等職業技術学院は、教育と経済社会発展の緊密な結合や、人材育成と就職の緊密な結合を引き起こす要求に応え、国家経済社会の発展及び内面の牽引、産業構成を調整する必要性に照らし、時に応じて機構が要求する人材を調整される専門性に基づいて、社会に必要とされる専門技術課程と実習を更新、調整、増設することを通して学生の就業能力と就職への適応性を高める。	「高等教育法」(一部改正2009.1.30法律第9356号) 第3章 第4節 専門大学 第47条(目的) 専門大学は、社会の各分野に関する専門的な知識と理論の教授・研究を行い、才能を錬磨し、国家社会の発展に必要な専門職業人材を養成することを目的とする。	『ニューサウスウェールズ州の労働力向上に向けて: 2008-2010年職業教育・訓練戦略計画』 目標2: 労働需要と職業訓練の関連 1. 訓練供給主体による産業界への一層の対応 ニューサウスウェールズ州の専門継続教育カレッジは、需要に合わせた技能を有する労働力の不足や地域の産業ニーズを満たす事を目的として職業教育・訓練を提供する。各カレッジは、企業とのニーズを調査し、州の計画目標を達成するため、職業訓練を投入するとともに、労働力開発を目的とするサービスを提供する。

	イギリス	ドイツ	アメリカ	中国	韓国	オーストラリア
<p>(参考)</p> <p>一般大学の目的 (日本語訳)</p> <p>1988年教育改革法 附則 6 の 1 (高等教育の課程について)</p> <p>a) 教員養成又はユース及びコミュニティ・ワーカー養成の課程</p> <p>b) 大学院の課程</p> <p>c) 第一学位の課程</p> <p>d) 高等教育ディプロマの課程</p> <p>e) 高等全国ディプロマ又はBTECの高等全国サーティフィケート、又はマネージメント・ディプロマのための課程</p> <p>f) 教育サーティフィケートの課程</p> <p>g) 専門職試験に備える高いレベルの課程</p> <p>h) (試験準備であるといふにかかわらず) 高いレベルの教育を与える課程</p>	<p>1988年教育改革法 附則 6 の 1 (高等教育の課程について)</p> <p>a) 教員養成又はユース及びコミュニティ・ワーカー養成の課程</p> <p>b) 大学院の課程</p> <p>c) 第一学位の課程</p> <p>d) 高等教育ディプロマの課程</p> <p>e) 高等全国ディプロマ又はBTECの高等全国サーティフィケート、又はマネージメント・ディプロマのための課程</p> <p>f) 教育サーティフィケートの課程</p> <p>g) 専門職試験に備える高いレベルの課程</p> <p>h) (試験準備であるといふにかかわらず) 高いレベルの教育を与える課程</p>	<p>カリフォルニア州教育法 第 66010.4 条 (b)</p> <p>カリフォルニア州立大学 (California State University) は、リベラルアーツ及び教員養成を含む職業専門教育に関する学部教育及び修士号までの大学院教育を提供する。</p> <p>第 66010.4 条 (c)</p> <p>カリフォルニア大学 (The University of California) は、リベラルアーツ及び教員養成を含む職業専門教育に関する学部教育及び大学院教育を提供する。特に、法学、医学、歯学、獣医学に関する教育は、州立高等教育機関の中では同大学の専攻事項である。また、同大学は、特定分野におけるカリフォルニア州立大学と共同学位を授与する場合を除き、州立高等教育機関における唯一の博士号授与機関であり、州立機関において第一の研究機関である。</p>	<p>中華人民共和国高等教育法 (1998年8月29日公布) 第 16 条第 2 項</p> <p>一般大学 (本科) は、学生が比較し系統立てて、学科や専門において必要とされる基礎理論、基礎知識と、専門に必要な基本的技術や方法、またそれらに関連する知識を身につけるように教育し、学生に専門の実践的業務や研究業務に従事するための基礎的能力を身につけさせることを目的とする。</p>	<p>「高等教育法」(一部改正 2009.1.30 法律第 9356 号)</p> <p>第 3 章 第 2 節 大学及び産業大学第 1 款 大学 第 28 条 (目的)</p> <p>大学は、人格を陶冶し、国家と人類社会の発展に必要な学術の深い理論とその応用方法の教授・研究を行い、国家と人類社会に貢献することを目的とする。</p>	<p>各州教育・訓練・雇用・青少年問題担当大臣会議「高等教育機関認可手続き」(2007年、2頁)</p> <p>(第 1 部、第 18 項目)</p> <p>オーストラリアの高等教育機関の目的は次の項目に示されるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識を増大し、人々の理解を増進すること ・個人が生涯を通じて学習することができるようにすること ・質の高い教育を提供して労働需要を満たすこと ・すべての市民の生活の質を向上させるため、社会的、文化的、国際的な知識や技術、態度を地域社会に届かせること ・民主的で、平等な、そして文明化された社会に貢献すること ・産業界や政府との共同研究を含め、高水準の技能、知識及び研究を通じて国家経済の向上に貢献すること 	
<p>高等職業教育機関の概要</p> <p>○ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1960年代に、伝統的の非大学高等教育機関として創設され、最盛期には40校近くまで増えたが、1992年以降すべて大学に昇格し、現在は「新大学」グループを形成している。 ・ポリテクニクは、実学重視の専攻・教育、サンドイッチ・コースなど柔軟な履修方法、非高等教育課程を含む幅広い資格・学位の提供などを特徴とした。 <p>○ 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1965年、政府は、高等教育の新たな機関としてポリテクニクを提案。 ・1966年、白書『ポリテクニク及びその他のカレッジの計画』は、産業・ビジネスとリンクした地域のセンターとして既存機関を基礎にポリテクニクの創設を提案。 ・1969年に8校のポリテクニクが創設 (イングランド及びウェールズ)。 ・高等教育学位課程は、全国学位授与審議会 (CNA, 1964～1991年) が認可。 ・1989年教育改革法により、ポリテクニクは地方から離脱して「高等教育法人」となる。政府補助金配分機関として「ポリテクニク・カレッジ財政審議会 (PCFC)」が設置。 ・1992年「継続・高等教育法」により、大学に昇格し、学位授与権を認められる。PCFCは「高等教育財政審議会」(HEFC) に統合。 	<p>○ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特徴: 1968年の各州首相の協定により、従来後期中等の職業教育学校に位置づけられていた技術学校等が高等教育機関に格上げされたもので、応用的実務志向 (質の高い技術者の養成)。 ・任務: 実用型研究 (特に技術、経済、社会福祉、農業等の分野)。 ・初等教育から入学までの通算年限: 12年。 ・入学資格: 高等専門学校入学資格 (= 高専アビトゥア)。一般に実科学校修了者が進学する上級専門学校で取得、職業専門学校でも取得可。大学入学資格 (アビトゥア)。 ・学位: 高等専門学校ディプロマ (Diplom (FH), 4年以下) のほか、欧州共通の学位である学士 (3年)・修士 (2年) を授与。ただし、博士号の学位授与権を持たない。 <p>○ 規模 (2006年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校数: 206校 ・学生数: 57万人 ・本務教員数: 2万人 	<p>○ 概要</p> <p>カリフォルニア州の場合、次のような役割を担うものとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる役割は、高校卒業以上の幅広い年齢層を対象として学部段階前半レベルのアカデミックな教育と職業関連の教育を提供し、修了者に準学士号を授与すること。 ・このほか、次のような教育機会やサービスを提供。 <ul style="list-style-type: none"> 一 学生を対象とする高校レベルの補習教育、高校修了資格取得等に向けた成人教育、及び高等教育修了に向けた各種支援。 一 上記以外に、州が重要と見なす分野の成人教育。 一 職業・雇用関連の情報提供・相談事業等のコミュニティ・サービスの提供。 <p>○ 規模 (2005年度の州立2年制高等教育機関に関する全米統計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校数: 1,053校 ・学生数: 618万人 	<p>○ 概要</p> <p>1985年発布の「中共中央教育体制改革の決定」に関して、高等専科教育の早急な発展が促された。1996年の「中華人民共和国職業教育法」の発布によって法的地位が固められ、1998年発布の「中華人民共和国高等教育法」によって高等専科学校は高等教育機関の一部と確定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる役割は、高校卒業以上の年齢層に、総合的職業能力やあらゆる分野での技術の応用ができる人材を育てるために、生産、管理、サービスに関して教育を提供し、専門の人材を育成すること。 ・なお、専科学校と職業技術学校は、大学専科 (年限2～3年) 教育に含まれ、前者は師範高等専科学校のようにサービス部門の教育に重きを置くのに対し、後者は土木、電気、コンピュータなどの技術者の育成に重きを置く。 ・専科学校の修業年限は2～3年、卒業時、国家承認の卒業証書が授与される。 <p>○ 規模 (2007年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校数: 1,015校 ・学生数: 517万人 	<p>○ 概要</p> <p>1985年発布の「中共中央教育体制改革の決定」に関して、職業技術学院の積極的発展が促された。1996年の「中華人民共和国職業教育法」の発布によって法的地位が固められ、1998年発布の「中華人民共和国高等教育法」によって高等職業技術学院は高等教育機関の一部と確定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる役割は、高校卒業以上の年齢層に、総合的職業能力やあらゆる分野での技術の応用ができる人材を育てるために、生産、管理、サービスに関して教育を提供すること。 ・入学資格: 主に、中等専門学校、技術労働者学校、職業中学の卒業生。 ・学位等: 職業技術学院での修業年限は2～3年 (管理系2年、工業技術系3年)。卒業時、国家承認の卒業証書が授与される。 <p>○ 規模 (2007年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校数: 147校 ・学生数: 77万人 	<p>○ 概要</p> <p>1960年代末に設置された専門学校を前身とする。専門進学希望者の急増を背景に、1979年に専門学校100校が「専門大学」に昇格し、以後拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2～3年前、入学資格は、高等学校卒業又はそれと同等以上の学力を有している者。専門大学卒業生は、4年制大学への編入が可能。 ・専門職業人の養成を目的とする職業教育を提供する。企業からの委託教育を行うなど、継続教育機関としての役割も負う。修了者には専門士号を授与する。 ・卒業生の就職率は、4年制大学を上回る (専門大 85.6%、4年制大 68.9%、2008年)。 ・「高等教育法施行令」制定 (1998年) 等に伴い呼称が自由化され、現在ほとんど専門大学が「専門」を冠しない「〇〇大学」を校名としている。 <p>○ 規模 (2008年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校数: 147校 ・学生数: 77万人 <p>○ 規模 (2007年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校数: 59機関 (機関によってはプログラムの提供箇所を複数設けているところがある) ・学生数: 約130万人 (TAFE以外の州立機関在学者を含む) (参考: NCVET, Australian Vocational Education and Training Statistics: Students and Courses, 2007) 	

*1 ポリテクニクは1992年の継続・高等教育法により大学となった。
 *2 高等専門学校は「専門大学」と訳される場合もある。
 *3 法令上の目的の規定があればその条文を掲載している。

諸外国における職業教育及び資格枠組みの動向

職業教育分野における欧州間協力

1 コペンハーゲン・プロセスの背景

- 2002年11月に、コペンハーゲンで、欧州31か国の職業教育（VET）担当大臣と欧州委員会とで、職業教育における「コペンハーゲン宣言」を採択。
- これを皮切りにスタートした「コペンハーゲン・プロセス」は、高等教育分野において欧州間の共通枠組みを構築していこうとする「ボローニャ・プロセス」と同様の取組を、職業教育分野においても2010年までに実現させようとするもので、職業教育における「能力及び資格の認証」や「質保証の促進」などの政策を推進している。
- コペンハーゲン・プロセスに基づく計画の達成状況については、2年ごとに欧州職業教育担当大臣と欧州委員会によりフォローアップ会合が行われ、以下のとおり共同宣言が採択されている。
 - ・2004年12月 マーストリヒト・コミュニケ
 - ・2006年12月 ヘルシンキ・コミュニケ
 - ・2008年11月 ボルドー・コミュニケ
(次回は2010年にブルージュ（ベルギー）で開催予定)

2 コペンハーゲン・プロセスの成果

- コペンハーゲン・プロセスにおいては、知識、技能及び能力の透明化と認証のための、以下のような枠組みが開発されている。
 - (1) ユーロパス (2005年～)
 - 個人の資格や能力が、欧州各国において明確にしかも簡単に理解されるようにするためのもので、以下の5種類の書類から構成される。
 - ・ユーロパス履歴書(Europass curriculum vitae)
 - ・ユーロパス語学能力パスポート(Europass Language Passport)
 - ・ユーロパス職業教育資格添付書類(Europass Certificate Supplement)
 - ・ユーロパス学位添付書類(Europass Diploma Supplement)
 - ・ユーロパス・モビリティ(Europass Mobility) (他のヨーロッパ各国での学習・訓練歴を証明するもの)

(2) 欧州資格枠組み(European Qualifications Framework: EQF) (2008年～)

欧州各国の各資格がどのレベルにあり、当該資格保有者がどのような知識等を有しているか比較可能とするための枠組み。次の表のとおり、資格取得に必要とされる学習成果を知識、技能、能力の3つに類別し、それぞれを達成の難易度に応じて8段階に分けている。

表：欧州資格枠組み（European Qualification Framework）の8水準

	知識	技能	能力	
水	EQFと関連して、理論的知識及び/又は事実的知識としての知識が記述される。	EQFと関連して、論理的、概念的、創造的な思考を用いながら、認知的な技能としての技能が記述される。	EQFと関連して、責任感と自律という意味で能力が記述される。	
1	基礎的な一般知識を持っている	簡単な課題を遂行するのに必要な基礎的な技能を持っている	体系的な学習において積極的な役割を受けながら仕事又は学習できる	
2	仕事又は学習の分野における基礎的な事実的知識を持っている	課題を実行し、その簡単なルールや道具を用いながら日常の問題を解決する上で、重要な情報を利用するのに不可欠となる基礎的な認知的技能及び実践的技能を持っている	監督を受けながら、ある程度の責任感を持って仕事又は学習できる	
3	仕事又は学習の分野における事実、原則、方法、一般的概念に関する知識を持っている	基礎的な方法、道具、材料、機器を識別して用いる場合に、課題を片付け、サブ問題を解決するための認知的技能及び実践的技能を一通り持っている	仕事上の課題又は学習上の課題を責任を持って片付けることができる	
4	仕事又は学習の分野における理論的知識や事実的知識を幅広く多様性を持っている	仕事又は学習の分野における特定の課題を解決するための認知的技能及び実践的スキルを一通り持っている	通常は予測可能な状況化する可能性のある、仕事又は学習状況を規定する行動範囲の中で、自主的に行動管理をすることができる	欧州高等教育圏のための資格枠組みとの互換性 ・点検特許(はインテグレーション)の高等教育資格枠組みとの互換性
5	仕事又は学習の分野における包括的で特定の理論的知識及び事実的知識、並びにこれらの知識の境界に対する意識を持っている	独自の課題を創造的に解決する上で必要となる、包括的な認知的技能及び実践的スキルを持っている	予測できない変化が起こるような仕事又は学習状況の中で、組織し監督することができる自分の成果と他の成果を時時し発展させることができる	短期学位サイクル ・応用学位 (Foundation Degrees) ・高等教育ディプロマ (Diploma of Higher Education) ・高等国家ディプロマ (Higher National Diploma)
6	理論や原則に対する批判的な理解を伴った、仕事又は学習の分野における進歩的な知識を持っている	専門的知識や技術革新の能力を自己に使いこなせることを証明し、かつ特定の仕事又は学習の分野における複雑で予測不可能な問題を解決するのに必要となる進歩的な技能を持っている	複雑な専門的あるいは職業的な状況又はプロジェクトを監督し、予測可能な仕事又は学習状況において決定責任を引き受けることができる 個人及び集団の職業上の発展に対する責任を引き受けることができる	第一学位サイクル ・第一学位・修士 ・第一学位・普通 ・修士学位相当教育(1+1+1) (PGCE) ・卒業ディプロマ (Graduate diploma) ・卒業(1+1+1) (Graduate certificates)
7	部分的には仕事又は学習の分野における最先端の知識と結び付き、かつ技術革新的な思考的取り組み及び/又は研究の基盤となる、極めて特殊化された知識を持っている	新たな知識を獲得し、新たな方法を開発し、様々な分野の知識を統合する上で、研究及び/又は技術革新の分野における特殊化された問題解決技能を持っている	新たな概念的アプローチを必要とする複雑で予測可能な仕事又は学習状況を監督し、形成することができる 専門的知識及び職業実践への関与及び/又はチームの戦略的なパフォーマンスの改善に対する責任を引き受けることができる	第二学位サイクル ・修士 (Master's degrees) ・統合専門修士 (Integrated master's degrees) ・大学院ディプロマ (Postgraduate diploma) ・修士相当教育(1+1+1) (PGCE) ・大学院(1+1+1) (Postgraduate certificates)
8	ある仕事又は学習の分野における、また様々な分野に共通する事項への批判的な意識を持っている	統合や評価を含め、研究及び/又は技術革新の分野における中心的な問題解決を担い、また手元にある知識又は職業的実践を拡大又は再定義するための最も先進的で特殊化された技能及び方法を身に付けている	仕事を包含、指導的な仕事又は学習状況における新たなアイデアや手法を開発するにあたり、相当の複雑、技術革新能力、自律性、予測と結果の不可逆性、継続的な参加が認められる	第三学位サイクル ・博士 (Doctoral degrees)

[出典：欧州委員会「The European Qualifications Framework」(http://ec.europa.eu/education/policies/educ/eqf/index_de.html)
QAA「The framework for higher education qualifications in England, Wales and Northern Ireland」(http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/EHEQEFW2010/EHEQEFW2010.pdf)]

注) イングランドの高等教育資格のうち、修士学位相当教育サーティフィケート、卒業ディプロマ、卒業サーティフィケート、大学院ディプロマ、修士相当教育サーティフィケート、大学院サーティフィケートは、欧州資格枠組みの本準と対応している。欧州高等教育圏のための資格枠組みの各段階のサイクルには言及しない。

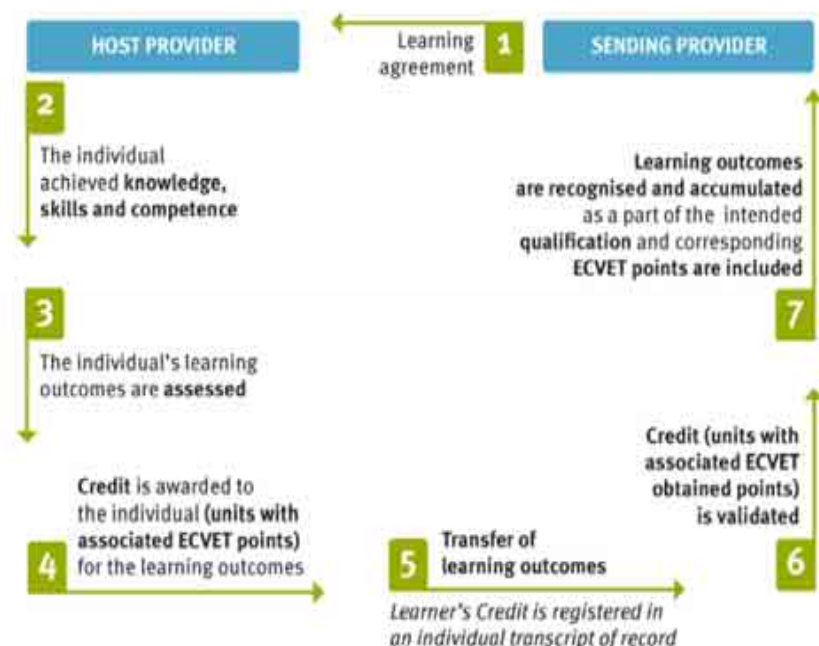
EQF への参加は任意だが、2010 年までに欧州各国の資格制度を EQF に連結させ、2012 年までに各国の資格証明書に適切な EQF レベルの証明が示されるようにすることが目標とされている。

(3) 欧州職業教育単位制度 (European Credit system for VET : ECVET)

欧州間で、職業教育において修得した学習成果の単位互換を可能にするための制度。欧州委員会 (EU の行政執行機関) により 2008 年 4 月に最終案がまとめられ、欧州議会に提案された。

高等教育分野における単位互換制度である ECTS をモデルとしており、1 年間のフルタイムの職業教育での学習成果を 60 ECVET 単位とし、協定関係のある機関の間で資格取得に必要な単位の互換を可能とするものである。

ECVET のアプリケーション



諸外国における職業資格と学位等の資格枠組み

1 イギリス (イングランド)

- イギリスにおいては、職業資格として、1986年に NVQ (全国職業資格)、1992年に GNVQ (一般全国職業資格) が創設され、これらの職業資格と普通教育資格が統合された資格枠組みが整備されてきた。
- 2004年から、これらの資格を入門レベル、レベル1～8までの9段階に分類した全国資格枠組み (National Qualifications Framework : NQF) の導入が進められており、これは欧州資格枠組み (EQF) に対応した制度となっている。また、NQF は高等教育資格枠組み (FHEQ) 及び欧州高等教育圏のための資格枠組みとも対応している (下表参照)。

欧州資格レベル	全国資格枠組み (NQF)		高等教育資格枠組み (FHEQ)	欧州資格レベルとの関係	
レベル5	レベル8	特定領域の第一人者、トップの実務家 (BTEC Advanced Professional Diploma, Certificate, Award / City & Guild Fellowship)	D/8	博士	同等レベル
	レベル7	上級専門家、上級管理者 (BTEC Advanced Professional Diploma, Certificate, Award / City & Guild Membership / NVQ)	M/7	修士	同等レベル
レベル4	レベル6	知的専門職、専門管理者 (BTEC Advanced Professional Diploma, Certificate, Award / City & Guild Graduateship)	H/6	第1学位	同等レベル
	レベル5	高等技術者、高等管理者 (BTEC Professional Diploma, Certificate, Award / NVQ)	L/5	ディプロマ (Foundation degree 等)	同等レベル
	レベル4	技術・専門職、従業員管理・指導 (BTEC Professional Diploma, Certificate, Award / City & Guilds Licentiate / NVQ / Key Skills)	C/4	サーティフィケート (HNC)	同等レベル
レベル3	レベル3	後期中等教育段階 (GCE・A レベル / NVQ-BTEC Diploma/Key Skills)		ディプロマ (上級)	同等レベル
レベル2	レベル2	義務教育終了段階 (GCSE (A*~C 評価) / NVQ / Key Skills)		中級	同等レベル
レベル1	レベル1	GCSE (D~G 評価) / NVQ / Key Skills		基礎	同等レベル
入門レベル	入門レベル	Entry Level Certificate (1~3 段階)			同等レベル

- 2007年3月、イギリス政府は新たな職業資格として、「ディプロマ (Diploma)」を導入することを決定し、2008年に①情報、②健康・福祉、③エンジニアリング、④建築・環境、⑤芸術・メディアの5種類が導入された。ディプロマは、主に14~19歳を対象に、全国資格枠組 (NQF) のレベル1~3に対応した新しい応用系中等教育資格であり、最高のレベル3は、GCE・A レベル3科目程度で後期中等教育終了程度に相当する。ディプロマは、現行の職業資格である NVQ や GCSE 応用科目に取って代わることが期待されている。

2 ドイツ

- ドイツには、伝統的に、デュアルシステムによって取得できる職業資格（2008年現在で約340職種）のほか、すでに一定の職に就いている者がキャリアアップを目的とする継続教育を経て取得する、マイスターやテクニシャンなどの上級の職業資格がある。
- 普通教育にかかる資格としては、各学校種の修了資格（そのうちハウプトシューレ修了資格は職業教育訓練を受けるための最低要件）や高等教育への入学要件となるアビトゥーアなどが、また高等教育にかかる資格/学位としては、ディプロームやマギスター（標準学修期間4.5年）などの伝統的な学位があるほか、欧州に共通の高等教育圏を構築しようとする動きを受け、1998年以降、欧州に共通する学士・修士の学位の授与が認められている。
- 欧州に共通の高等教育圏を構築しようとする動き、いわゆるボローニャ・プロセスを受け、2005年4月、連邦及び州政府はドイツの高等教育制度を欧州高等教育枠組みに対応させるため、「第1段階：学士水準」「第2段階：修士水準」「第3段階：博士水準」の3段階から成るドイツ高等教育枠組みを策定した。
- 2006年10月、連邦教育研究省と州政府は、2008年4月に欧州資格枠組み（EQF）が発効したことを受け、生涯学習のためのドイツ資格枠組み（Deutscher Qualifikationsrahmen: DQR）を共同開発していくことで合意し、2009年2月、専門的な能力（知識、技能）や個人的な能力（社会性、自己の力量）を8水準で分類したドイツ資格枠組みの草案を提示した。
- ドイツ資格枠組みには、普通教育、高等教育、職業教育において取得される資格/学位のほか、インフォーマルな学習成果も含め、あらゆる資格が分類されることとなっている。
- ドイツ資格枠組みを欧州資格枠組みに連結させる作業については、2010年までに行われることとなっている。

3 イギリス（スコットランド）

- スコットランドにおいては、1999年に単位と資格の枠組みが成立し、職業資格、高等教育段階の資格、義務教育後の教育資格及び高校の学修レベル等が統合されている（下表参照）。

		スコットランド資格当局（SQA）の資格		高等教育段階の資格	スコットランド職業資格（SVQ）
スコットランド単位・資格制度（SCQF）の水準	12			博士	
	11			修士 大衆ディプロマ 大衆マニファイタツト	SVQ 第5レベル
	10			優等学位 学卒ディプロマ	
	9		高度専門職アワード (Professional Development Awards)	普通学位 学卒マニファイタツト	SVQ 第4レベル
	8		高等国家ディプロマ (HND)	高等教育ディプロマ	
	7	上級高卒レベル	高等国家マニファイタツト (HNC)	高等教育マニファイタツト	SVQ 第3レベル
	6	高卒レベル (Higher)			
	5	中間レベル2 / 優等標準級			SVQ 第2レベル
	4	中間レベル1 / 一般標準級	国家マニファイタツト	国家中級アワード (National Progression Awards)	SVQ 第1レベル
	3	上級レベル1 / 基礎標準級			
2	上級レベル2				
1	上級レベル1				

出典：Scottish Credit and Qualifications Framework (<http://www.sqf.org.uk/>)

4 オーストラリア

- オーストラリアにおいては、1995年にオーストラリア資格枠組み（AQF: Australian Qualifications Framework）が導入され、2000年から全面的に実施されている。AQFは、中等教育・高等教育セクターにおける資格と職業教育・訓練セクターにおける資格が統合された資格枠組みとなっている（下表参照）。

AQF Qualification by Sector of Accreditation

<i>Schools Sector Accreditation</i>	<i>Vocational Education and Training Sector Accreditation</i>	<i>Higher Education Sector Accreditation</i>
		<u>Doctoral Degree</u>
		<u>Masters Degree</u>
	<u>Vocational Graduate Diploma</u>	<u>Graduate Diploma</u>
	<u>Vocational Graduate Certificate</u>	<u>Graduate Certificate</u>
	<u>Advanced Diploma Diploma</u>	<u>Bachelor Degree</u>
<u>Senior Secondary Certificate of Education</u>	<u>Certificate IV</u>	<u>Associate Degree, Advanced Diploma Diploma</u>
	<u>Certificate III</u>	
	<u>Certificate II</u>	
	<u>Certificate I</u>	

出典：Australian Qualifications Framework (<http://www.aqf.edu.au/aqfqual.htm>)

各学校段階を通じたキャリア教育・職業教育の在り方

「生きる力」

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切。

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
たくましく生きるための健康や体力 など

新しい学習指導要領では、学校で子どもたちの「生きる力」をよりいっそうはぐくむことを目指す

< 今回の改訂のポイント >

教育基本法の改正等で明確になった教育理念を踏まえて教育内容を見直し

教育の目標に新たに規定された内容

- ・能力の伸長、創造性、職業との関連を重視
- ・公共の精神、社会の形成に参画する態度
- ・生命や自然の尊重、環境の保全
- ・伝統と文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

学力の重要な3つの要素を育成

- 基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせる
- 知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力をはぐくむ
- 学習に取り組む意欲を養う

道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

「生きる力」は、その内容のみならず、社会において子どもたちに必要となる力をまず明確にし、そこから教育の在り方を改善するという考え方において、OECDのいう「主要能力(キー・コンピテンシー)」を先取りしたものと見える。

「学士力」

各専攻分野を通じて培う、学士課程共通の学習成果

～ 学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～

1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル
自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3) 情報リテラシー
情報通信技術(ICT)を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力
問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3. 態度・志向性

- (1) 自己管理力
自らを律して行動できる。
- (2) チームワーク、リーダーシップ
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
- (3) 倫理観
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- (5) 生涯学習力
卒業後も自律・自立して学習できる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み（例）

- 職業的（進路）発達にかかわる諸能力の育成の視点から

太字は、「職業観・勤労観の育成」との関連が特に強いものを示す

		小 学 校			中 学 校		高 等 学 校
		低 学 年	中 学 年	高 学 年	現 実 的 探 索 と 暫 定 的 選 択 の 時 期		現 実 的 探 索 ・ 試 行 と 社 会 的 移 行 準 備 の 時 期
職業的（進路）発達段階		進路の探索・選択にかかる基礎形成の時期			現実的探索と暫定的選択の時期		現実的探索・試行と社会的移行準備の時期
職業的（進路）発達課題（小～高等学校段階） 各発達段階において達成しておくべき課題を、 進路・職業の選択能力及び将来の職業人として 必要な資質の形成という側面から捉えたもの。		<ul style="list-style-type: none"> 自己及び他者への積極的関心の形成・発展 身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上 夢や希望、憧れる自己イメージの獲得 勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の形成 			<ul style="list-style-type: none"> 肯定的自己理解と自己有用感の獲得 興味・関心等に基づく職業観・勤労観の形成 進路計画の立案と暫定的選択 生き方や進路に関する現実的探索 		<ul style="list-style-type: none"> 自己理解の深化と自己受容 選択基準としての職業観・勤労観の確立 将来設計の立案と社会的移行の準備 進路の現実吟味と試行的参加
職業的（進路）発達にかかわる諸能力		職業的（進路）発達を促すために育成することが期待される具体的な能力・態度					
領域	領域説明	能力説明					
人間関係形成能力	他者の個性を尊重し、自己の個性を発揮しながら、様々な人とコミュニケーションを図り、協力・共同してものごとに取り組む。	【自己理解能力】 自己理解を深め、他者の多様な個性を理解し、互いに認め合うことを大切にして行動していく能力	<ul style="list-style-type: none"> 自分の好きなことや嫌なことをはっきり言う。 友達と仲良く遊び、助け合う。 お世話になった人などに感謝する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分のよいところを見つける。 友達のよいところを認め、励まし合う。 自分の生活を支えている人に感謝する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の長所や欠点に気が付き、自分らしさを発揮する。 話し合いなどに積極的に参加し、自分と異なる意見も理解しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の良さや個性が分かり、他者の良さや感情を理解し、尊重する。 自分の言動が相手や他者に及ぼす影響が分かる。 自分の悩みを話せる人を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己の職業的な能力・適性を理解し、それを受け入れて伸ばそうとする。 他者の価値観や個性のユニークさを理解し、それを受け入れる。 互いに支え合い分かり合える友人を得る。
		【コミュニケーション能力】 多様な集団・組織の中で、コミュニケーションや豊かな人間関係を築きながら、自己の成長を果たしていく能力	<ul style="list-style-type: none"> あいさつや返事をする。 「ありがとう」や「ごめんねささい」を言う。 自分の考えをみんなの前で話す。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の意見や気持ちをわかりやすく表現する。 友達の気持ちや考えを理解しようとする。 友達と協力して、学習や活動に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 思いやりの気持ちを持ち、相手の立場に立って考え行動しようとする。 異年齢集団の活動に進んで参加し、役割と責任を果たそうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 他者に配慮しながら、積極的に人間関係を築こうとする。 人間関係の大切さを理解し、コミュニケーションスキルの基礎を習得する。 リーダーとフォロアーの立場を理解し、チームを組んで互いに支え合いながら仕事をする。 新しい環境や人間関係に適応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己の思いや意見を適切に伝え、他者の意志等を的確に理解する。 異年齢の人や異性等、多様な他者と、場に応じた適切なコミュニケーションを図る。 リーダー・フォロアーシップを発揮して、相手の能力を引き出し、チームワークを高める。 新しい環境や人間関係を生かす。
情報活用能力	学ぶこと・働くことの意義や役割及びその多様性を理解し、幅広く情報を活用して、自己の進路や生き方の選択に生かす。	【情報収集・探索能力】 進路や職業に関する様々な情報を収集・探索するとともに、必要な情報を選択・活用し、自己の進路や生き方を考えていく能力	<ul style="list-style-type: none"> 身近で働く人々の様子が分かり、興味・関心を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな職業や生き方が分かる。 分からないことを、図鑑などで調べたり、質問したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な産業・職業の様子やその変化が分かる。 自分に必要な情報を探す。 気付いたこと、分かったことや個人・グループでまとめたことを発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業・経済等の変化に伴う職業や仕事の変化のあらましを理解する。 上級学校・学科等の種類や特徴及び職業に求められる資格や学習歴の概略が分かる。 生き方や進路に関する情報を、様々なメディアを通して調査・収集・整理し活用する。 必要に応じ、獲得した情報に創意工夫を加え、提示、発表、発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後の進路や職業・産業の動向について、多面的・多角的に情報を集め検討する。 就職後の学習の機会や上級学校卒業時の就職等に関する情報を探索する。 職業生活における権利・義務や責任及び職業に就く手続き・方法などが分かる。 調べたことなどを自分の考えを交え、各種メディアを通して発表・発信する。
		【職業理解能力】 様々な体験を通して、学校で学ぶことと社会・職業生活との関連や、今しなければならぬことなどを理解していく能力	<ul style="list-style-type: none"> 係や当番の活動に取り組む、それらの大切さが分かる。 	<ul style="list-style-type: none"> 係や当番活動に積極的に参加する。 働くことの楽しさが分かる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設・職場見学等を通して、働くことの大切さや苦労が分かる。 学んだり体験したりしたこと、生活や職業との関連を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の職業生活との関連の中で、今の学習の必要性や大切さを理解する。 体験等を通して、勤労の意義や働く人々の様々な思いが分かる。 係・委員会活動や職場体験等で得たことを、以後の学習や選択に生かす。 	<ul style="list-style-type: none"> 就業等の社会参加や上級学校での学習等に関する探索的・試行的な体験に取り組む。 社会規範やマナー等の必要性や意義を体験を通して理解し、習得する。 多様な職業観・勤労観を理解し、職業・勤労に対する理解・認識を深める。
将来設計能力	夢や希望を持って将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら、前向きに自己の将来を設計する。	【役割把握・認識能力】 生活・仕事上の多様な役割や意義及びその関連等を理解し、自己の果たすべき役割等についての認識を深めていく能力	<ul style="list-style-type: none"> 家の手伝いや割り当てられた仕事・役割の必要性が分かる。 	<ul style="list-style-type: none"> 互いの役割や役割分担の必要性が分かる。 日常の生活や学習と将来の生き方との関係に気付く。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会生活にはいろいろな役割があることやその大切さが分かる。 仕事における役割の関連性や変化に気付く。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の役割やその進め方、よりよい集団活動のための役割分担やその方法等が分かる。 日常の生活や学習と将来の生き方との関係を理解する。 様々な職業の社会的役割や意義を理解し、自己の生き方を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・社会において自己の果たすべき役割を自覚し、積極的な役割に取り組む。 ライフステージに応じた個人的・社会的役割や責任を理解する。 将来設計に基づいて、今取り組むべき学習や活動を理解する。
		【計画実行能力】 目標とすべき将来の生き方や進路を考え、それを実現するための進路計画を立て、実際の選択行動等で実行していく能力	<ul style="list-style-type: none"> 作業の準備や片づけをする。 決められた時間やきまりを守るようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の夢や希望を持つ。 計画づくりの必要性に気付く、作業の手順が分かる。 学習等の計画を立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来のことを考える大切さが分かる。 憧れとする職業を持ち、今、しなければならぬことを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の夢や職業を思い描き、自分にふさわしい職業や仕事への関心・意欲を高める。 進路計画を立てる意義や方法を理解し、自分の目指すべき将来を暫定的に計画する。 将来の進路希望に基づいて当面の目標を立て、その達成に向けて努力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生きがい・やりがいがあり自己を生かせる生き方や進路を現実的に考える。 職業についての総合的・現実的な理解に基づいて将来を設計し、進路計画を立案する。 将来設計、進路計画の見直し再検討を行い、その実現に取り組む。
意思決定能力	自らの意志と責任でよりよい選択・決定を行うとともに、その過程での課題や葛藤に積極的に取り組み克服する。	【選択能力】 様々な選択肢について比較検討したり、葛藤を克服したりして、主体的に判断し、自らにふさわしい選択・決定を行っていく能力	<ul style="list-style-type: none"> 自分の好きなもの、大切なものを持つ。 学校でしてよいことと悪いことがあることが分かる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分のやりたいこと、よいと思うことなどを考え、進んで取り組む。 してはいけないことが分かり、自制する。 	<ul style="list-style-type: none"> 係活動などで自分のやりたい係、やりそうな係を選ぶ。 教師や保護者に自分の悩みや葛藤を話す。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己の個性や興味・関心等に基づいて、よりよい選択をしようとする。 選択の意味や判断、決定の過程、結果には責任が伴うことなどを理解する。 教師や保護者と相談しながら、当面の進路を選択し、その結果を受け入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 選択の基準となる自分なりの価値観、職業観・勤労観を持つ。 多様な選択肢の中から、自己の意志と責任で当面の進路や学習を主体的に選択する。 進路希望を実現するための諸条件や課題を理解し、実現可能性について検討する。 選択結果を受容し、決定に伴う責任を果たす。
		【課題解決能力】 意思決定に伴う責任を受け入れ、選択結果に適応するとともに、希望する進路の実現に向け、自ら課題を設定してその解決に取り組む能力	<ul style="list-style-type: none"> 自分のことは自分で行おうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の仕事に対して責任を感じ、最後までやり通そうとする。 自分の力で課題を解決しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活や学習上の課題を見つつけ、自分の力で解決しようとする。 将来の夢や希望を持ち、実現を目指して努力しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習や進路選択の過程を振り返り、次の選択場面を生かす。 よりよい生活や学習、進路や生き方等を目指して自ら課題を見出し、主体的に解決していくこととする。 課題に積極的に取り組み、主体的に解決していくこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来設計、進路希望の実現を目指して、課題を設定し、その解決に取り組む。 自分を生かす役割を果たしていく上での様々な課題とその解決策について検討する。 理想と現実との葛藤経験等を通し、様々な困難を克服するスキルを身につける。

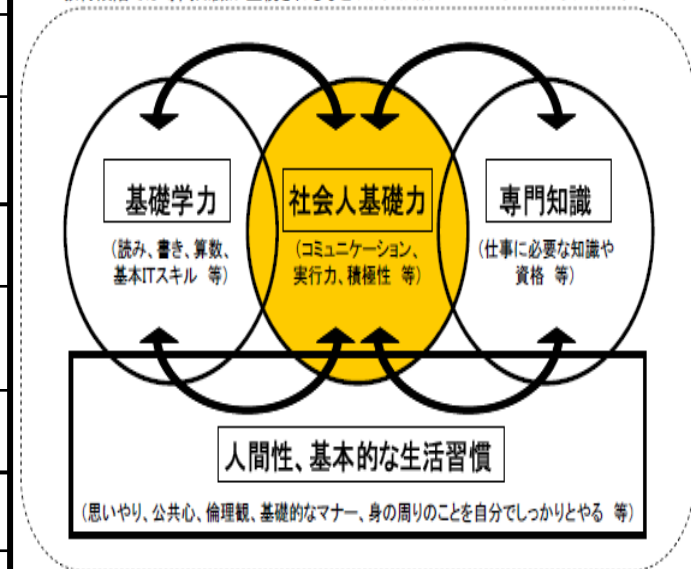
「社会人基礎力」

組織や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な能力

分類	能力要素	内容
前に踏み出す力 (アクション)	主体性	物事に進んで取り組む力 例) 指示を待つのではなく、自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む。
	働きかけ力	他人に働きかけ巻き込む力 例) 「やろうじゃないか」と呼びかけ、目的に向かって周囲の人々を動かしていく。
	実行力	目的を設定し確実に行動する力 例) 言われたことをやるだけでなく自ら目標を設定し、失敗を恐れず行動に移し、粘り強く取り組む。
考え抜く力 (シンキング)	課題発見力	現状を分析し目的や課題を明らかにする力 例) 目標に向かって、自ら「ここに問題があり、解決が必要だ」と提案する。
	計画力	課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力 例) 課題の解決に向けた複数のプロセスを明確にし、「その中で最善のものは何か」を検討し、それに向けた準備をする。
	創造力	新しい価値を生み出す力 例) 既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を考える。
チームで働く力 (チームワーク)	発信力	自分の意見をわかりやすく伝える力 例) 自分の意見をわかりやすく整理した上で、相手に理解してもらうように的確に伝える。
	傾聴力	相手の意見を丁寧に聴く力 例) 相手の話しやすい環境をつくり、適切なタイミングで質問するなど相手の意見を引き出す。
	柔軟性	意見の違いや立場の違いを理解する力 例) 自分のルールややり方に固執するのではなく、相手の意見や立場を尊重し理解する。
	状況把握力	自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力 例) チームで仕事をすると、自分がどのような役割を果たすべきかを理解する。
	規律性	社会のルールや人との約束を守る力 例) 状況に応じて、社会のルールに則って自らの発言や行動を適切に律する。
	ストレスコントロール力	ストレスの発生源に対応する力 例) ストレスを感じるがあっても、成長の機会だとポジティブに捉えて肩の力を抜いて対応する。

(職場や地域社会で活躍する上で必要となる能力について)

※それぞれの能力の育成については、小・中学校段階では基礎学力が重視され、高等教育段階では専門知識が重視されるなど、成長段階に応じた対応が必要となる。



資料: 経済産業省「社会人基礎力に関する研究会-中間取りまとめ」(平成18年1月)

「就職基礎能力」

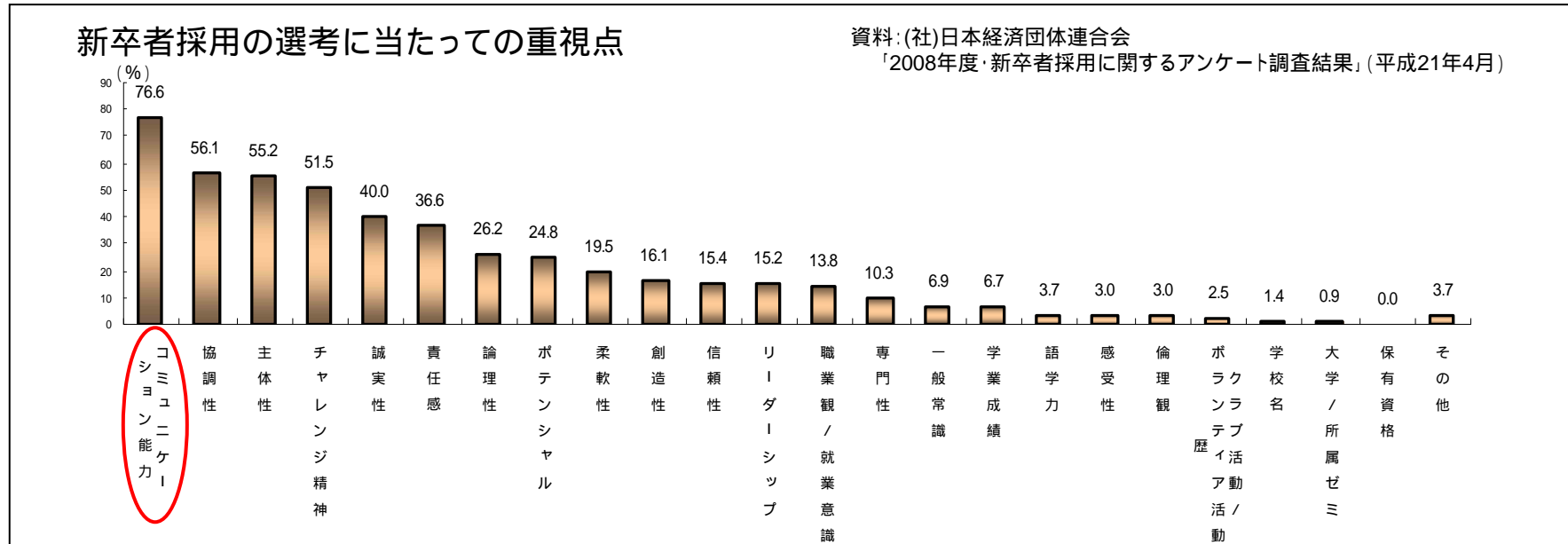
企業が採用に当たって重視し、基礎的なものとして比較的短期間の訓練により向上可能な能力

事務・営業の職種について、就職基礎能力のそれぞれの能力の具体的な内容についてレベル分け(=基礎(高校卒業レベル)、応用(大学卒業レベル))を行い、「就職基礎能力修得の目安」として整理

能力	要素	内容
コミュニケーション能力	意思疎通	自己主張と傾聴のバランスを取りながら効果的に意思疎通ができる
	協調性	双方の主張の調整を図り調和を図ることができる
	自己表現力	状況にあった訴求力のあるプレゼンができる
職業人意識	責任感	社会の一員として役割の自覚を持っている
	向上心・探求心	働くことへの関心や意欲を持ちながら進んで課題を見つけ、レベルアップを目指すことができる
	職業意識・勤労観	働くことへの関心や意欲を持ちながら進んで課題を見つけ、レベルアップを目指すことができる
基礎学力	読み書き	職務遂行に必要な文書知識を持っている
	計算・数学的思考	職務遂行に必要な数学的な思考方法や知識を持っている
	社会人常識	社会人として必要な常識を持っている
ビジネスマナー	基本的なマナー	集団社会に必要な気持ちの良い受け答えやマナーの良い対応ができる
資格取得	情報技術関係	社会人として必要なコンピュータの基本機能の操作や情報処理・活用ができる
	経理・財務関係	社会人として必要な経理・会計、財務に関する知識を持ち活用ができる
	語学力関係	社会人として必要な英語に関する知識を持ち活用ができる

新規採用にあたって重視する点

(社)日本経済団体連合会の調査



(社)経済同友会の調査

新卒の採用選考の際、特に重視する能力

資料: (社)経済同友会
「企業の採用と教育に関するアンケート調査」(平成20年5月)

	大学卒		大学院卒		短期大学卒		専門学校卒	
第1位	熱意・意欲	77.2%	熱意・意欲	70.5%	熱意・意欲	78.6%	熱意・意欲	77.0%
第2位	行動力・実行力	49.5%	行動力・実行力	45.3%	協調性	59.3%	協調性	59.3%
第3位	協調性	43.4%	協調性	38.2%	行動力・実行力	38.6%	行動力・実行力	37.8%
第4位	論理的思考力	21.7%	専門知識・研究内容	28.0%	表現力・プレゼンテーション能力	17.2%	専門知識・研究内容	23.0%
第5位	問題解決力	18.1%	論理的思考力	23.6%	常に新しい知識・能力を学ぼうとする力	16.6%	表現力・プレゼンテーション能力	17.0%